

中央区保健医療福祉計画 2020（仮称）

中央区保健医療福祉計画推進委員会

報告書(案)

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景	1
2 策定の趣旨及び方向性	3
3 計画の位置付け	4
4 計画の期間	5
第2章 区の現状	6
1 人口推計等	6
2 関連分野における取組状況	19
3 保健医療福祉等各分野に共通して取り組むべき課題	24
第3章 基本理念と施策体系	27
1 基本理念・基本目標	27
2 基本施策	27
3 施策の体系	28
第4章 施策の方向性	30
1 地域包括ケアのしくみづくり	30
2 気づきあい支えあいつながる地域づくり	45
3 地域生活を支える保健医療福祉の基盤づくり	58
第5章 計画の推進に向けて	73
1 圏域について	73
2 連携・協働による計画の推進	74
3 計画の進行管理	75
資料編	80
1 「地域カルテ」（日本橋地域、京橋地域、月島地域）	80
2 中央区保健医療福祉計画推進委員会設置要綱	108
3 中央区保健医療福祉計画推進委員会、地域福祉専門部会 委員名簿	110
4 中央区保健医療福祉計画推進委員会、地域福祉専門部会 検討経過	112
5 相談支援機関ヒアリング調査の実施概要	113
6 地域活動者・団体グループインタビュー調査の実施概要	114

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

●地域社会を取り巻く環境

核家族化の進展や単身世帯の増加に加えて住環境の変化や情報化社会の進展等を背景に地域住民のつながりが希薄化している中、ライフスタイルや価値観の多様化など地域社会を取り巻く環境が大きく変化しています。一方で、ひきこもりや虐待、孤立死、介護離職などさまざまな社会問題が表面化しており、あらためて地域での支え合いの重要性が問われています。

●区を取り巻く状況

本区では、平成 27（2015）年に「中央区保健医療福祉計画 2015」（以下「計画 2015」という。）を策定して以降、定住人口は増加を続け、人口構成においては、特に 30 歳代、40 歳代の子育て世帯の人口が多く、これに伴い乳幼児人口も高い割合で推移しています。また、共働き世帯の増加や就業形態や価値観の多様化に伴い、地域活動への関わり方の変化や担い手不足など地域コミュニティに関して新たな課題が生じています。今後も引き続き定住人口が増加することや、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会後に晴海地区に新たなまちが形成されるなど、区を取り巻く状況はさらに大きく変わっていくことが予想されます。

●「地域共生社会」の実現に向けた動き

平成 28（2016）年 6 月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において「地域共生社会」という考え方が示され、これまでの制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係性を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人や資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことが求められています。

「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）【概要】

平成29年2月7日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定

「地域共生社会」とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

改革の背景と方向性

公的支援の『縦割り』から『丸ごと』への転換

- 個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的な支援
- 人口減少に対応する、分野をまたがる総合的サービス提供の支援

『我が事』・『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへの転換

- 住民の主体的な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出す
- 地域の資源を活かし、暮らしと地域社会に豊かさを生み出す

改革の骨格

地域課題の解決力の強化

- 住民相互の支え合い機能を強化、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制を整備【29年制度改革】
- 複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築【29年制度改革】
- 地域福祉計画の充実【29年制度改革】

地域を基盤とする包括的支援の強化

- 地域包括ケアの理念の普遍化：高齢者だけでなく、生活上の困難を抱える方への包括的支援体制の構築
- 共生型サービスの創設【29年制度改革・30年報酬改定】
- 市町村の地域保健の推進機能の強化、保健福祉横断的な包括的支援のあり方の検討

「地域共生社会」の実現

- 多様な担い手の育成・参画、民間資金活用の推進、多様な就労・社会参加の場の整備
- 社会保障の枠を超え、地域資源（耕作放棄地、環境保全など）と丸ごとつながることで地域に「循環」を生み出す、先進的取組を支援

- 対人支援を行う専門資格に共通の基礎課程創設の検討
- 福祉系国家資格を持つ場合の保育士養成課程・試験科目の一部免除の検討

地域丸ごとつながりの強化

専門人材の機能強化・最大活用

出典：厚生労働省作成資料より抜粋

●社会福祉法の改正

平成29（2017）年6月に改正された社会福祉法では、「地域共生社会」の実現に向けた「我が事・丸ごと」の地域づくりおよび包括的な支援体制の整備やこれを推し進めるための計画の策定が努力義務化され、福祉の各分野で共通して取り組む事項を定めた、分野別個別計画の上位計画として位置付けることとされています。

中でも、地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者を《地域住民等》とし、相互に協力して地域福祉の推進に努める主体として位置づけています。さらに、地域福祉を推進するに当たっては、保健医療福祉にとどまらず、住まい、就労、教育に関する課題および地域社会からの孤立その他の日常生活を営み活動していく上での各般の課題を《地域生活課題》と規定し、課題を全人的に、また、世帯全体で捉えること、その対応にあたっては関係者同士の連携の重要性について示されており、自治体は地域住民等と連携して地域生活課題の解決を促進する施策を展開していくことが求められています。

●地域包括ケアシステムの普遍化

支援を必要とする人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる社会の実現を目指し、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援を包括的・継続的に確保する「地域包括ケアシステム」の考え方が、地域における制度横断的な包括的支援という仕組みとして高齢者の分野で発展してきました。

この包括的支援体制を、子ども、子育て家庭、障害者、生活困窮者、外国人、その他支援を必要とする人全体へと広げ、制度や分野を超えた共通の考え方として普遍化していくことが「地域共生社会」の実現につながります。

2 策定の趣旨及び方向性

これまで、計画 2015 では障害者、高齢者等の各分野と地域福祉の分野を並列して方向性を記載していましたが、改正社会福祉法において、区市町村の地域福祉計画は福祉の各分野における共通して取り組む事項を定めることや上位計画として位置付けることが示されました。

計画 2015 の中間期にあたり、平成 30（2018）年度から中央区保健医療福祉計画推進委員会を設置し、計画 2015 の評価を実施しました。令和元（2019）年 6 月には区に対して評価報告がなされ、12 項目の各分野に共通して取り組むべき課題や地域福祉推進にあたっての重点事項が示されました。

改定にあたっては、中央区保健医療福祉計画推進委員会による評価報告、法改正の趣旨や社会情勢も踏まえて、区民一人一人が自分らしく安心して暮らせるまちを実現させるためにも、子ども、障害者、高齢者、保健医療などの福祉諸計画・施策の「総合化」を図る観点から、分野別の計画を横につなぎ、総合的かつ包括的に推進していく計画とする必要があります。

このたび、以下の《計画の基本的考え方》の各視点を踏まえた新たな計画として『中央区保健医療福祉計画 2020』（仮称）を策定します。

《 計画の基本的考え方 》

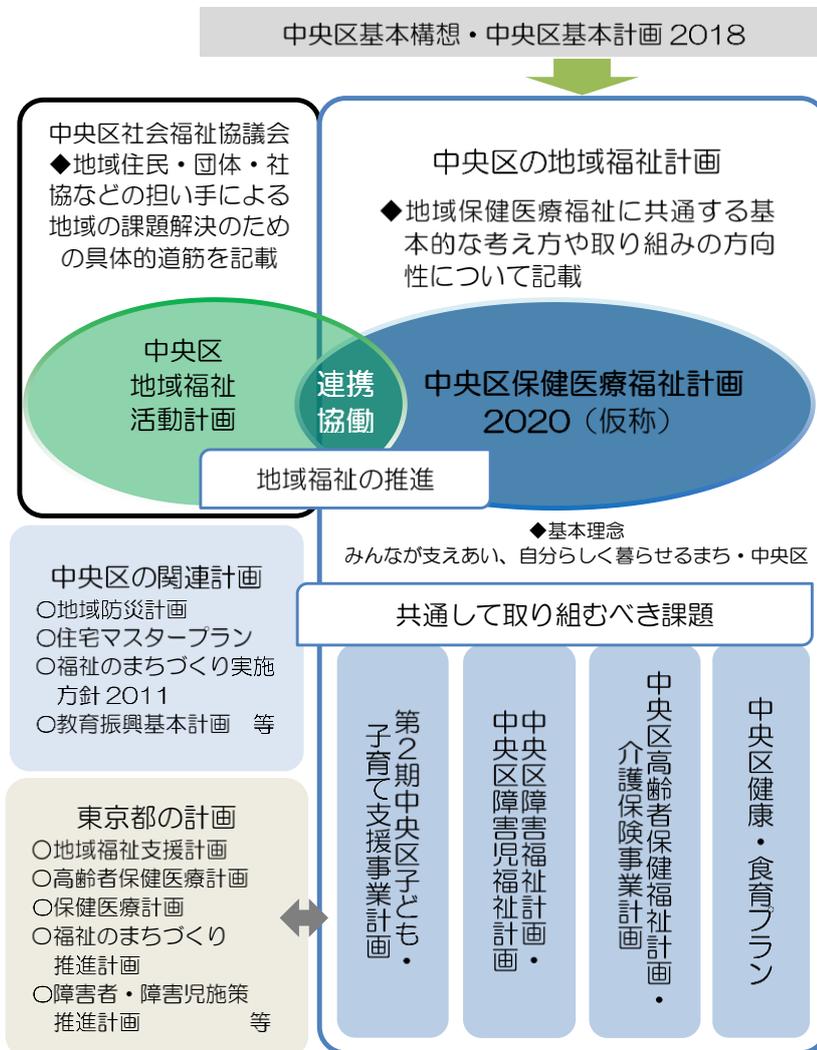
- 保健医療福祉分野に共通する課題のみならず、社会的孤立、制度の狭間、サービスにつながらない課題、あるいは将来への不安など、多様で複雑化した地域生活課題は従来の公的福祉サービスだけで対応できる範囲を超えているため、あらためて地域での支え合いや福祉のコミュニティづくりを進めていきます。
- あらゆる人が安心して地域の中で自分らしく生活していくためには、区民一人一人や関係者が地域に生じているさまざまな問題や課題に気づき、関心を持ち、自分たちの地域をより良くしようという自然な思いの広がりや共有が生まれるよう、地域コミュニティを強化していきます。
- 地域において住民が主体となり、さまざまな団体や民間事業者等と連携した活動が活発に行われるよう、区がその環境の整備やきっかけづくりを支援し、地域の課題解決力を高めていきます。一方で、地域では解決できない課題については、区がその相談を包括的に受け止め、行政内部の各組織はもとより関連する専門機関や地域活動団体等の多機関が協働し、重層的な支援を行えるよう体制を構築していきます。
- 「中央区基本計画 2018」で示されている《多様な絆が融合した「プロアクティブ・コミュニティ¹」の確立》をはじめとした基本的な方向性を掲げ、「さまざまな人々が集い、交流し、絆をつないでいく温もりのある豊かな地域社会づくり」を実現するための各施策を展開することにより、将来像【輝く未来へ橋をかける — 人が集まる粋なまち】を実現していきます。
- 地域共生社会の実現に向けて、基本計画で掲げる施策との連携を高めるとともに、関連する分野別計画との一体的な施策・事業展開により、これまで取り扱ってきた保健医療福祉分野に限定しない包括的取組を推進していきます。

¹ プロアクティブ・コミュニティ：自ら率先して地域における課題を解決し、快適な暮らしを実現していく社会。

3 計画の位置付け

- 本計画は、「中央区基本構想」および「中央区基本計画 2018」を上位計画とします。
- 本計画は、社会福祉法第 107 条²に基づく「市町村地域福祉計画」です。
- 本区の「子ども・子育て支援事業計画」、「障害福祉計画・障害児福祉計画」、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」及び「健康・食育プラン」といった福祉分野の各個別計画の上位計画であり、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」を盛り込んだ保健・医療・福祉の総合計画とします。
- 本計画は、国、東京都および区の関連計画と整合を図っていきます。
- 中央区社会福祉協議会が策定する「中央区地域福祉活動計画」とは車の両輪の関係にあるため、相互に連携・協働することにより、一体的に地域福祉施策を推進していきます。

《 計画の関連図 》



² 社会福祉法第 107 条（市町村地域福祉計画）：市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 包括的な支援体制の整備に関する事項

4 計画の期間

- 本計画の期間は令和2（2020）年度から令和8（2026）年度までの7年間とします。
- 今後は、本計画の見直しを行うタイミングをより関連の深い高齢者および障害者の法定事業計画の改定時期と合わせることにし、令和5（2023）年度に中間期の見直し、令和8（2026）年度に改定を行います。
- 令和9（2027）年度以降は、計画期間を6年間として前後期3年ごとに見直しを行っていきます。

	H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018	R1 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028
基本計画	基本計画2013			前期				後期						
				基本計画2018										
保健医療福祉計画 （地域福祉計画）	第4次 2015				前期				後期			第6次 （2027～6年）		
					第5次 2020(仮)7年									
中央区障害福祉計画・ 障害児福祉計画(3年)	第4期障害福祉計画			第5期障害福祉計画・ 第1期障害児福祉計画		第6期 第2期		第7期 第3期		第8期 第4期				
中央区高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画(3年)	第6期			第7期		第8期		第9期		第10期				
中央区子ども・子育て 支援事業計画(5年)	第1期子ども・子育て支援事業計画				第2期				第3期					
中央区健康・食育プラン	プラン2013							プラン(2023～)						
社会福祉協議会 地域福祉活動計画				地域福祉活動計画 (2016～2020)				地域福祉活動計画 (2021～未定)						

第2章 区の現状

1 人口推計等

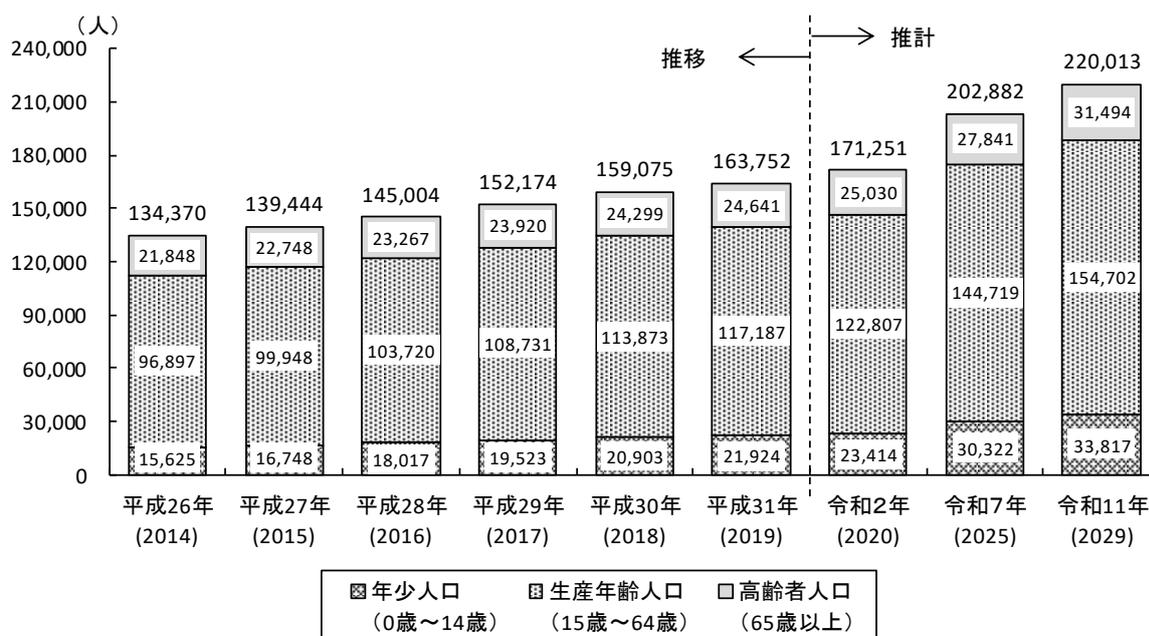
(1) 人口の推移と推計

① 年齢3区分別人口の推移と推計

近年のマンション開発等による人口増加に加え、今後も東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会終了後の晴海地区における住宅開発等により人口は増加傾向にあり、令和6（2024）年度には20万人、令和11（2029）年度には22万人を超えると推計されます。

特に年少人口の増加が著しく、令和11（2029）年には33,817人になると推計されています。一方、高齢者人口については、年少人口や生産年齢人口と比べると伸び率はゆるやかであるものの、令和11（2029）年時点で31,494人まで増加することが見込まれます。

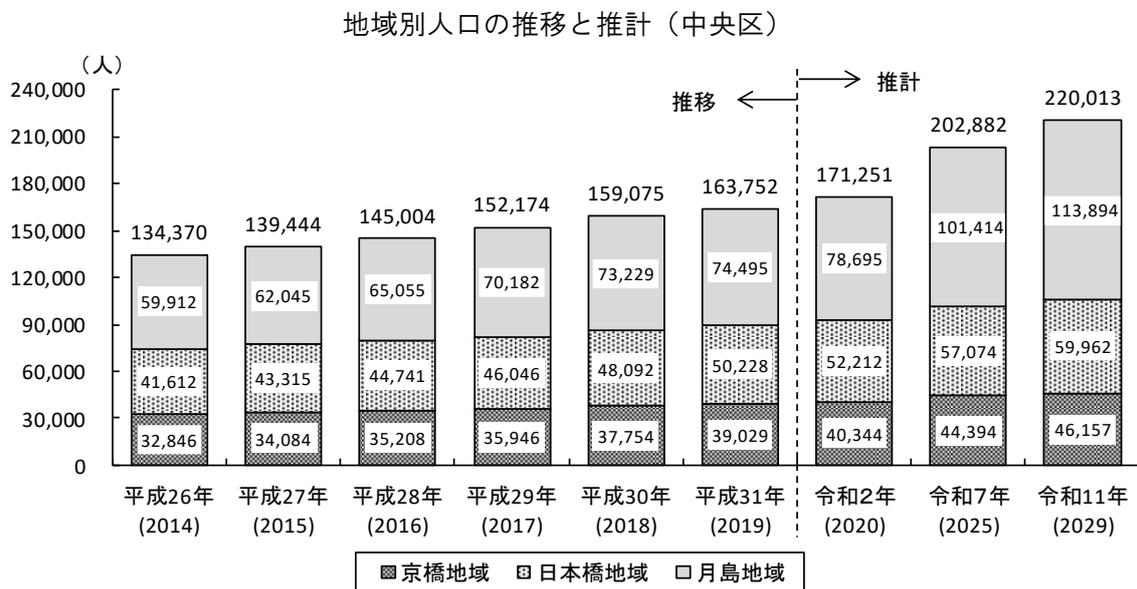
年齢3区分別人口の推移と推計（中央区）



資料：中央区「住民基本台帳」（各年4月1日現在）
 ※令和2年以降は区の推計値（平成31年4月1日現在の人口を基準人口として作成）

② 地域別人口の推移と推計

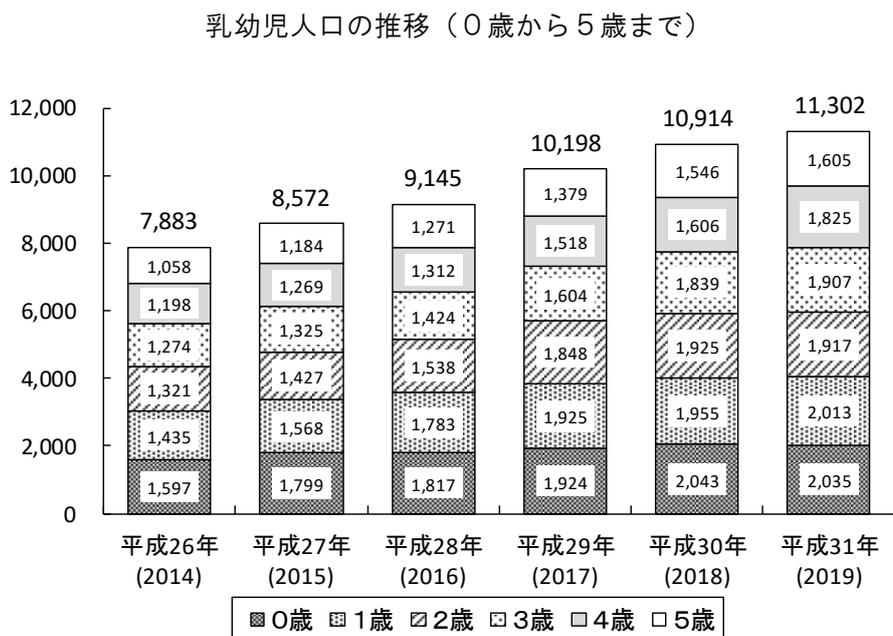
本区の地域別（京橋、日本橋、月島）人口は、いずれの地域の人口も増加傾向にあり、特に月島地域では人口の増加が著しく、令和11（2029）年度には、月島地域の占める割合が全人口の半数を超えると見込まれています。



資料：中央区「住民基本台帳」（各年4月1日現在）
 ※令和2年以降は区の推計値（平成31年4月1日現在の人口を基準人口として作成）

③ 乳幼児人口の推移

本区の乳幼児人口は増加傾向にあり、平成26（2014）年度から平成31（2019）年度までに3,419人増え、5年間で約1.43倍に急増しています。

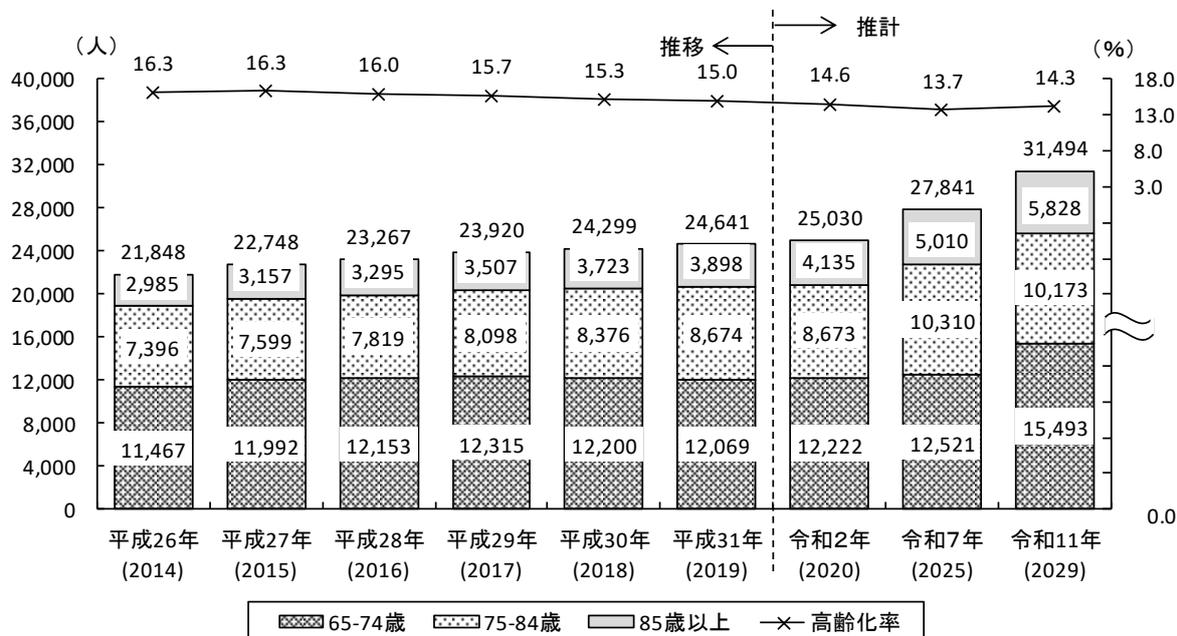


資料：中央区「住民基本台帳」（各年4月1日現在）

④ 高齢者人口の推移と推計

本区の高齢化率は全体の人口増加により低下していますが、高齢者の総数は、今後令和11（2029）年までの10年間で6,853人増え約1.28倍となり、中でも75歳以上の後期高齢者は3,429人増加すると推計されます。

年齢区分別高齢者人口の推移と推計（中央区）

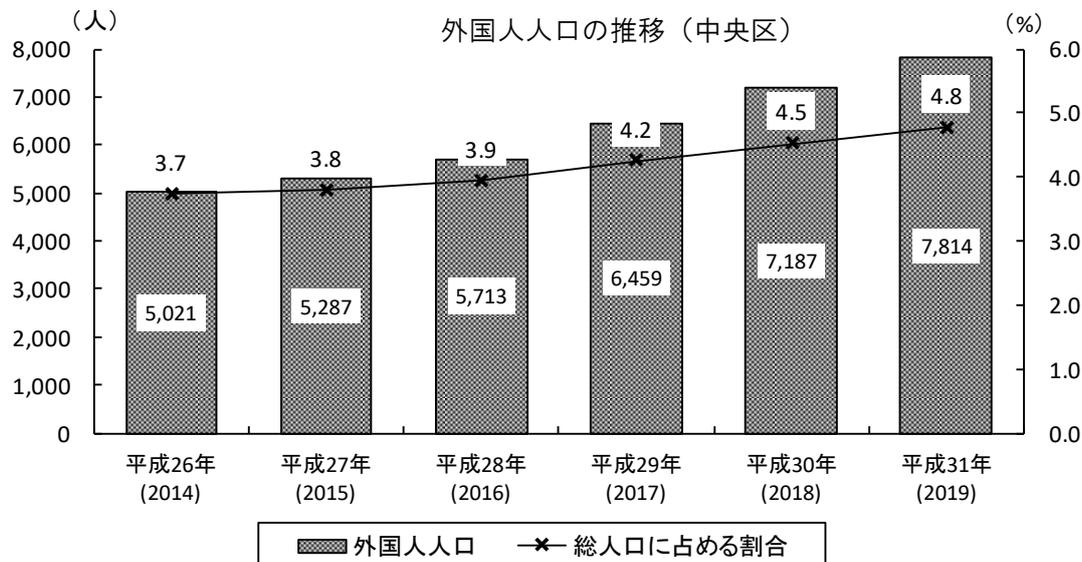


資料：中央区「住民基本台帳」（各4月1日現在）

※令和2年以降は区の推計値（平成31年4月1日現在の人口を基準人口として作成）

⑤ 外国人人口の推移

本区的外国人人口は近年増加傾向にあり、平成26（2014年）と比べると、平成31（2019年）は約1.56倍の7,814人となり、総人口の約4.8%を占めています。

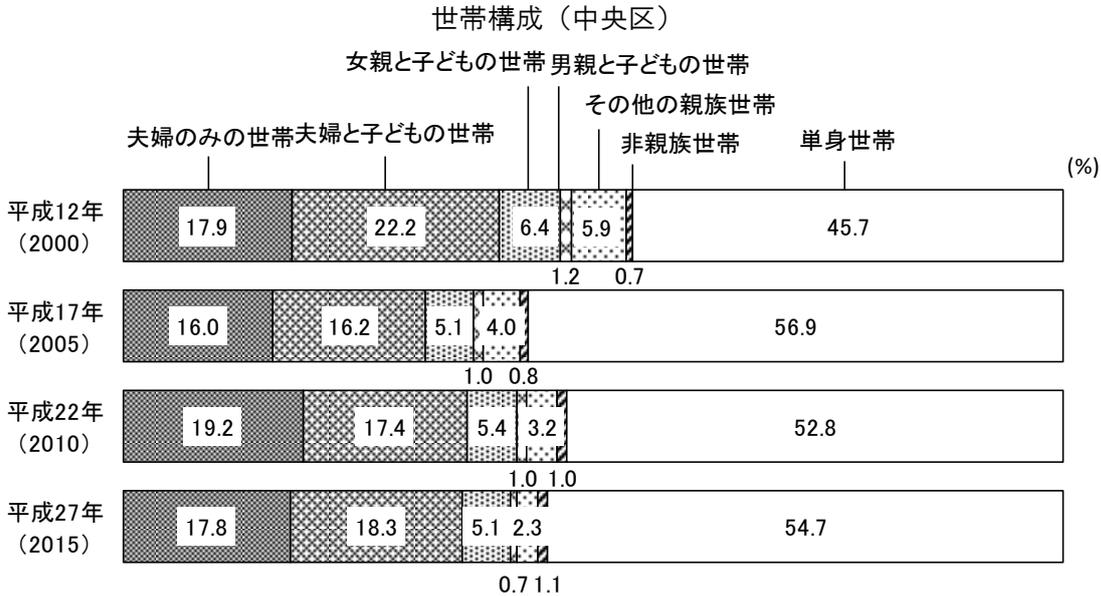


資料：中央区「住民基本台帳」（各年4月1日現在）

(2) 世帯の状況

① 世帯構成

本区は単身世帯が多く、平成27（2015）年では5割以上を占めています。



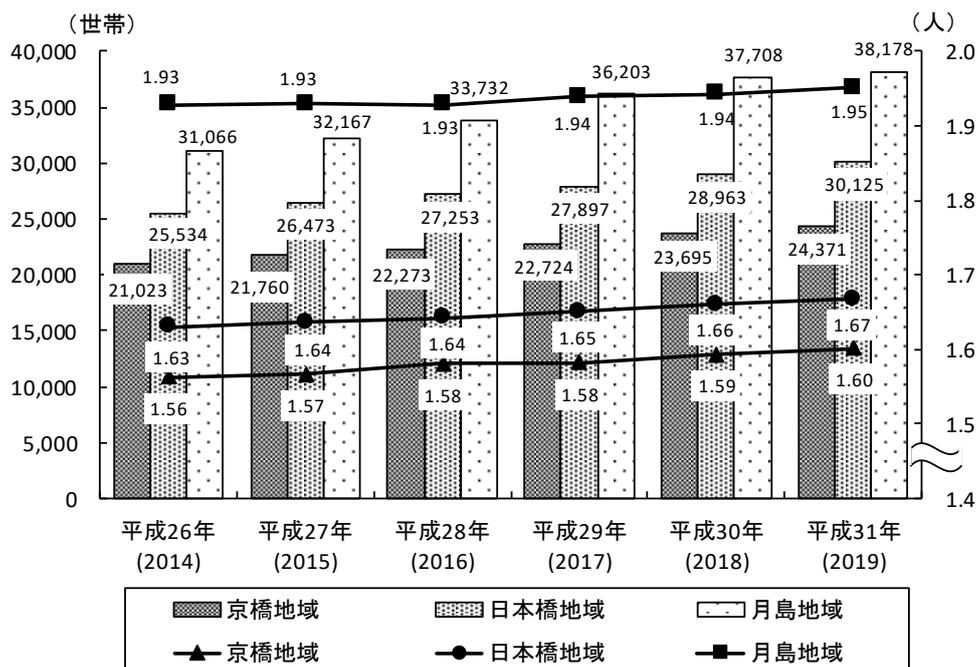
資料：総務省統計局「国勢調査」（平成12年、平成17年、平成22年、平成27年）

② 地域別世帯数および世帯人員の推移

本区の地域別世帯数を見ると、いずれの地域も増加しており、平成31（2019）年の世帯数は、月島地域が38,178世帯で最も多くなっています。

地域別の世帯人員数は、月島地域が1.95人と最も多く、日本橋地域は1.67人、京橋地域は1.60人となっています。

地域別世帯数および世帯人員の推移（中央区）



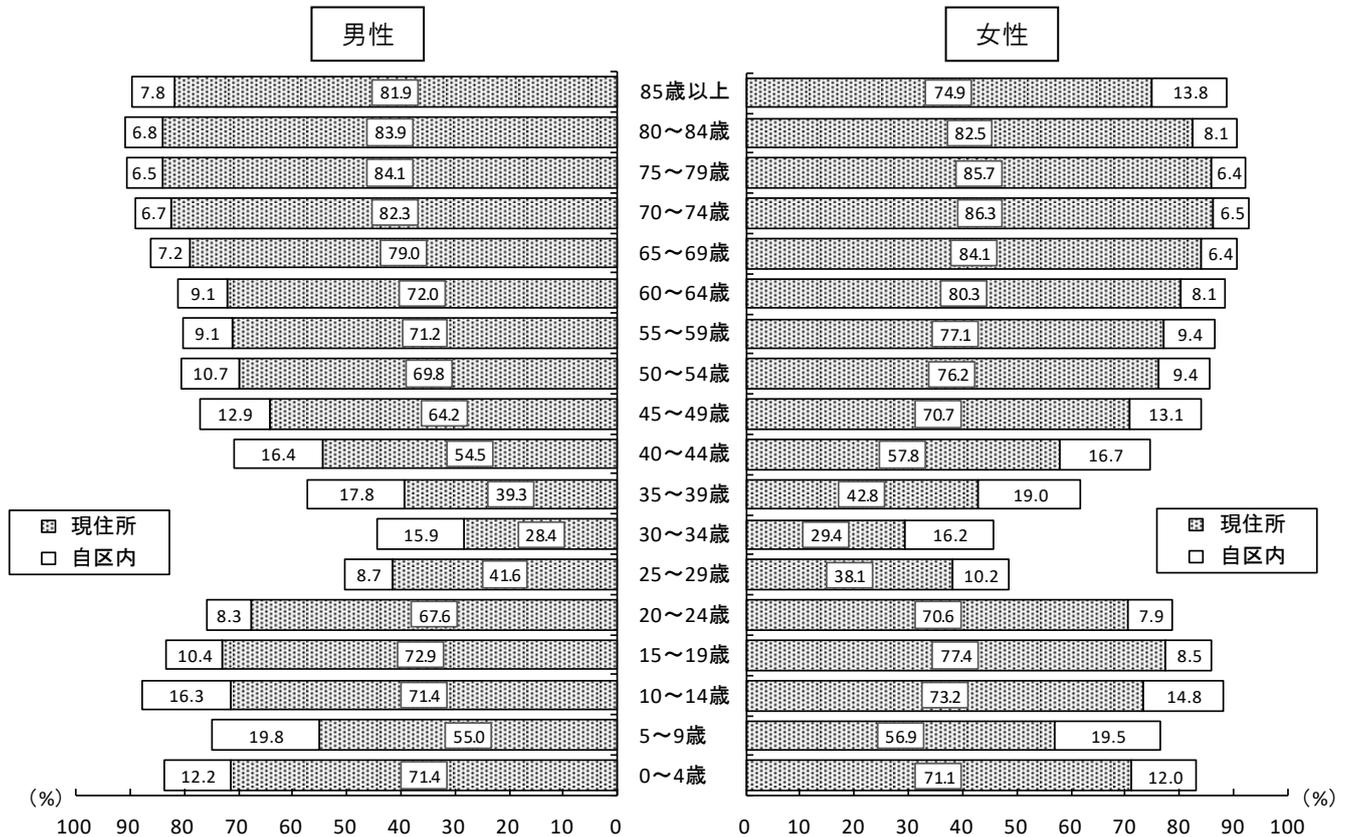
資料：中央区「住民基本台帳」（各年4月1日現在）

(3) 定住率

本区の平成27（2015）年の定住率を性別に見ると、30～34歳の男女の定住率が最も低く、男性は80～84歳、女性は70～74歳での定住率が最も高くなっています。

本区の定住率は39.7%であり、東京都区部の中でも、港区、千代田区に次いで、3番目に低くなっています。

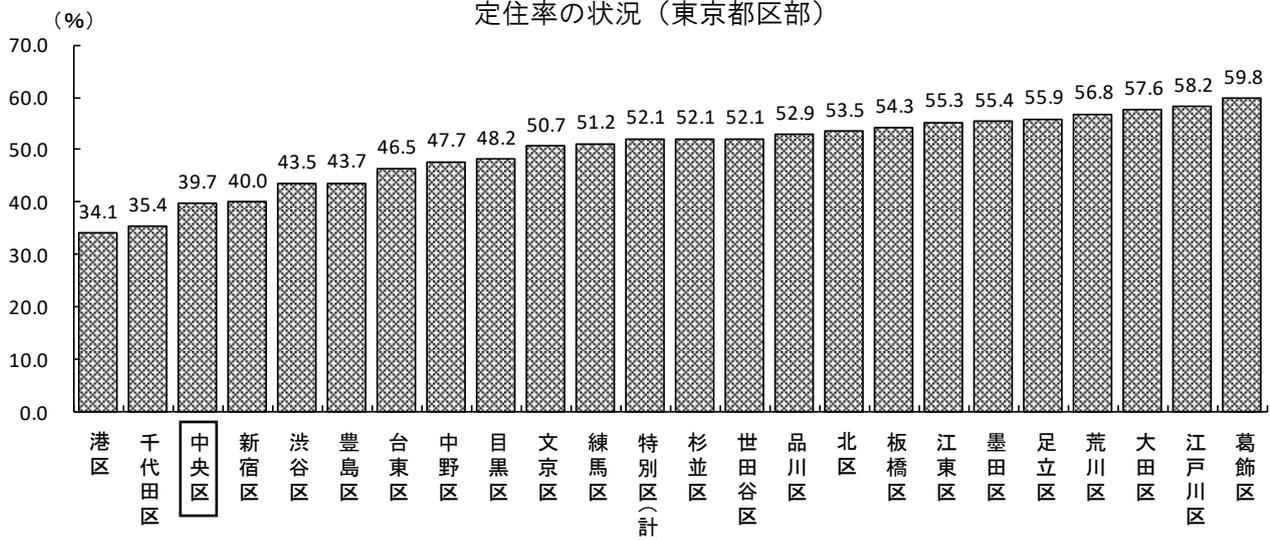
定住率の状況（中央区）



資料：総務省統計局「国勢調査」（平成27年）

※定住率は5年間現住所または区内に居住している割合。5歳未満は、出生後にふだん住んでいた場所による

定住率の状況（東京都区部）



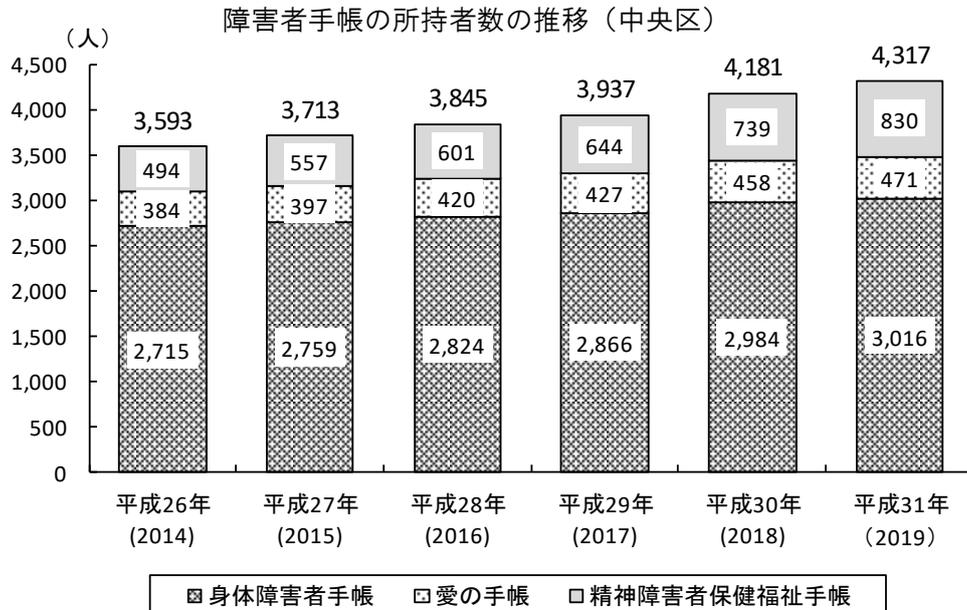
資料：総務省統計局「国勢調査」（平成27年）

(4) 障害者・難病患者

① 障害者手帳の所持者数の推移

本区の障害者手帳の所持者数は、いずれの手帳所持者数も増加傾向にあり、合計数は平成26（2014）年では3,593人でしたが、平成31（2019）年は4,317人となっています。

身体障害者の障害部位別の内訳は、肢体不自由と内部障害が多く、肢体不自由は全体の約半数、内部障害は全体の約3分の1を占めています。



身体障害者手帳所持者数の推移（部位別）

年次	総数	部位別				
		視覚障害	聴覚平衡機能障害	音声言語機能障害	肢体不自由	内部障害
平成26年(2014)	2,715	183	146	35	1,404	947
平成27年(2015)	2,759	181	160	37	1,429	952
平成28年(2016)	2,824	182	157	34	1,448	1,003
平成29年(2017)	2,866	189	156	39	1,442	1,040
平成30年(2018)	2,984	190	161	42	1,465	1,126
平成31年(2019)	3,016	193	162	43	1,452	1,166

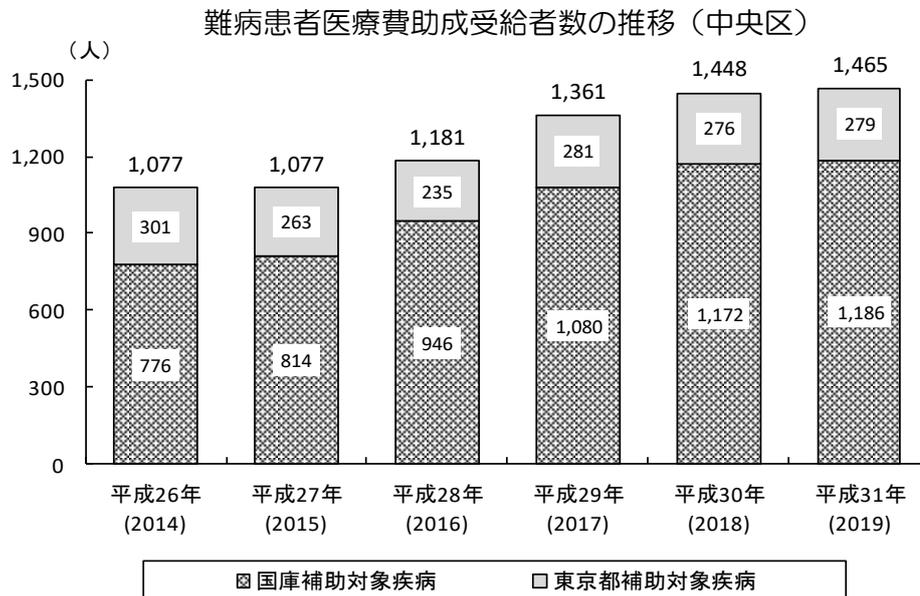
愛の手帳所持者数の推移（等級別）

年次	総数	等級別			
		1度	2度	3度	4度
平成26年(2014)	384	19	91	120	154
平成27年(2015)	397	20	95	118	164
平成28年(2016)	420	22	96	124	178
平成29年(2017)	427	24	92	121	190
平成30年(2018)	458	24	106	124	204
平成31年(2019)	471	24	108	124	215

資料：中央区（各年4月1日現在）

② 難病患者の状況

本区の難病患者医療費助成受給者数の推移は増加傾向にあり、平成26（2014）年から平成31（2019）年にかけて388件増加しており、平成31（2019）年は1,465件となっています。

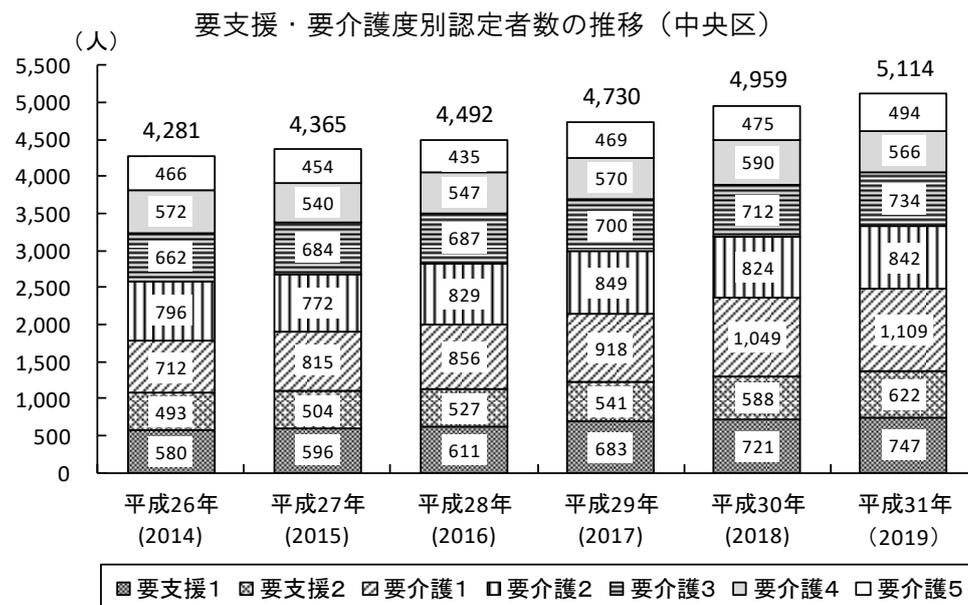


資料：中央区（各年4月1日現在）

(5) 高齢者

① 要支援・要介護認定者数の推移

本区の要支援・要介護認定者の総数は、平成26（2014）年以降一貫して増加しています。また、平成31（2019）年の要支援・要介護認定者数を平成26（2014）年と比べると、要介護4を除くすべての要支援・要介護度で増加しています。特に、要介護1は約1.56倍に増加しています。



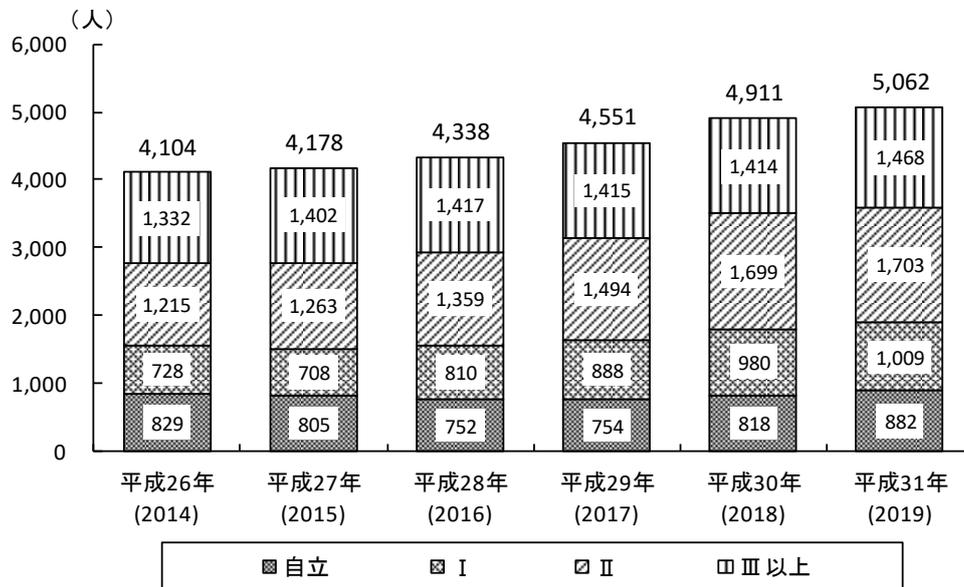
資料：中央区「介護保険事業状況報告」（各年3月31日現在）

※要支援・要介護認定者数は、第2号被保険者も含む

② 日常生活自立度別の認知症高齢者数の推移

要支援・要介護認定者のうち、日常生活自立度別の認知症高齢者数の推移をみると、生活に支障のある症状等がみられるⅡ以上の認知症高齢者数は、平成26（2014）年から平成31（2019）年にかけて624人増加し、平成31（2019）年は3,171人となっています。

日常生活自立度別の認知症高齢者数の推移（中央区）



資料：中央区（各年3月31日現在）

※転入者で自立度が把握できない者を除いて集計

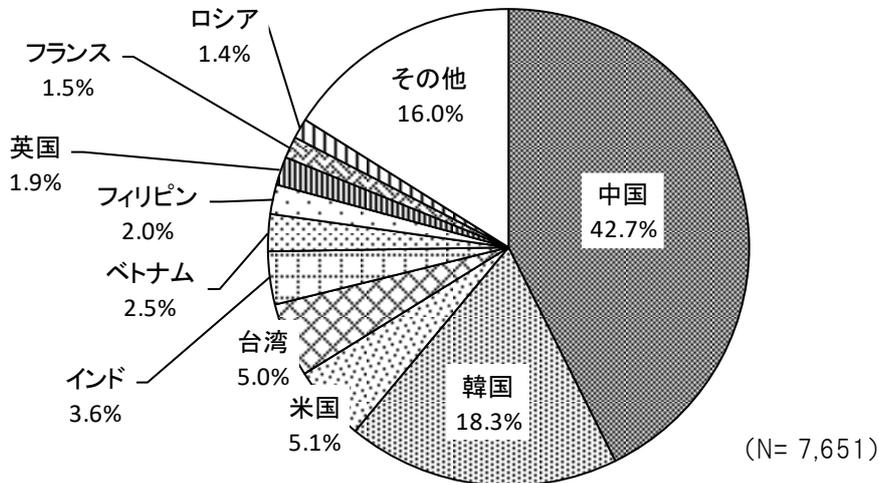
認知症高齢者の日常生活自立度

I	認知症を有するが、家庭内・社会で日常生活は自立
Ⅱ	生活に支障ある症状等があるが、他者の注意あれば自立 a: 家庭外で、上記の状態がみられる b: 家庭内でも、上記の状態がみられる
Ⅲ	日常生活に支障ある症状等があり、介護が必要 a: 日中を中心として、上記の状態がみられる b: 夜間を中心として、上記の状態がみられる
Ⅳ	日常生活に支障ある症状等が頻繁にあり、常時の介護要
M	著しい精神症状・周辺症状がみられ、専門医が必要

(6) 外国人の状況

本区の外国人人口の国籍・地域別内訳は、「中国」が最も多く約4割を占めており、次いで「韓国」、「米国」、「台湾」となっています。

外国人人口の国籍・地域別内訳（中央区、上位10位）



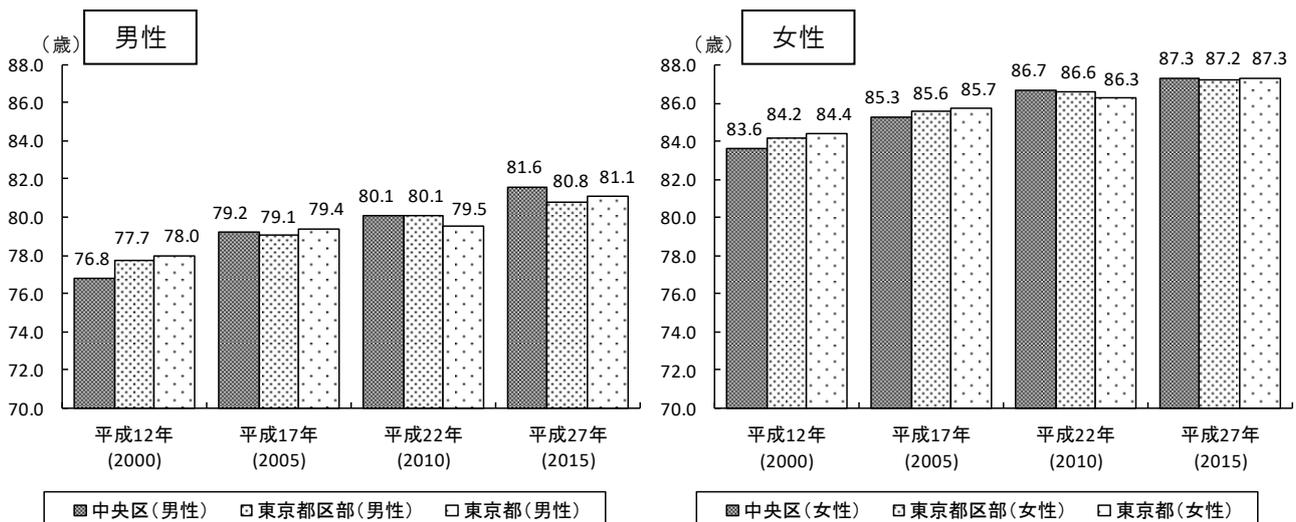
資料：東京都「外国人人口」（平成31年1月1日現在）

(7) 寿命・死因

① 平均寿命

本区の平均寿命は、男女ともに平成12（2000）年から平成27（2015）年にかけて伸びています。

平均寿命（中央区、東京都区部、東京都）（性別）



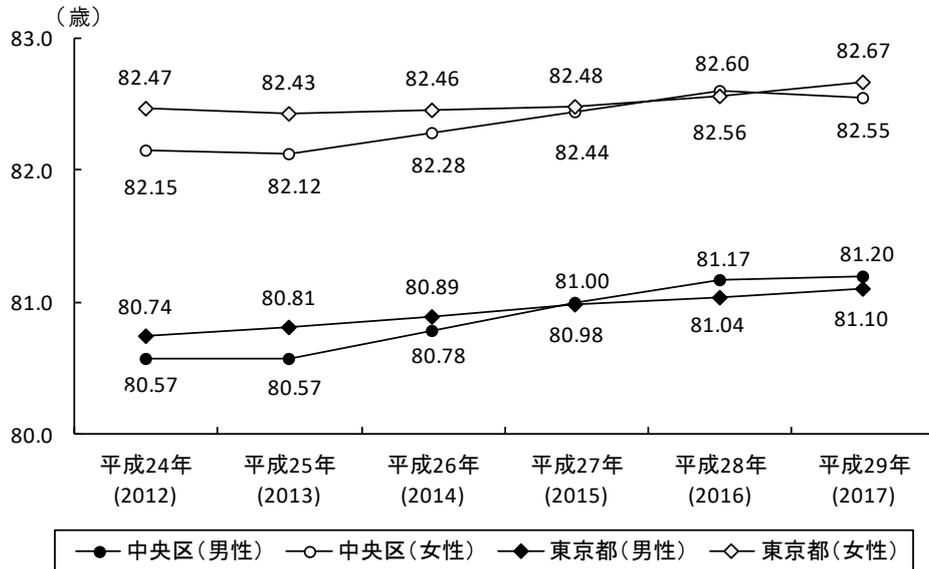
資料：厚生労働省「生命表」（平成12年、平成17年、平成22年、平成27年）

② 65歳健康寿命

本区の65歳健康寿命は男性より女性の方が長くなっています。

また、本区の平均寿命と65歳健康寿命を比較すると、男性は65歳健康寿命と平均寿命に大きな差は見られませんが、女性は5年程度の差がみられます。

65歳健康寿命の推移（中央区）



資料：東京都福祉保健局「都内各区市町村の65歳健康寿命」（各年）

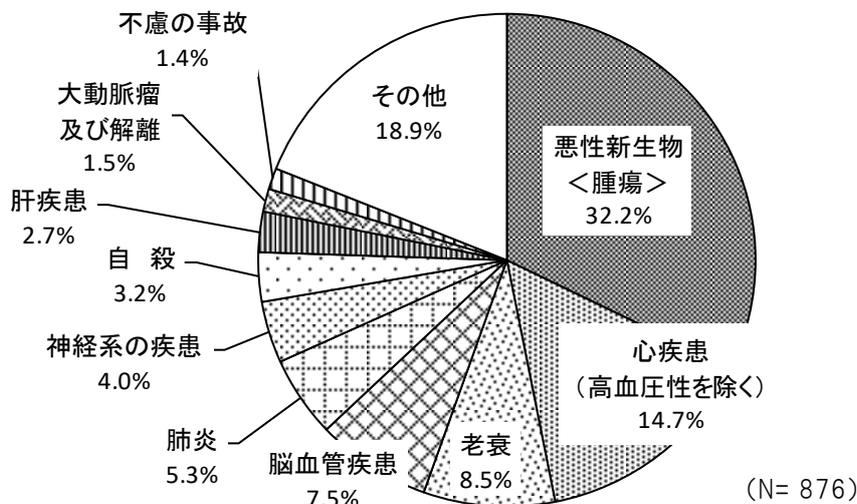
※65歳健康寿命（東京保健所長会方式）は、65歳の方が何らかの障害のために要介護認定を受けるまでの状態を健康と考え、その障害のために認定を受ける年齢を平均的に表すもの。

65歳健康寿命（歳）=65歳+65歳平均自立期間（要介護認定を受けるまでの期間の平均、健康と考える期間）（年）

③ 死亡原因

本区民の死因は、悪性新生物が最も多く、3割を占めています。次いで心疾患、老衰が多くなっており、これらの上位3位の割合を合わせると5割を超えています。

死亡原因（中央区、上位10位）



資料：東京都福祉保健局「人口動態統計」（平成29年）

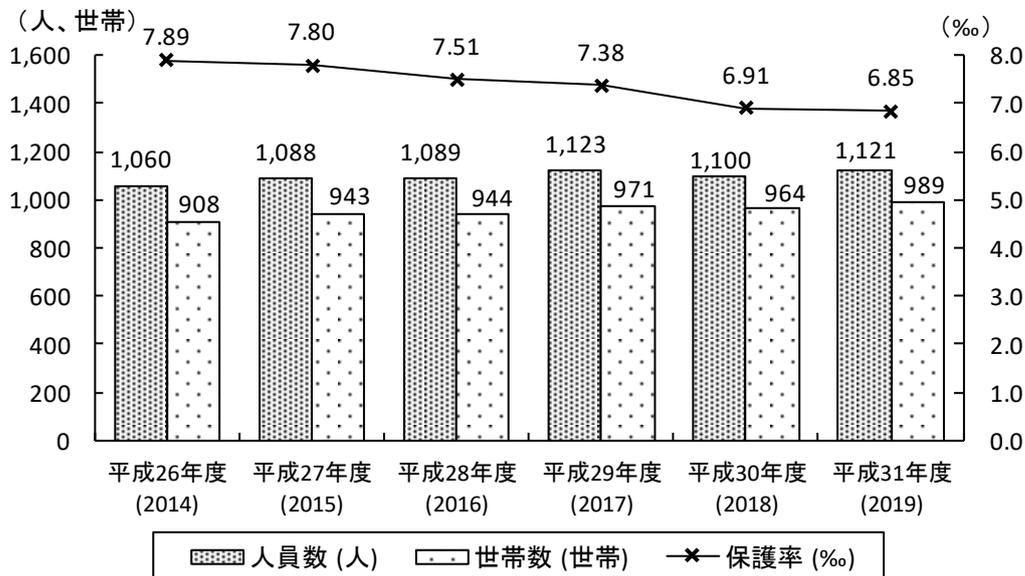
※令和2年以降は区の推計値（平成31年4月1日現在の人口を基準人口として作成）

(8) 生活保護・生活困窮等

① 生活保護世帯・人員数と保護率

本区の生活保護世帯数及び人員数は、近年横ばいで推移しています。本区の人口が増加傾向であるため、保護率は低下傾向であり、平成31（2019年）度は6.85%となっています。

生活保護世帯・人員数と保護率の推移（中央区）



資料：中央区（各年度4月1日現在）

※ 保護率とは、人口に占める生活保護受給者数の割合

※ %（パーセント）は千分率で、1,000分の1を1とする単位

(9) 地域コミュニティ

① 地域別町会・自治会数

本区の地域別町会・自治会数は、京橋地域で63、日本橋地域で68、月島地域で45となっており、合計で176となっています。

地域別町会・自治会数（中央区）

地域	京橋地域	日本橋地域	月島地域	合計
団体数	63	68	45	176

資料：中央区（平成31年4月1日現在）

② 防災区民組織の状況

防災区民組織は平成31（2019年）1月には154組織で、組織率は92.22%となっています。また、世帯数は平成31（2019年）1月には89,693世帯で、組織率は97.65%となっています。

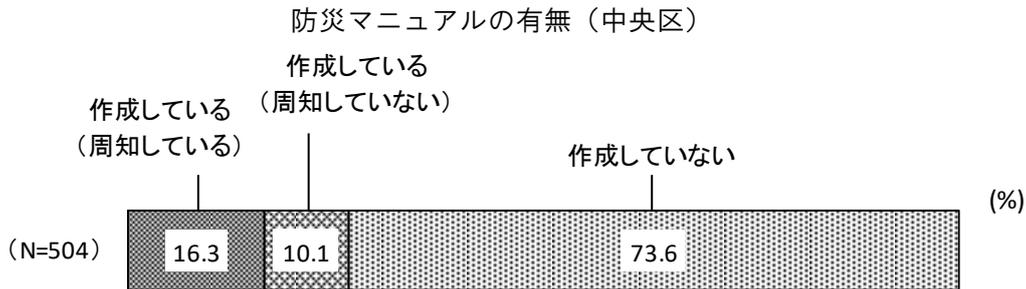
防災区民組織の状況（中央区）

地域	組織		未組織		組織率	
	組織数	世帯数	組織数	世帯数	組織数	世帯数
京橋地域	53	23,644	3	422	94.64%	98.25%
日本橋地域	57	29,518	7	270	89.06%	99.09%
月島地域	44	36,531	3	1,467	93.62%	96.14%
合計	154組織	89,693世帯	13組織	2,159世帯	92.22%	97.65%

資料：中央区（平成31年1月1日現在）※外国人を含んだ世帯数で算定

③ 防災マニュアルの有無

本区に分譲マンションが防災マニュアルを作成している割合は全体の4分の1程度の26.4%で、そのうち居住者へ周知しているのは16.3%に留まっています。

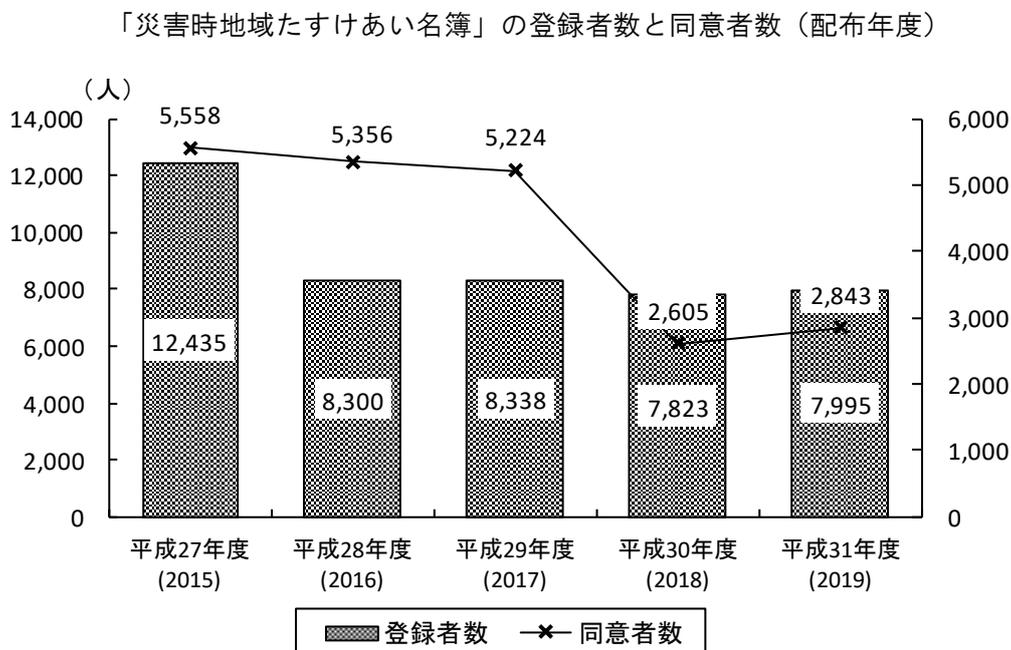


資料：中央区「分譲マンション管理組合アンケート調査結果」（平成28年）

④ 「災害時地域たすけあい名簿」の登録者数と同意者数の推移

本区の「災害時地域たすけあい名簿」の登録者数と名簿情報の外部提供同意者数の推移をみると、平成27（2015年）8月1日に中央区地域防災計画の修正に伴って名簿の登録用件を変更した平成28（2016年）度以降、登録者は8,000人前後で推移しています。

用件変更前の同意者は変更後もすべての方を継続して名簿に登録していましたが、平成29（2017年）度に全対象者への同意継続の意思確認を行った結果、それまで5,000人台で推移していた同意者数は平成30（2018年）度以降、3,000人未満で推移しています。



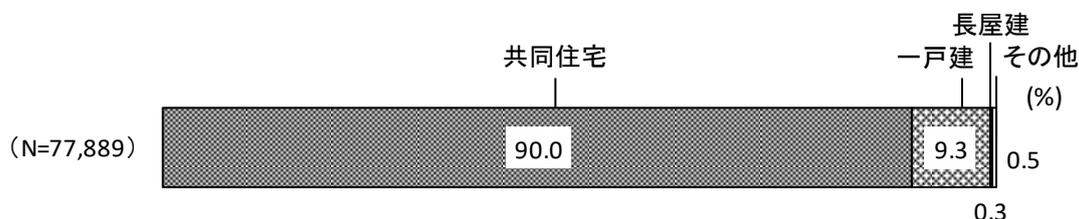
資料：中央区（平成31年3月9日現在）

(10) 住まい

① 区民の居住形態

本区は、マンション(共同住宅)に居住している世帯の割合が非常に高く、平成27(2015)年に90.0%に達しています。

共同住宅に居住している世帯の割合(中央区)



資料：総務省統計局「国勢調査」(平成27年)

② 空家の状況

本区の空家の状況は、平成25(2013)年には賃貸や売却等の使用用途が明確になっている物件が約90%を占めており、戸数も調査年ごとに大きく増減していることから一時的な空き家と推測されます。

空家数と空家率の推移(中央区)

	平成15年		平成20年		平成25年	
	戸数	構成比	戸数	構成比	戸数	構成比
二次的住宅	720	13.5%	1,540	6.4%	1,240	12.7%
賃貸用住宅	2,930	55.0%	13,220	54.6%	6,040	61.7%
売却用住宅	260	4.9%	270	1.1%	1,260	12.9%
その他	1,420	26.6%	9,200	38.0%	1,250	12.8%
合計	5,330	100.0%	24,230	100.0%	9,790	100.0%

※二次的住宅とは、別荘(週末や休暇時に避暑・避寒・保養などの目的で使用される住宅で、ふだんは人が住んでいない住宅)と、その他(ふだん住んでいる住宅とは別に、残業で遅くなったときに寝泊まりするなど、たまに寝泊まりしている人がいる住宅)のこと。

※その他とは、転勤・入院などのため居住世帯が長期にわたって不在の住宅や建て替えなどのために取り壊すことになっている住宅などのこと。

資料：総務省統計局「住宅・土地統計調査」(平成15年、平成20年、平成25年)

2 関連分野における取組状況

(1) 子ども・子育て

本区では人口増を背景に妊娠届出数や出生数が増加していますが、妊婦健康診査、乳児家庭全戸訪問事業の体制を整備し、3～4カ月児までの母子の状況把握については、平成28（2016）年度から把握率100%を維持し、支援を必要とする母子に対して関係機関と連携してきめ細かいサポートを実施しています。

平成29（2017）年度からは、妊娠期から子育て期のさまざまな相談に対応するため、母子保健コーディネーターを配置し、相談体制の強化や機会の充実を図っています。

また、子どもの発達特性に応じた支援事業の拠点として平成30（2018）年4月には「子ども発達支援センター ゆりのき」を整備しました。個別・集団療育の実施、保健・医療・福祉・教育の連携による「育ちのサポートシステム」を構築するなど、保護者からの相談に対してきめ細かな支援を提供できる体制を整えています。

一方で、人口増に伴い乳幼児人口および保育ニーズは増加しており、区立施設の改築のほか私立認可保育所等の開設支援を積極的に行い保育定員を拡大しているものの、待機児童が発生しています。私立認可保育所の開設が続く中、保育士等を確保するため、保育士等の処遇改善や宿舎など働きやすい環境を整えるための補助制度の充実を図るとともに、巡回指導を通して、保育の質の確保に取り組みます。

また、育児の孤立化による負担感や不安感の解消を図るため、児童館などにおいて相談しやすい環境を整備するとともに、地域の中で子育て力を高めていけるよう子育て支援講座や家庭教育学習会等を実施し、保護者自身の意識啓発や学びの場を提供しています。青少年対策地区委員会や民生・児童委員などの地域の支援者による見守り・支援活動は、地域のつながりを深め、子どもたちの健全育成に寄与しています。

(2) 障害者

障害者の社会的自立と社会参加を促進するため、家賃等助成制度によるグループホームの運営支援を行い、障害者の地域での生活の安定化を図りました。障害者就労支援センターが関係機関、事業者等と連携を図ることにより一般就労の実績をあげており、障害者の自立した生活と社会参加を促進することができました。また、企業向けセミナーを毎年開催し、雇用の現状や職場での対応方法などの情報提供を行い、障害者就労と職場定着を促進しました。

福祉センターにおいては、平成30（2018）年4月から重度障害者のための通所設備の拡充と事業内容の見直しを行い、10月から生活介護事業に移行し利用定員を増やすとともに、平成31（2019）年4月より時間延長を実施するなど、利用者の増加や重度化への対応を図っています。

さらに、「子ども発達支援センターゆりのき」を開設し、児童発達支援や放課後等デイサービス等の障害児通所支援の充実を図るとともに、「育ちのサポートカルテ」の本格運用を開始し、「育ちに支援を必要とする子ども」のライフステージに応じた一貫した支援体制を整えました。

さらに、基幹相談支援センター、精神障害者地域活動支援センター（ポケット中央）、子ど

も発達支援センターを中央区保健所等複合施設内に集約し、障害に関するあらゆる相談に応じ、必要なサービスや支援につなげることができる体制の整備を進めています。

平成28（2016）年4月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づき、障害者差別解消に向けて、毎年、区の事務事業における取組の点検結果を踏まえ、「合理的配慮」の好事例などの情報共有を行い、対応力の向上を図っています。区民・事業者に対しては、区独自の啓発リーフレット、「障害者サポートマニュアル」「ヘルプマーク・ヘルプカード」の配布、講演会の実施などを通じて障害と障害のある方への理解を促進しています。

（3）高齢者

本区では、高齢者の身近な相談窓口として専門職種の相談員を配置したおとしより相談センターを京橋、日本橋、月島の3カ所に設置していますが、平成28（2016）年度に勝どき、平成29（2017）年に人形町の2カ所を増設し、相談体制を強化しました。

認知症高齢者は年々増加しており、認知症の方の継続的な在宅生活を支えるため、認知症ケアパスを作成・配布し、認知症に関する普及・啓発を行うとともに、「認知症サポーター」を養成し、認知症の方やその家族を温かく見守る地域づくりを進めてきました。平成29（2017）年10月に「認知症初期集中支援チーム」を設置し、認知症の方を早期に診断し、適切なケアを行うことで、その家族を含めた初期の包括的支援が可能となりました。

また、平成28（2016）年度には、介護が必要になっても安心して生活できる住まいを確保するために、本区初のサービス付き高齢者向け住宅を開設しました。さらに、認知症高齢者グループホームおよび地域密着型特別養護老人ホームの令和2（2020）年度の開設に向けて準備を進めており、在宅生活が困難になった方のセーフティネットが充実しつつあります。

一方で、高齢者のいる世帯に占める単独世帯の割合が高い本区において、高齢者の在宅生活を支えていくため、平成29（2017）年度に「地域支えあいづくり協議体」を設置し、地域住民による支え合いの地域づくりを目指しています。こうした中、地域の支援者や事業者による見守りネットワークや、「高齢者通いの場」や「認知症カフェ」などの《支え手》《受け手》といった立場を固定的に捉えない地域活動の場づくりが進められています。

（4）健康・予防

若年期から区民一人一人の主体的な健康づくりへの関心を高めるため、30・35（サンマル・サンGO!）健康チェック、ママの健康チェックの実施などによる生活習慣病の早期発見や改善指導、正しい知識の普及に加えて、ライフスタイルが多様化するなか、日常生活における運動量を増やす取組を推進するためのウォーキングマップを作成し、区民の健康寿命の延伸に努めています。

また、健全な食生活の確立が健康づくりにつながることから、「食べよう野菜350運動、共食推進運動、噛ミング30（カミングサンマル）運動」を通じて、食に関する正しい知識の普及と栄養バランスのよい健康的な食生活を実践するための支援に取り組み、ライフステージに応じた食育を推進しています。

平成30（2018）年5月に策定した「中央区国民健康保険 第1期データヘルス 計画」においては、レセプトデータや特定健康診査データの分析により、被保険者の健康寿命の延伸や国

民健康保険制度の安定的な運営のためには、生活習慣病への対策や医療費の適正化にも取り組む必要があることが分かりました。

一方で、高齢期の介護予防施策としては、健康づくりの普及・啓発用ガイドブックを65歳以上の全高齢者世帯に配布するなど健康づくりに役立つさまざまな情報を提供するとともに、個人の心身機能の改善だけでなく身近な場所での社会参加を促すことにより、住民主体で健康づくり（介護予防）が行えるような取組として、平成29（2017）年度から「高齢者通いの場支援事業」を開始しより身近な場所での活動を支援しています。また、転倒予防や認知機能の向上などの効果が見込まれる区独自の介護予防プログラム「中央区粋なまちトレーニング」を新たに開発し、区民ボランティアを中心に広く普及を図っています。

また、口腔機能が低下すると、低栄養、フレイル（生活機能の低下）、要介護状態、肺炎を招きます。区では歯科健診の受診を促し、歯科疾患の早期発見、適切な口腔ケアや生活習慣の指導などを行い、継続した歯の健康づくりによる食べる機能維持の重要性について継続的に啓発するなど、生涯を通じた歯と口の健康づくりに取り組んでいます。

さらに、平成28（2016）年4月に自殺対策基本法が改正されたことを受け、中央区に関わるあらゆる人々の「生きづらさの軽減」を推進することを基本理念とし、ゲートキーパーの養成や関係機関との連携によるこころの健康づくりの推進などを盛り込んだ自殺対策計画を令和元（2019）年7月に策定しました。

（5）保健・医療

感染症対策にあたり、聖路加国際病院、民間救急事業者などと共同して、新型インフルエンザ患者発生時の対応訓練を実施し、区と関係機関との情報連携が高まるなど区が実施する対策を強化しています。風しんなどの流行中の感染症を中心に正しい知識や予防・対処方法に係る普及・啓発を行いました。また、感染力の強い麻疹について学校や保育園と連携を図り、予防接種の接種勧奨を行うほか、予防接種スケジュールの自動作成や接種日に勧奨などのメールを配信するサービスを実施し、接種忘れの防止や乳幼児の保護者の負担軽減を図ることで感染症予防を推進しています。

また、本区は都心の商業地域としての知名度や交通利便性の高さから、理容所、劇場、ホテル、民泊等不特定多数の人が利用する施設が多く存在しているため、食品、環境、医療の衛生関係施設への監視指導に努め、区内の衛生関係施設などにおける衛生水準を維持しています。

東京都が平成28（2016）年7月に策定した「地域医療構想」に基づく、2025年に向けた病床の機能分化・連携の影響により、さらに自宅や居住系介護施設などで医療・介護サービスの提供を受けながら療養生活を送り最期を迎える方が増加することが予想されます。在宅医療・介護連携の推進にあたっては、医療介護関係者の顔の見える関係づくりが重要であることから、平成30（2018）年度から医療介護関係者向けの多職種連携グループワークを新たに日常生活圏域ごとに実施しました。

災害時の医療体制の整備については、総合防災訓練において多職種によるトリアージ訓練を実施するなど連携強化を図っているところですが、引き続き緊急医療救護所の設置など災害時の応急救護体制の整備について関係機関を含めた協議を進める必要があります。

(6) 地域コミュニティ

行政では対応しきれない個人やその世帯が抱えるさまざまな生活上の問題を地域の課題として捉え、その地域生活課題を地域コミュニティが自ら率先して解決していく「地域力」の向上が重要であるとして、都心コミュニティの形成に向けた取組を進めています。

本区の町会・自治会は地域コミュニティの核であり地縁に基づく自主的な組織として、安全で安心できる住みよいまちづくりに重要な役割を果たしてきました。区では、町会等活性化支援情報誌の作成等による町会・自治会への加入促進活動の支援や町会・自治会が主体となっていく地域の手づくりイベントや盆踊りの支援などを通じ、良好なコミュニティの醸成と地域活動の活性化を図ってきました。

また、地域コミュニティ活動に寄与している町会・自治会などの担い手不足や高齢化への支援策として「地域のつながりづくりコミュニティ」担い手養成プログラムを実施し、「地域コミュニティの担い手養成塾」では、平成27（2015）年度からの4年間で67人の修了生を輩出し、一部の修了生はその後、さまざまな地域活動に取り組むなど、地域コミュニティの活性化を図っています。

一方で、勝どきテイルームにおいては、地域福祉コーディネーター・生活支援コーディネーターが広報協力や各団体との連絡調整役を担い、地域住民が主体となって高齢者の通いの場や子育て支援活動、介護者交流会、孤食防止のための食堂など世代や種別を超えたさまざまな地域活動が定期・不定期に行われました。「住民主体による地域に開かれた活動」というコンセプトが地域に浸透し、地域課題の解決に取り組む住民活動の拠点として機能しました。

(7) 生活困窮

生活に困窮する人の抱える問題は経済的困窮だけでなく、住まい、就労、障害、疾病、社会的孤立など複雑で多岐にわたるため、個別の状況に応じた具体的かつ包括的な支援が求められます。特に、本区においては生活に困窮している方の割合が低いという特徴がある中、支援を必要とする方が自ら相談しにくいという状況も考えられることから、潜在的ニーズを把握し支援につなげていくことが重要です。

平成27（2015）年4月の「生活困窮者自立支援法」の施行により、本区では生活支援課内に自立相談支援機関を設置し、生活保護に至る前の問題を抱える相談者に対して生活保護相談と連携した相談支援を行っています。

相談者の意思を尊重して作成する支援プログラムをもとに、生活困窮者自立支援制度における各事業を活用するほか、他法他施策を利用するために関係機関に同行するなど「伴走型の支援」を実施しています。

あわせて、生活困窮やひとり親家庭の子どもたちの学習支援にあたっては、学習・生活習慣の定着や自己肯定感を高める等の精神的ケアを図ることを目的に、ボランティアが児童・生徒の特性や学習の進捗状況に合わせた個別指導を真摯に行い、参加児童・生徒やその保護者からは高い評価を得ています。

(8) 人権・男女共同参画

児童虐待の予防・早期発見や子どもの適切な保護・育成のために、相談しやすい環境を整備するとともに、児童福祉、保健医療、教育の各関係者および警察等から構成される要保護児童

対策地域協議会を設置して児童相談所も含めた各関係者との連携を強化したことにより、要保護児童等に対し、迅速に支援を行っています。また、障害者、高齢者の虐待に関する通報・相談窓口の啓発のほか、虐待が疑われるケースについては、関係機関と連携して問題解決に向け迅速に対応しています。

一方で、判断力に不安のある認知症高齢者、知的・精神障害者を対象に、社会福祉協議会の実施する福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理などの権利擁護支援事業や成年後見支援事業などにつなぐ支援を行うとともに、身寄りがない、虐待を受けているなどのケースで特に必要がある場合は、区長申立てによる法定後見制度を活用することで、本人の安全・安心の確保や財産の保全につなげています。

また、年齢、性別、国籍、障害の有無等のさまざまな違いを越え、相互に理解し支え合う共生社会についての理解や認識は、地域社会に浸透しつつありますが、いまだに偏見や差別、固定観念等により、社会活動に参加する機会を得られない人々もいます。本区では、《人権が尊重され、多様な生き方を認め合う社会の形成》などの目標を掲げた「中央区男女共同参画行動計画2018」を平成30（2018）年3月に策定しました。区民や事業者との協働のもと、性別等による役割分担の固定化や偏重をなくすための意識啓発を徹底するとともに、ワーク・ライフ・バランスのさらなる推進など、男女共同参画社会の形成に関する施策に取り組んでいます。

3 保健医療福祉等各分野に共通して取り組むべき課題

地域社会や区を取り巻く状況、社会福祉法の改正の趣旨を踏まえ、中央区保健医療福祉計画推進委員会から地域福祉を推進していくために各分野において共通して取り組むべき課題として、以下の12項目の報告がありました。

(1) 包括的な相談支援体制の整備

複合的な課題や制度の狭間にある課題などを「丸ごと」受け止め対応していくためには、単に相談窓口を一本化するのではなく、行政をはじめとする相談支援機関の連携および地域のネットワーク化などにより、制度・分野の縦割りや支え手・受け手といった関係を超えた「つながり」を構築し、支援者同士の情報共有や身近な地域での見守りネットワークを強化するなど、包括的に支援していく体制づくりや取組などについて検討し、具体化していく必要があります。

(2) 地域のささえ合いの仕組みづくり

高齢者や障害者はもとより、孤立する子育て家庭や8050世帯、外国人など支援を必要とする人について、近隣の住民などが生活者の視点でいち早く気づいた生活課題を行政や関係機関につなぐ仕組みの構築が求められています。

新たに転入した住民と従来からの地域コミュニティとのつながりの構築や多世代交流など、「住民主体による地域に開かれた活動」が全区的に地域の拠点で展開できるよう支援するとともに、地域における支援者がお互いの役割を理解し合いながら、情報共有や連携を図るための仕組みづくりを推進し、生活課題を抱える世帯の個々のケースに応じて地域との連携により課題の解決や必要な機関へつなぐことができるよう、身近な地域の中で重層的な見守りネットワークの構築を進めていく必要があります。

(3) 地域の担い手確保

共働き世帯の増加や就業形態、価値観の多様化に伴う地域活動への関わり方の変化などにより、地域コミュニティにおける担い手の確保は喫緊の課題です。

地域における見守りや支え合い活動の中心的役割を担う町会・自治会役員、地域ボランティアは、多くが高齢化に伴う担い手不足を課題として抱え、見守り体制の維持が困難な団体、活動費不足を訴える団体などもあり、活動を維持・発展させるための支援策が必要です。

地域の担い手やサポーター養成講座の実施にとどまらず、意欲があるものの実際の活動に踏み出せずにいる人も多いため、安心して地域活動に参加できる仕組みが必要です。

加えて、社会貢献活動への関心を高めている企業などの力をいかした地域活動をより一層促進していくことも重要です。

(4) 専門職の人材確保

保育士や介護職員をはじめとした福祉全般の人材不足が顕在化しているため、区内福祉サービス事業所の人材の確保・育成への支援強化が必要です。保健・医療・福祉などの専門職の確保・定着を図ることに加え、医療・福祉関係者等関係機関の連携の推進により、限られた専門

職のサービスを効果的・効率的に提供できるような環境の構築に努めていく必要があります。

(5) 福祉サービスの質の確保

今後も増加が見込まれる保育、障害福祉、介護の各種サービスの質の維持・向上を図るためには、各サービス事業者の実地指導検査における検査・指導・助言等を行う担当職員のスキル向上を図り、検査などを適切に実施する必要があります。

また、利用者が施設を選ぶ際の一助となる福祉サービス第三者評価については、受審が一部の事業者に限られているため、受審助成制度の周知による利用の促進を図るほか、福祉サービス苦情相談窓口の設置についても利用者へ十分情報が伝わるよう周知方法の改善が必要です。

(6) 保健・医療・福祉・生活関連分野の連携

地域共生社会の実現に向けて、教育、就労、住宅、交通、環境、まちづくりなどの生活関連分野を含めた一体的な施策・事業展開による多職種・多機関の連携を強化していく必要があります。支援に切れ目や隙間が生じないように、個々のケースに応じた支援チームが分野を超えて有機的に機能する地域連携の体制づくりが必要です。

都心区である中央区は、地域生活を支援する関係機関や事業所などさまざまな資源がありますが、有機的な結びつきが十分ではないため、連携をさらに強化し、支援体制を充実していく必要があります。

(7) 効果的な情報発信と受信

障害者や高齢者はもとより外国人などの情報弱者への確に情報提供できるよう、さまざまな媒体の活用や民生・児童委員をはじめとした身近な支援者や関係機関に協力を得るなど、情報発信の強化を図る必要があります。近隣の住民などが生活者の視点でいち早く気づいた生活課題を行政や関係機関につなぐ仕組みづくりが重要な課題です。

一方で、子育てや家族の介護を担う世代へ適時適切に情報提供を行う必要があります。情報の即時性や拡散性の高いSNSの活用などにより、必要な方へ積極的に情報を届ける手段を民間企業等と連携するなど充実が求められています。

(8) 権利擁護・虐待防止

平成28（2016）年に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の趣旨に沿って、成年後見制度のさらなる利用促進を図るため、社会貢献型後見人の養成や地域連携ネットワークおよびその中心となる中核機関を整備していく必要があります。一人暮らし等の高齢者が多い本区では、認知症高齢者等の増加を見据えて、弁護士会等の専門職団体と連携し本人を含む世帯全体の課題や困難事例への対応力を強化していく必要があります。

また、高齢者、障害者等の虐待通報に遅れがないよう虐待防止マニュアル等を活用した事業所等への普及・啓発など、早期発見・早期対応につなげる体制づくりが求められます。さらに、児童虐待相談件数が増加する中で、児童福祉法の改正により児童相談所から区への事案の送致が新設され、区が対応すべき案件が増えることが想定されます。関係機関との連携や子ども家庭支援センターにおける支援体制を強化するとともに、体罰や暴言を使わない子育てについて保護者の理解を深めていく必要があります。

(9) 生活困窮者等の自立支援

生活に困窮する人の抱える問題は複雑で多岐にわたるため、個別の状況に応じた具体的かつ包括的な支援が求められます。

特に、中央区においては生活に困窮している方の割合が低いという特徴がある中、支援を必要とする方が自ら相談しにくいという状況も考えられることから、潜在的ニーズを把握し、子どもの学習支援など貧困の連鎖を断ち切る支援につなげていくことが重要です。

今後、社会や地域に潜在する生活困窮者を相談の場につなげる方法や、相談の内容に迅速・的確な支援が行えるよう関係機関等との連携強化や支援員のコーディネートの向上策のための方策を検討する必要があります。

(10) 在宅療養支援

東京都が平成28（2016）年に策定した地域医療構想に基づく2025年に向けた病床の機能分化・連携の影響により、自宅や居住系介護施設などで医療・介護サービスの提供を受けながら療養生活を送り最期を迎える方が増加することが予想されます。加えて、高齢者人口、特に後期高齢者の増加に伴う在宅療養者の増加も見込まれるため、区における在宅療養生活の継続や看取りのニーズに応える環境を整備していくことが求められています。このため、難病患者や医療的ケア児などを含めた区内の在宅医療・介護ニーズと資源の把握に努め、サービスの確保策を一層強化していく必要があります。

また、在宅での療養が必要となったときに、区民一人一人が在宅医療や介護のサービスの適切な選択、人生の最終段階における過ごし方について考える機会をつくるためにも、幅広い年齢層への在宅医療の普及・啓発に取り組んでいく必要があります。

(11) 災害時の要配慮者支援

災害時に要配慮者への支援が適切に実施されるためにも防災区民組織での取組状況に関する調査や先駆的な取組事例の紹介など、全区的な展開に向けた継続的な働きかけが必要です。

また、災害時に適時・適切な支援を実施するためには、日頃から要配慮者と地域とが関わりを持つことが重要です。民生・児童委員、防災区民組織、警察、消防署等に配布される「災害時地域たすけあい名簿」については、個人情報に配慮しながら、防災拠点訓練等において安否確認訓練を実施するなどの効果的な活用法の検討や、名簿を提供することに同意する方を増やすための取組を強化していく必要があります。

(12) 心のバリアフリー

東京2020大会の開催やその後も見据え、「障害者差別解消法」が目指すすべてのひとが障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けた地域づくりを推進していくためには、幼い頃から高齢者や障害者と相互交流や共同学習する機会を設けるなど、学校、家庭、職場などあらゆる場において福祉教育を実施するほか、地域における見守りや支え合い活動への地域住民の参加促進などを通じて「心のバリアフリー」を推進していく必要があります。

第3章 基本理念と施策体系

1 基本理念・基本目標

《基本理念》

みんなが支えあい、自分らしく暮らせるまち・中央区

《基本目標》

- 1 住み慣れた地域で、健康で安心して暮らせるまちを目指します。
- 2 だれもが生きがいや役割をもって活躍できるまちを目指します。
- 3 地域のつながりを深め、孤立のないまちを目指します。
- 4 お互いの違いを認め合い、差別や偏見のないまちを目指します。
- 5 保健医療福祉等必要なサービスが切れ目なく提供されるまちを目指します。

2 基本施策

1 地域包括ケアのしくみづくり

住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けられる地域共生社会の実現を目指して、高齢者施策において取り組んできた地域包括ケアシステム（地域を基盤とした包括的支援の仕組み）を基本的考え方とし、子どもや障害者などの制度や分野を超えて普遍化し、発展させていきます。

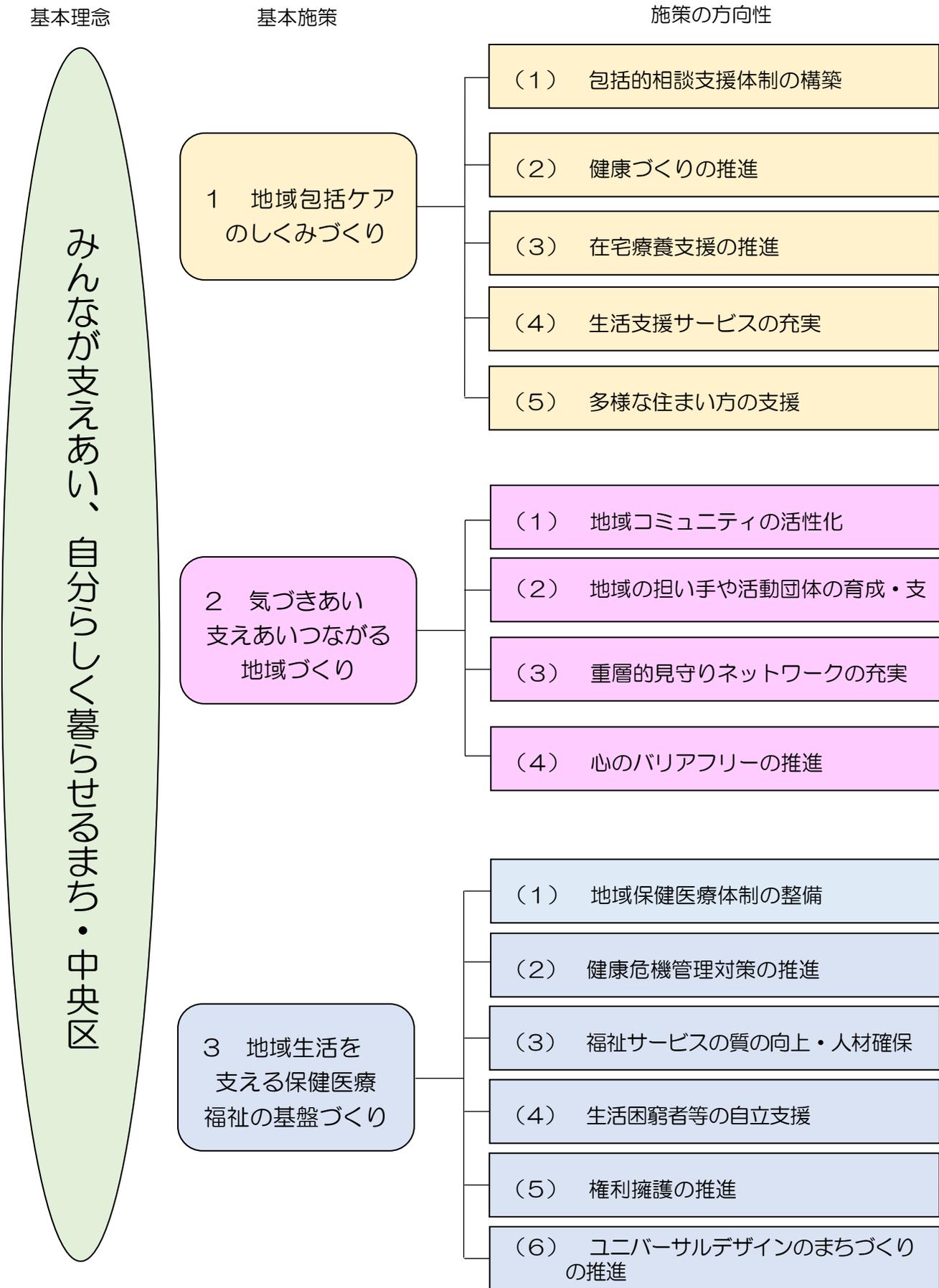
2 気づきあい支えあいつながる地域づくり

区民一人一人が互いに認め合い、地域の困りごとに気づき、関心を持ち、我が事としてとらえ、地域の多様な資源を活用しながら解決に向けて支えあう地域づくりを進めます。

3 地域生活を支える保健医療福祉の基盤づくり

地域において自立した生活を支える保健、医療、福祉のサービスの充実等を図り、地域福祉を推進していくための基盤を強化します。

3 施策の体系



主な取組

①身近な地域で相談を包括的に受け止める場の整備／②相談支援包括化のための多機関連携強化／③包括的・継続的マネジメント支援の推進／④ソーシャルワーク機能の向上／⑤アウトリーチ（地域に向く支援活動）による支援の充実

①生涯を通じた健康づくりの推進／②介護予防・日常生活支援総合事業の充実／③ライフステージに応じた食育の推進／④歯と口の健康づくりの推進／⑤こころの健康づくりの推進

①在宅医療・介護連携の推進／②在宅療養生活を支えるサービスの充実／③認知症施策の推進／④医療的ケア児者の支援／⑤難病・がん患者の支援／⑥在宅療養の普及・啓発

①生活支援コーディネーターによる生活支援体制の整備／②地域福祉コーディネーター（CSW）による地域活動の支援／③多様な主体による生活支援サービスの充実／④地域公益活動に取り組む社会福祉法人との連携強化／⑤地域ケア会議の活用

①高齢者や子育て等に適した住宅供給の促進／②区民住宅の管理の適正化／③配慮が必要な人に対応した安全・安心な住まいへの支援／④住み替え支援／⑤生活困窮者の住まいの確保支援／⑥グループホーム等の整備

①さまざまな主体による活動の推進／②多世代交流の促進／③地域活動拠点の整備／④地域における防災・防犯活動の支援／⑤商店街・スポーツ振興を通じたコミュニティ機能の強化

①地域の担い手の養成／②さまざまな主体との協働の推進／③ボランティア活動の支援／④企業・NPO等の社会貢献・地域貢献活動の支援／⑤地域福祉コーディネーター（CSW）・生活支援コーディネーターによる地域活動の支援（再掲）

①民生・児童委員の活動支援／②青少年の健全育成支援、家庭教育支援／③町会・自治会・マンション管理組合等による見守り体制の推進／④ささえあいサポーター、認知症サポーター等の拡大／⑤民間事業者等による見守り体制の推進／⑥地域の支援者のネットワーク化

①福祉教育の推進／②障害者等の参加・交流機会の充実／③多様性を認め合うまちづくりの推進／④多文化共生の意識醸成／⑤男女共同参画の推進

①かかりつけ医等の普及／②緊急医療体制の確保／③災害時の応急救護体制の整備／④福祉避難所の体制整備／⑤災害時要配慮者への支援

①感染症対策の推進／②衛生的な環境の確保／③食生活の安全確保／④医事・薬事の安全確保

①社会福祉法人・サービス事業者の支援・指導の強化／②第三者評価、指定管理者評価等によるサービスの質の向上／③苦情相談窓口の周知／④福祉専門職等人材の確保

①暮らしと仕事の自立支援／②ひとり親家庭の自立支援／③子ども・若者の学習支援／④ひきこもり支援

①人権尊重／②児童虐待防止／③高齢者・障害者の虐待防止／④成年後見制度の利用促進

①情報バリアフリーの強化／②人にやさしい空間づくり／③子どもを守る安全なまちづくり

第4章 施策の方向性

基本施策1 地域包括ケアのしくみづくり

●高齢者施策で推進してきた地域包括ケアシステム

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる社会の実現を目指し、住まい、医療、介護、予防、生活支援等のサービスや支援が切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の考え方が、地域における制度横断的な包括的支援という仕組みとして高齢者の分野で発展してきました。中央区においては、身近な日常生活圏域ごとにおとしより相談センター（地域包括支援センター）を核とした総合相談支援の実施に加えて、地域の支援者や事業者による見守りネットワークや「高齢者通いの場」や「認知症カフェ」などの《支え手》《受け手》といった立場を固定的に捉えない地域活動の場づくりを進めています。

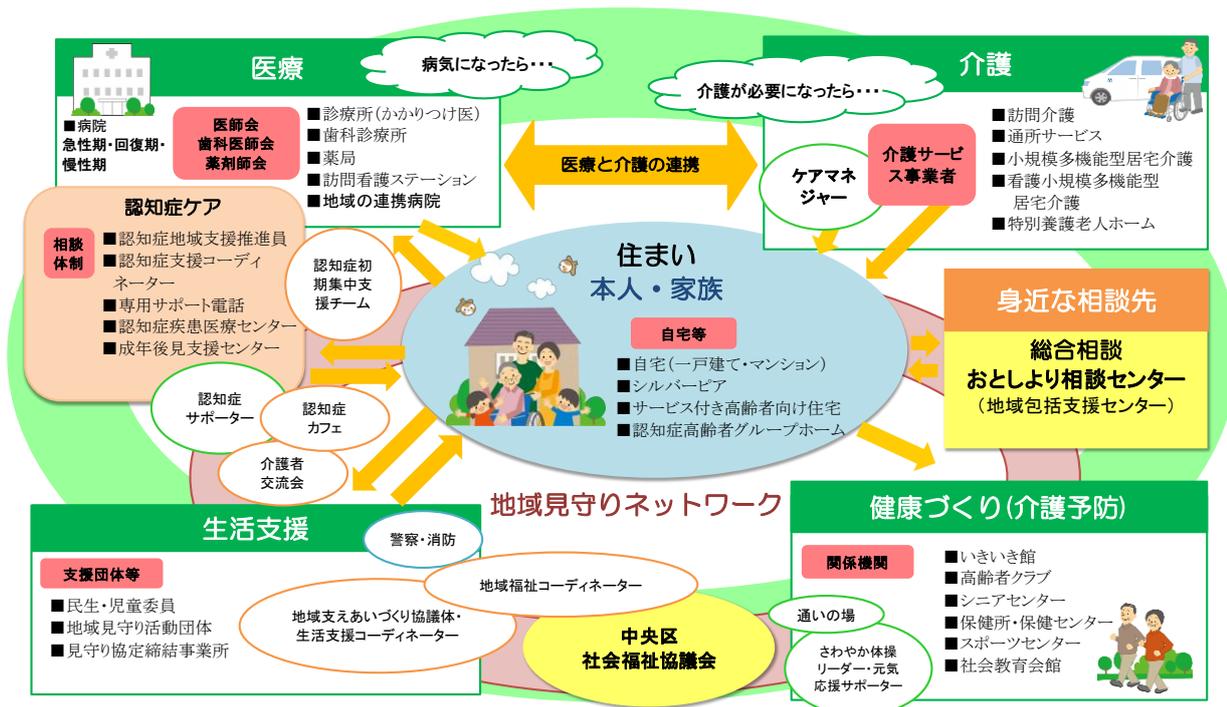
地域包括ケアシステムについて

- この植木鉢図は、高齢者の分野における地域包括ケアシステムの5つの構成要素（住まい・医療・介護・予防・生活支援）が相互に関係しながら、一体的に提供される姿として図示したものです。
- 本人の選択が最も重視されるべきであり、本人・家族がどのように心構えを持つかという地域生活を継続する基礎を皿と捉え、生活の基盤となる「住まい」を植木鉢、その中に満たされた土を「介護予防・生活支援・生活支援」、専門的なサービスである「医療・看護」「介護・リハビリテーション」「保健・福祉」を葉として描いています。
- 介護予防と生活支援は、地域の多様な主体によって支援され、養分をたっぷりと蓄えた土となり、葉として描かれた専門職が効果的に関わり、尊厳ある自分らしい暮らしの実現を支援しています。



出典：厚生労働省作成資料より抜粋

中央区の高齢者施策における地域包括ケアシステムのイメージ図



出典：中央区高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画より（一部加工）

●地域包括ケアシステムの普遍化

一方で、近年、核家族化や地域コミュニティの希薄化など社会構造の変化により、ひきこもり期間の長期化がもたらす「8050問題」³、子育てと介護の「ダブルケア」、高齢の親と障害のある子が抱える困難など、個人や世帯単位で複数の課題を抱え、複合的な支援を必要とするケースが増えてきました。加えて、公的な支援の要件を満たさない制度の狭間や、社会的孤立といった課題も顕在化してきており、公的サービスだけでなく民間サービスやボランティア等によるサポートを適切に組み合わせて対応していく必要性に迫られています。

このような状況を踏まえ、本区においても、地域包括ケアシステムの対象を高齢者のみならず、子ども、子育て家庭、障害者、生活困窮者、外国人、その他支援を必要とする人全体へと広げ、制度や分野を超えた共通の考え方として普遍化していくことで、さまざまな生活課題を抱えた方々を地域全体で支える「地域共生社会」の実現につなげていきます。

³ 8050（はちまるごーまる）問題：本人が安定した収入がないまま50代となり、養ってきた親も80代となって働くことが難しくなり、孤立や困窮に追い込まれてしまう世帯の問題のこと。

施策の方向性

すべての人を対象とする地域包括ケアシステムの構築に向けて、住まいを基盤とした医療、介護、予防、生活支援といった重要な構成要素を強化し、公的・専門的な相談支援機関と地域における支え合いが連携・協働した包括的かつ継続的な相談支援体制を整備するため、以下の5つの視点から施策を推進していきます。

- (1) 包括的相談支援体制の構築
- (2) 健康づくりの推進
- (3) 在宅療養支援の推進
- (4) 生活支援サービスの充実
- (5) 多様な住まい方の支援

(1) 包括的相談支援体制の構築

現状と課題

近隣同士やマンション管理人、民生・児童委員等の地域の支援者が、日頃の生活や見守り活動の中から課題を抱えた人に気づいたときに、地域の支え合いだけでは解決が難しい場合には、公的機関や専門機関につなぎ、適切な支援やサービスを提供していくことが重要です。

今回、計画策定にあたり実施した「相談支援機関ヒアリング調査」および「地域活動者・団体グループインタビュー調査」では、対象や分野ごとに相談窓口・組織が分かれており、それを横につなぐ多機関連携、従事する職員のさらなるスキルアップや人員の拡充が不可欠であること、また、住民が身近なところで分野にかかわらずさまざまな福祉課題を気軽に相談できる場の整備、自ら支援を求めることが難しい人への対応等、現在の相談・支援体制の課題が明らかになりました。

一方、平成29(2017)年度から月島地域において社会福祉協議会の地域福祉コーディネーター・生活支援コーディネーターが主に制度の狭間にある個別ニーズへの対応や、地域の福祉課題に住民主体で取り組むための仕組みづくりを進めており、地域の支援者や関係機関へのつなぎ役の中心となり地域での課題解決を図るための体制づくりに一定の成果をあげています。

これまで、おとしより相談センターや基幹相談支援センターなど分野ごとの相談窓口を設置し、相談者が適切な支援を受けられるよう対応してきました。今後は、区民に身近な場所で課題を包括的に受け止め、地域では解決が難しい問題を公的機関や専門機関につなぎ、地域で見守りながら継続的に支援していく体制を構築していく必要があります。

また、多様で複雑な課題を抱える方や世帯に対しては、各相談支援機関や区の関係部署において相談を受けた職員が相談者本人のみならずその世帯の課題・ニーズを的確に把握し、その状況に応じて関係機関が積極的に調整・協働することで、チーム・アプローチにより包括的に課題解決を図っていく多機関の協働による相談支援体制を構築していくことが求められます。これを実

現していくためには、個々の職員が幅広い分野・制度に関する知識を深めアセスメント力⁴、調整能力といったソーシャルワーク⁵機能を高めていく必要があります。

目指す姿

- * 地域住民だけでは自ら解決が困難な課題について、身近な地域で包括的に受け止め、関係機関等と連携・協働して適切な支援につなぐ場が整っています。
- * 複合的な生活課題を抱えるケースに対して、関係機関等が積極的に連携するチームによる個別支援により、包括的な課題解決が図られています。

主な取組・事業

	取組・事業	内容（関連事業：●新規、◎拡充、○その他主要）	所管
1	身近な地域で相談を包括的に受け止める場の整備	地域住民の相談を住民に身近な地域で包括的に受け止め、関係機関と連携し適切な支援につなぐ場を整備します。あわせて、福祉圏域の今後のあり方についても検討を進めます。 ●既存の機能・組織の再編による拠点づくり	管理課ほか
2	相談支援包括化のための多機関連携強化	各相談支援機関や区の関係部署で受けた複合的な相談や地域福祉コーディネーター・生活支援コーディネーターからつなげられたケースについて、世帯全体の課題として受け止め、中核となる組織が調整を行い、各相談支援機関が積極的に連携して支援を行うことができる体制を構築します。 ●多機関協働の中核機能を担う組織の明確化 ●相談支援包括化推進員（仮称）の任命 ●相談支援包括化推進連絡会議（仮称）の開催	管理課 生活支援課 障害者福祉課 子ども家庭支援センター 高齢者福祉課 介護保険課 健康推進課 保健センター 社会福祉協議会 ほか
3	包括的・継続的マネジメント支援の推進	関係機関や事業者等が参加する地域ケア会議等の個別ケース会議において事例検討等を積み重ね、事業者等のマネジメント力の向上を図るとともに、福祉・医療・司法等の経験豊富な専門職との連携によるバックアップ体制を推進していきます。 ●専門職との連携によるバックアップ体制の推進 ○個別ケース会議（地域ケア会議等）の活用 ○介護支援専門員（ケアマネジャー）研修	生活支援課 障害者福祉課 子ども家庭支援センター 介護保険課 健康推進課 ほか

⁴ アセスメント力：利用者の能力や抱える問題を見極め、問題に関する情報を収集し、状況分析・問題解決をするための方向性を見出す技術・能力。

⁵ ソーシャルワーク：病気や障害などにより社会の中で生活する上で困っている人、社会的に疎外されている人等と関係を構築し、本人だけでなくその家族、友人、その他の関連機関や環境にも働きかけて、課題の背景や周囲にあるさまざまな課題にとともに取り組む援助・支援。

	取組・事業	内容（関連事業：●新規、◎拡充、○その他主要）	所管
4	ソーシャルワーク機能の向上	<p>相談を受けた職員がニーズを的確に把握し、適切なサービスをコーディネートするために各相談支援機関や区の関係部署が相互に研修を実施するなど、分野横断的な知識やアセスメント、調整等の能力を身につけるための取組を実施します。</p> <p>●各相談支援機関や区の関係部署相互による合同研修の実施</p> <p>◎体制整備のための区福祉職の計画的採用</p>	<p>生活支援課 障害者福祉課 子ども家庭支援センター 介護保険課 健康推進課 保健センター 職員課 ほか</p>
5	アウトリーチ（地域に出向く支援活動）による支援の充実	<p>公的な支援の要件を満たさない「制度の狭間」にある世帯や社会的に孤立しがちな世帯に対し、アウトリーチによる支援を積極的に行います。</p> <p>◎地域福祉コーディネーター及び生活支援コーディネーターの拡充</p> <p>○生活困窮者自立支援制度</p> <p>○認知症初期集中支援チームの活用</p>	<p>管理課 生活支援課 高齢者福祉課 介護保険課 社会福祉協議会 ほか</p>

地域福祉コーディネーター（CSW：コミュニティソーシャルワーカー）

- 📖 地域の中で支援を必要とする人を把握し、その人の直面する課題に対して地域住民や関係機関・団体などとの協働により相談援助や専門機関につなぐなどして、その課題の解決をめざして支援する福祉の専門職のことです。
- 📖 地域住民や関係機関・団体などに働きかけて、地域の中で課題を解決するための体制づくりも行います。
- 📖 勝どきダイルームでは、高齢者通いの場や子育て支援活動、介護者交流会、孤食防止や地域交流のための食堂など、世代や障害種別等を越えたさまざまな地域活動が定期・不定期に行われています。どれも住民主体による地域に開かれた活動で、地域福祉コーディネーターが広報の協力や各団体との連絡調整役を担っています。

生活支援コーディネーター

- 📖 主に高齢者に関わる、既存の地域資源に対するネットワークを強化するとともに、多様なニーズ、地域課題を迅速に把握し、介護予防・生活支援サービスにつなげていく役割を担っています。地域の特性をいかした資源開発や担い手の育成も行っています。
- 📖 生活支援コーディネーターが「地域支えあいづくり協議体」等の運営による協働の体制づくりを進め、支援を必要とする高齢者を取り巻くさまざまな支援者（担い手）が互いに連携を深めながら地域力の強化を図っています。

(2) 健康づくりの推進

現状と課題

地域包括ケアシステムでは、医療・介護が必要になる前の「健康づくり」を充実させることが重要な課題です。高齢者人口の増加とともに要介護認定を受ける人が増えていくことが予想される中で、要介護者を支える介護職等の専門職人材が不足し、既存の保健・福祉サービスだけでは支え切れない状況になる恐れがあります。あわせて、生活習慣に起因するがん、脳卒中、糖尿病等のいわゆる「生活習慣病」を患う人やストレスなどからこころの健康を害する人が増えていきます。全国的な傾向と同様、本区においても主要な死亡原因はがん、心疾患、脳血管疾患などの生活習慣病が上位を占めており、その発生予防と重症化予防への取組は区民の健康寿命の延伸を図る上で大切なことです。また、共働き世帯の増加、核家族化の進展による孤食の増加や家庭における食育の機会の減少、栄養の偏り等食生活の乱れといったさまざまな問題も生じています。

区民一人一人が健康に対する意識を高め、子どもの頃から正しい生活習慣、食育の正しい知識、定期的な運動習慣を身に付け、健康づくりに主体的に取り組むことが重要です。

また、病気や障害があっても、自らの能力を最大限にいかし、生活の質（QOL）を高めていくことが大切です。そのためには、健康というものを単に身体的な問題と捉えるのではなく、自ら健康状態をしっかりと受け止め、一人一人が自らの価値観に基づいて、自分の状態に応じた健康づくりに主体的に取り組む、満足感を得られるようにしていくことが重要です。

本区では、健康寿命の延伸及び主観的健康観の向上の実現に向けて、「中央区健康食育プラン2013」に基づき、食育の推進、生活習慣病の予防、がん対策の充実、こころの健康づくりおよび高齢者の健康づくりを基本目標に掲げて施策を推進しているところです。引き続き、各種データの分析等により区民の健康課題を把握しながら、より効果が見込まれる若年期からの継続的な健康づくりを推進していく必要があります。

目指す姿

- * すべての人が健康について関心を持ち、健康診査の受診やライフステージに応じた健康づくりに主体的に取り組んでいます。
- * 区民一人一人が健全な食生活を実践するとともに、自ら歯科健診の受診や口腔機能の維持・向上に取り組む、いきいきとした生活を送っています。
- * 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、区に関わるあらゆる人々の生きづらさが軽減されています。

主な取組・事業

	取組・事業	内容（関連事業：●新規、◎拡充、○その他主要）	所管
1	生涯を通じた健康づくりの推進	健康寿命の延伸に向けて、各種データの分析等により区民の健康課題を把握しながら、特定健診・がん検診等の受診率向上、生活習慣病の予防などの取組を効果的に実施し、若年期から区民一人一人の主体的な健康づくりを支援します。 ○データヘルス計画に基づく取組 ○特定健診、がん検診の啓発及び未受診者への受診勧奨 ○中央区ウォーキングマップの活用 ○学校における健康教育の推進	管理課 保険年金課 健康推進課 保健センター 教育委員会
2	介護予防・日常生活支援総合事業の充実	高齢者の介護予防として、生活機能改善や認知機能向上に効果的な取組のほか、区民が身近な場所で主体的に運動を継続し、社会参加の機会および社会的役割を持てるような場等のきっかけづくりや環境整備を推進します。 ○高齢者通いの場支援事業 ◎介護予防プログラム（中央粋なまちトレーニング）の普及	高齢者福祉課 介護保険課
3	ライフステージに応じた食育の推進	食に関する正しい知識やバランスの良い食事を選ぶ力を身に付け、健全な食生活を実践できるよう、普及・啓発を行っています。中でも、幼児期からの健全な食生活の確立が将来の健康づくりにつながるため、家庭や学校、保育所等と連携した取組を進めています。 ○食べよう野菜350（サン・ゴー・マル）運動 ○共食推進運動 ○噛ミング30（サンマル）運動 ○食育講習会などの実施	健康推進課 保健センター 子育て支援課 学務課 指導室
4	歯と口の健康づくりの推進	口腔機能の維持・向上の重要性を啓発し、各種歯科健康診査を通して歯周病の早期発見と予防指導を行います。特に高齢期ではオーラルフレイル ⁶ 、窒息や誤えん性肺炎予防のため、口腔清掃や口腔機能等を継続的にチェックし、生活の質の維持・向上を支援します。 ○産前産後、成人・高齢者歯科健康診査の実施及び受診勧奨 ○出前健康講座（歯と口の健康づくり） ○8020（はちまるにいます） ⁷ 達成者表彰の実施	管理課 健康推進課 保健センター

⁶ **オーラルフレイル**：滑舌低下、食べこぼし、わずかなむせ、かめない食品の増加、口の乾燥等ほんの些細な症状から始まる口腔機能の軽微な低下や食の偏りなどを含む衰えのこと。

⁷ **8020（はちまるにいます）**：80歳になっても20本以上自分の歯があれば、食生活にほぼ満足することができるといわれている。

	取組・事業	内容（関連事業：●新規、◎拡充、○その他主要）	所管
5	こころの健康づくりの推進	こころの問題の早期発見・早期治療および社会復帰を支援するとともに、令和元（2019）年7月に策定した「中央区自殺対策計画」に基づき、中央区に関わるあらゆる人々の生きづらさを軽減していくため、関係機関や地域との連携を強化し、「生きることの包括的支援」としての取組を推進します。 ○精神保健相談 ○ゲートキーパー養成講座の実施	健康推進課 保健センター

（3）在宅療養支援の推進

現状と課題

医療の発達、高齢化の進展を背景に、東京都の「地域医療構想」に基づき病床の機能分化・連携が推進されることにより、自宅や居住系介護施設などで医療・介護サービスの提供を受けながら療養生活を送り最期を迎える方の増加が見込まれており、在宅療養生活の継続や看取りのニーズに応えられる環境を一層整備していく必要があります。地域の医師会等と緊密に連携しながら、かかりつけ医の普及・定着を進め、在宅医療や緊急時・災害時の対応を含め、必要とする医療・介護・福祉サービスが切れ目なく最期まで提供される環境を整備していくことが重要です。

また、要介護高齢者に加え、難病患者や医療的ケア児⁸などを含めた区内の在宅医療・介護ニーズとそれに対応する資源の把握に努め、サービスの確保策を一層強化していく必要があります。同時に、在宅療養は、本人や家族の精神的・経済的負担も大きく、地域で安心して生活できるための支援が重要です。

中でも、本区の要支援・要介護認定者の約63%は、生活に何らかの支障がある認知症高齢者⁹です。今後、後期高齢者の増加に伴い認知症高齢者もますます増加するものと見込まれており、認知症ケアの推進は重要な課題となっています。

一方で、医療技術の進歩を背景として増加している医療的ケア児については、定期的な実態調査により実数・ニーズの把握に努めているところですが、出生や転出入、障害状況の変化などを踏まえた情報の更新が課題となっています。子ども発達支援センターの医療的ケア児コーディネーターの役割を明確にし、保健・医療・福祉・学校等の関係機関が把握した情報を迅速にコーディネーターに集約し、適切な支援につなげる仕組みを整えることが必要です。

⁸ 医療的ケア児：病院以外の場所で、家族等によるたんの吸引や経管栄養などの生きていく上で必要な医療的援助（ケア）が日常的に必要な子ども。

⁹ 生活に何らかの支障がある認知症高齢者：介護保険制度の要介護認定調査における高齢者の認知症や障害の程度を踏まえた日常生活自立度の程度を表す基準である「日常生活自立度」がⅡ以上の高齢者。

目指す姿

- * 在宅療養が必要になったときから看取りまで必要な医療および介護が提供され、在宅療養者やその家族が身近な地域で適切なサービス等の支援を受けています。
- * 認知症の早期発見・対応および相談体制が整い、また、認知症に関する地域の理解が深まり、認知症の方やその家族が安心して暮らせる地域づくりが進んでいます。

主な取組・事業

	取組・事業	内容（関連事業：●新規、◎拡充、○その他主要）	所管
1	在宅医療・介護連携の推進	<p>医師会等との連携強化により、在宅医療が必要になったときから看取りまで必要な医療が提供されるよう医療体制の確保に取り組み、身近な地域で適切な医療が受けられる環境づくりを進めます。</p> <p>○在宅医療・介護の連携支援窓口の運営 ○医療と介護の関係者の交流の場の提供</p>	管理課 介護保険課 健康推進課 保健センター
2	在宅療養生活を支えるサービスの充実	<p>在宅療養者とその介護者の緊急時に対応できるよう、切れ目のない支援体制を整備します。また、医療ニーズに対応する介護保険サービスの整備や区独自の在宅サービスの提供に加えて、家族等介護者への支援の充実を図ります。</p> <p>○医療ニーズの高い要介護高齢者向け緊急ショートステイ ○在宅療養支援病床の確保 ○区独自の在宅サービス¹⁰の提供 ○「介護者交流会」・「介護者教室」の開催</p>	管理課 高齢者福祉課 介護保険課
3	認知症施策の推進	<p>認知症地域支援推進員が中心となり、個別訪問や医療機関との連絡調整を緊密に行うことで、認知症高齢者に関する相談体制の強化及び早期発見・早期診断などの支援を行うとともに、認知症の人やその家族にやさしい地域づくりを進めます。</p> <p>○認知症初期集中支援チームの運営 ○認知症サポーターの養成 ○認知症ケアパス（『備えて安心！認知症』）の普及・活用</p>	介護保険課

¹⁰ 区独自の在宅サービス：入浴サービス、理美容サービス、ふとん乾燥・丸洗いサービス、紙おむつの支給等、介護保険サービスの種類を補うサービスのほか、量を補うサービスとして保険の限度額を利用してもサービスが不足する場合に生活援助や院内介助のホームヘルプサービスが利用できる生活援助サービスがある。

	取組・事業	内容（関連事業：●新規、◎拡充、○その他主要）	所管
4	医療的ケア児者の支援	<p>関係機関の連携のもと、定期的の実態やニーズの把握を行い、適切な支援を受けられるよう支援体制の充実を図ります。</p> <p>○医療的ケア児等支援連携部会の設置 ○医療的ケア児コーディネーターの配置 ○居宅訪問型保育事業、放課後等デイサービス事業 ○生活介護事業、在宅レスパイト事業</p>	<p>障害者福祉課 福祉センター 子ども発達支援センター 子育て支援課 健康推進課 保健センター 教育委員会</p>
5	難病・がん患者の支援	<p>国及び東京都が指定する難病に該当する方に対して、保健所等における相談や患者とその家族の負担軽減および療養生活の支援を行います。また、がん患者とその家族が抱えるさまざまな苦痛を和らげるための取組や、安心して在宅療養できる仕組みについて検討します。</p> <p>○難病医療費助成制度、難病患者福祉手当 ○がん療養患者・難病患者等の生活サポート</p>	<p>健康推進課 保健センター 障害者福祉課 社会福祉協議会</p>
6	在宅療養の普及・啓発	<p>在宅療養が必要となったときの医療や介護サービスの適切な選択や、人生の最終段階の過ごし方を考え、家族等や医療・ケアチームと話し合い共有していく取組（ACP¹¹）を広げるなど、在宅療養の普及啓発に取り組んでいきます。</p> <p>○在宅療養支援シンポジウムの開催</p>	<p>介護保険課</p>

¹¹ ACP（アドバンス・ケア・プランニング）：自らが望む人生の最終段階における医療・ケアについて、前もって考え、医療・ケアチーム等と繰り返し話し合い共有する取組のこと。

(4) 生活支援サービスの充実

現状と課題

本区では、単身世帯やマンション居住者の割合が高いことに加え、後期高齢者や障害者、ひとり親家庭をはじめとした支援を必要とする人が今後も増加することが見込まれます。

地域で暮らす要介護高齢者や障害者などの生活支援ニーズが高まる中、求められるサービスが多様化するとともに、担い手となる専門職などがさらに不足することが予想されます。サービスの担い手とさまざまなニーズの均衡を図り、高齢者、障害者等が住み慣れた地域で暮らしやすい環境を整備するためには、公的福祉サービスのほか掃除、洗濯、買物などの家事援助等のサービスの提供や日常生活の困りごとや悩みなどを気軽に相談し助け合うことのできる環境が必要です。

そのため、専門職だけでなく、住民、NPO、民間企業など、多様な主体の参画や、元気な高齢者や子育てがひと段落して時間に余裕ができた人などをはじめ、これまで地域活動等に関わりがなかった人が自らの意思で地域の見守り活動に参加し、生活支援サービスの担い手になるなど、世代を超えてともに支え合っていくことが重要です。

平成29(2017)年度から社会福祉協議会に地域福祉コーディネーター・生活支援コーディネーターを配置し、月島地域において地域の福祉課題に住民主体で取り組むための仕組みづくりを行っています。特に生活支援コーディネーターは、高齢者の介護予防を目的とした社会資源の創出や新たな生活支援サービスの開発のほか、生活支援・介護予防サービス提供団体などのネットワークづくりおよび地域支えあいづくり協議体の運営等による支え合いの体制づくりを進めています。

このような地域包括ケアシステムに欠かせない生活支援サービス等を創出していく取組については、高齢者のみならず障害者、子育て世帯等のさまざまなニーズに对应していける全世代型の取組として区内全地域で展開していく必要があります。

目指す姿

- * すべての人が、住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、身近な地域で多様な生活支援サービスを利用しています。

主な取組・事業

	取組・事業	内容（関連事業：●新規、◎拡充、○その他主要）	所管
1	生活支援コーディネーター ¹² による生活支援体制の整備	地域のニーズや必要とされるサービスを把握するとともに、多様な担い手の発掘や、生活支援・介護予防サービス提供団体などのネットワークづくりと地域支えあいづくり協議体の運営等による協働の体制づくりを進めます。 ◎生活支援コーディネーターの拡充（再掲） ●施設改修等の機会を捉えた地域活動拠点の整備 ◎地域支えあいづくり協議体（区全域）・支えあいのまちづくり協議体（各地域）の活用	高齢者福祉課 社会福祉協議会
2	地域福祉コーディネーター（CSW） ¹³ による地域活動の支援	地域で発見された生活課題を共有化し、地域の社会資源（情報・人・場所）の開発や地域福祉活動に関わるさまざまな主体のネットワークづくりを進めます。 ◎地域福祉コーディネーターの拡充（再掲） ●施設改修等の機会を捉えた地域活動拠点の整備 ○みんなの食堂などの地域活動の支援	管理課 社会福祉協議会
3	多様な主体による生活支援サービスの充実	家事援助等のサービスの提供や日常生活の困りごとへの相談や支援など、住民主体による生活支援サービスの充実を図るなど、支え合いの環境づくりを進めます。 ○ファミリー・サポート・センター事業 ○虹のサービス ○暮らしの困り事サポート	子ども家庭支援センター 高齢者福祉課 社会福祉協議会
4	地域公益活動に取り組む社会福祉法人との連携強化	区内に法人本部または事業所のある16法人で構成する中央区社会福祉法人連絡会と連携して、地域に不足するサロンや生活支援サービス等の創出につなげていきます。 ◎地域公益活動に取り組む社会福祉法人との連携	管理課 社会福祉協議会 ほか
5	地域ケア会議の活用	地域住民や医療・福祉・介護関係者などが参加する地域ケア会議において、個別ケースの検討過程から出された課題について、求められるサービスや支援方法を検討し、地域課題の把握をしていきます。 ○地域ケア会議の開催	介護保険課

¹² 生活支援コーディネーター：34頁コラム参照。

¹³ 地域福祉コーディネーター（CSW）：34頁コラム参照。

(5) 多様な住まい方の支援

現状と課題

住まいは地域包括ケアシステムの最も重要な基盤となりますが、特に、要支援・要介護高齢者や障害者、ひとり親家庭などの住宅確保要配慮者は、民間市場において住宅を確保することが困難な場合が多くあります。

本区の高齢者を対象とした実態調査によると、介護が必要になっても「自宅で暮らしたい」と考える高齢者が多数を占める一方で、高齢者向け住宅や特別養護老人ホームなどの介護施設への入居や入所を希望する高齢者も一定の割合を占めています。また、障害者の高齢化に伴う障害の重度化や、介護者の高齢化、親亡き後の問題への対応も求められています。

これまでも、シルバーピアなどの区民住宅の維持管理により住宅に困窮している高齢者等の住まいの確保に努めるとともに、民間事業者によるサービス付き高齢者向け住宅等整備の促進や、身体機能や個々の生活に適した住宅の改修、住み替え支援等を行ってきました。このたび改定した「中央区住宅マスタープラン¹⁴」では、高齢者等に対応した住宅の確保、住宅セーフティネット機能の充実などを施策の柱とし、誰もが安心して住み続けられる魅力的な都市居住環境の整備を推進していくこととしています。

今後も、誰もが安心して住み続けられるまちの実現に向けて、単身世帯の割合やマンション居住者の割合が高いといった本区の特徴を踏まえ、住宅施策に加えてまちづくり、防災・防犯、環境、コミュニティなど地域生活に関わる各施策を相互に連携して展開していく必要があります。

また、在宅生活が困難となった独居の認知症高齢者や高齢化した障害者などのセーフティネットとして認知症グループホームのほか、知的障害者、精神障害者等の障害特性を考慮した新たなグループホームの確保に向けて、開設準備経費や施設借上費などの助成制度を通じて民間事業者による運営を支援していくなど、中長期的な視点に立って整備を推進していく必要があります。

目指す姿

- * 要支援・要介護高齢者や障害者、ひとり親家庭など住宅の確保に配慮が必要な方が安心して暮らしています。

¹⁴ 中央区住宅マスタープラン：本区の住宅政策の方向性を示す計画で、「子どもや高齢者など、多様な世代のふれあいが生まれる住環境づくり」を目指しています。

主な取組・事業

	取組・事業	内容（関連事業：●新規、◎拡充、○その他主要）	所管
1	高齢者や子育て等に適した住宅供給の促進	民間事業者による高齢者や子育て期の特性を踏まえた住宅の供給や適正な水準の住宅供給が図られるよう、助成や認定制度の普及等を通じ、整備の誘導を促進します。 ○サービス付き高齢者向け住宅等の供給誘導 ○東京都子育て支援住宅認定制度の普及	住宅課
2	区民住宅の管理の適正化	既存の区民住宅の長寿命化に向けた計画的な改修や修繕等を行うとともに、管理の適正化等を図り、自ら住宅の確保が困難な世帯に対する住まいとして公平・適切に供給します。 ○区民住宅の管理	住宅課
3	配慮が必要な人に対応した安全・安心な住まいへの支援	高齢者や障害者が安心して暮らし続けることができるよう、住宅の改修や機器の設置支援等を行っています。 ○住宅改修費の支給 ○住宅設備改善給付 ○緊急通報システム等専用機器の設置による支援	障害者福祉課 高齢者福祉課 介護保険課
4	住み替え支援	住み替え相談の実施や住み替えを支援する制度の利用費助成を行っています。また、高齢者や障害者等の入居を拒まない賃貸住宅としての登録について民間事業者に促します。 ○住み替え相談 ○あんしん居住制度利用助成 ○家賃債務保証制度利用助成 ○住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録の促進	住宅課 高齢者福祉課
5	生活困窮者の住まいの確保支援	離職により住居を失うまたは、失う恐れのある相談者に対して、再就職するまでの就労支援および一定期間の家賃相当額の支給、住居を持たない方へ宿泊場所や衣食の提供を行っています。 ○住居確保給付金 ○一時生活支援事業	生活支援課
6	グループホーム等の整備	今後需要の増加が見込まれる、在宅生活が困難になった認知症高齢者や障害者のグループホームの整備を進めます。 ◎認知症高齢者グループホームの整備促進 ●障害特性に配慮したグループホームの整備	障害者福祉課 高齢者福祉課

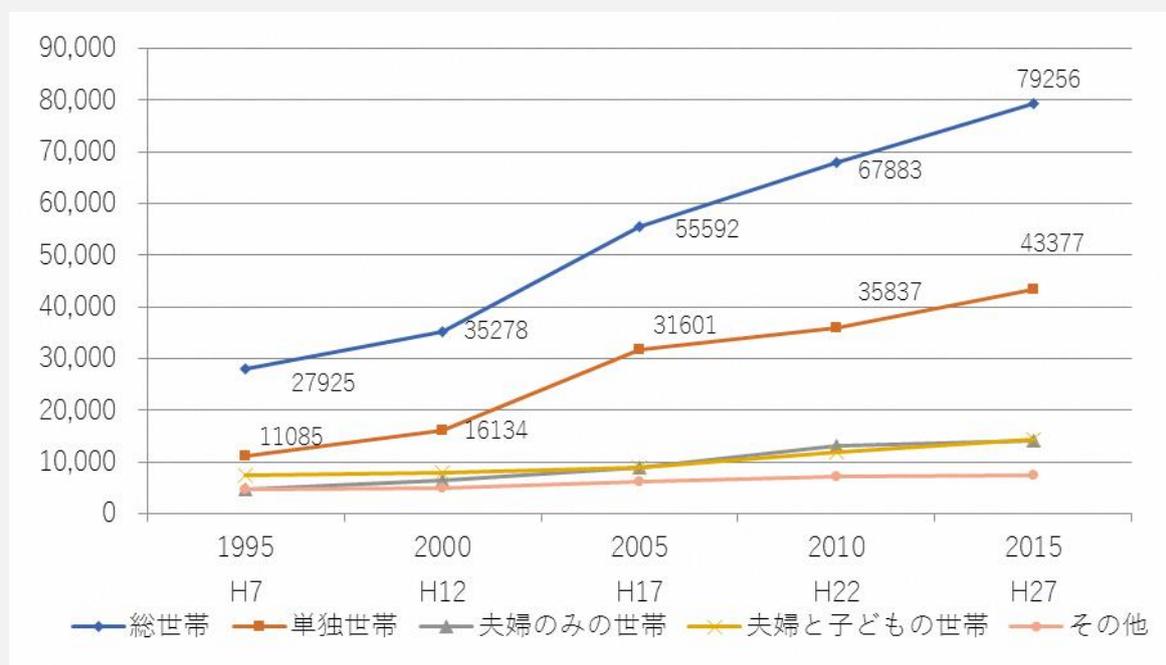
基本施策2 気づきあい支えあいつながる地域づくり

●一人一人の気づきからはじまる支え合い

本区は、マンション居住者が9割を超えており、中でもオートロック式のマンション居住者の割合や高齢者をはじめとした単独世帯の割合が高いといった特徴があります。加えて、共働き世帯の増加、就業形態や価値観の多様化から、地域の中ではさまざまな問題が生じています。

地域において活動が活発に行われることで、そこに住まう人々が出会い、関わりを深め、人と人とのつながりが生まれ育まれていきます。こうしたつながりはセーフティネットの基礎となって、互いにわずかな異変に気づき、支え合う関係性が徐々に広がっていきます。緊急時や災害時だけでなく、日頃から良好なコミュニティの醸成と地域活動の活性化により、まちの課題を自ら解決できる地域力の強化が求められています。

図表：世帯数の推移(中央区)



本区の世帯数は年々増加しており、その要因として単独世帯の増加が挙げられます。構成比を見ても、平成27年では総世帯の54.7%が単独世帯となっています。

資料：総務省統計局「国勢調査」(平成7年、平成12年、平成17年、平成22年、平成27年)

●都心型協働社会の形成

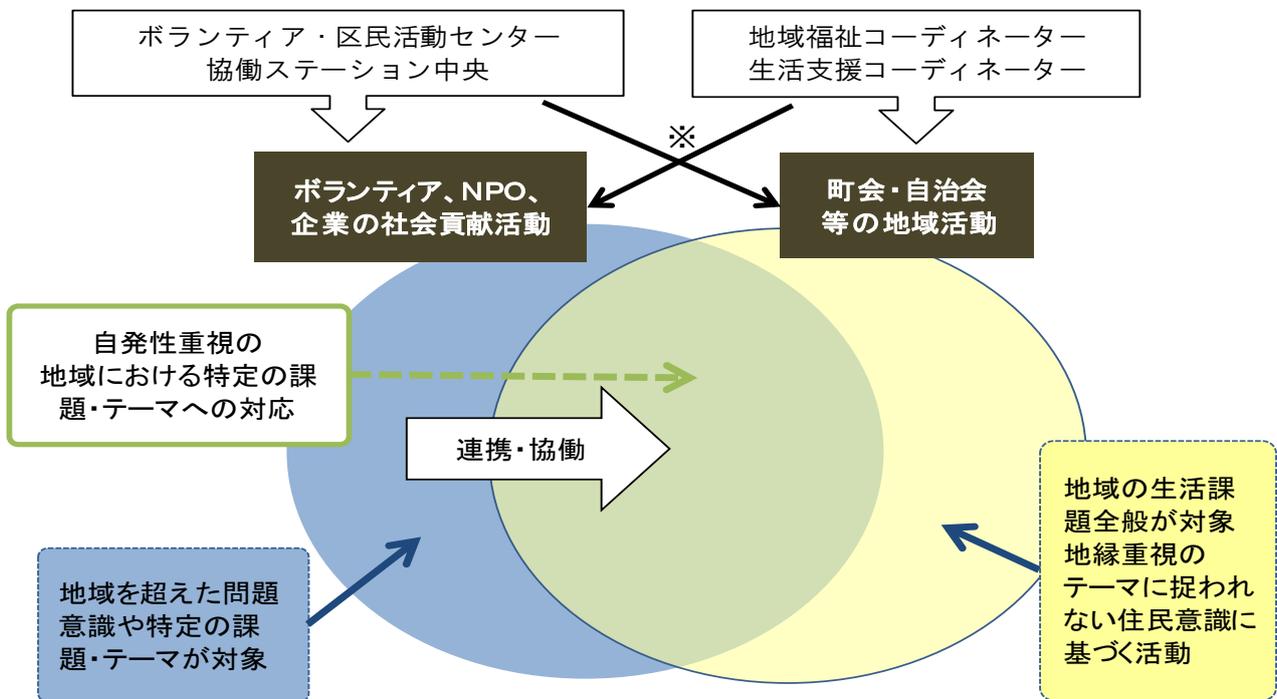
都心区である本区は、交通網が発達しており利便性が高いことから、暮らし、働き、学ぶ場などの生活の場が区の区域を越えることが多い特徴があります。また、若年層の一人暮らしを中心とした流動人口も多く、地域への帰属意識や地縁によるつながりは必ずしも強くありません。

一方で、都心であるがゆえに、企業、社会福祉法人、NPO、ボランティア団体等の多様な主体が集まり、専門的な知識や経験を持った人材が多く活動しています。「協働ステーション中央」

を拠点として区や団体間のネットワーク形成および強化を図るとともに、ボランティア・区民活動センターがさまざまな活動主体との連携を強化し、地域社会で見過ごされがちな課題を発見し、町会・自治会の活動につないでいきます。加えて福祉専門職である地域福祉コーディネーターによって、町会・自治会だけでなく、ボランティアやNPO等も参加しやすいプラットフォーム¹⁵をつくるなど、社会資源を最大限に活用した都心型協働社会の形成を進めています。

地域共生に資する活動の多様性を踏まえ、区民や活動団体の自主性や創意工夫が最大限いかされるよう、地域福祉コーディネーターおよび生活支援コーディネーターの地域支援活動の強化や町会・自治会といった地縁型組織をはじめ、ボランティアやNPO等が気軽に参画できる地域活動拠点の整備など、さまざまな主体との協働や地域に根ざした活動が広がっていく環境づくりを進めていくことが重要です。

ボランティア・NPO等の活動と地縁型の地域活動の関係



※ 地域の実情に応じて、ボランティア・区民活動センターが住民の地域活動を支援したり、地域福祉コーディネーター、生活支援コーディネーターがボランティアやNPO活動につなげるといった相互支援が柔軟に行われる。

出典：東京都社会福祉協議会 東京らしい地域共生社会づくりのあり方について(一部加工)

●差別や偏見のない地域社会の実現

都心区である本区は、子育て世代を中心に人口増が続いています。世代、性別、心身機能、人種や国籍など多様な人が暮らし、キャリアや経験、働き方、ライフスタイルなども多岐に渡っています。障害者、外国人、性的マイノリティ等を特別視することなく、一人一人が個人の尊厳を尊重し、お互いが相手の立場や状況を理解し、認め合うことが地域福祉を推進していく第一歩と

¹⁵ プラットフォーム：分野・領域を超えた地域づくりの担い手が出会い、さらなる展開が生まれる「場」。

なります。多くの人がダイバーシティ¹⁶とインクルージョン¹⁷の意識を持つことで、さまざまな立場の人が地域社会でその能力と個性を発揮し、誰もが自分らしく役割や生きがいをもって地域で暮らしていくことができます。福祉教育やさまざまな体験を通じて相互理解の機会を充実させ、差別や偏見のない地域社会の実現を目指します。

施策の方向性

区民一人一人が互いに認め合い、地域の困りごとに気づき、関心を持ち、我が事としてとらえ、地域の多様な資源を活用し解決に向けて支え合う地域づくりが行われるよう、以下の4つの視点から施策を推進していきます。

- (1) 地域コミュニティの活性化
- (2) 地域の担い手や活動団体の育成・支援
- (3) 重層的見守りネットワークの充実
- (4) 心のバリアフリーの推進

(1) 地域コミュニティの活性化

現状と課題

町会・自治会をはじめとした地域におけるコミュニティは、地域福祉の基盤となります。

共働き世帯の増加や就業形態、価値観の多様化に伴い、地域活動への関わり方の変化や担い手不足等の新たな課題が生じています。また、急激な人口増加等に伴って地域課題が多様化していることから、課題解決に主体的に取り組む団体と積極的に連携を図っていくことが大切です。

町会・自治会への加入促進や運営を支援するとともに、町会・自治会を中心とした区民同士の交流の促進、防災・防犯活動、商店街と町会・自治会、NPO等の協力によるイベント、地域スポーツクラブの運営など、暮らしに密着したさまざまなコミュニティ活動の充実を通じて、地域の活性化を図ることが求められています。NPOやボランティア団体の増加や企業の社会貢献活動への意識が高まる中、さまざまな主体による活動との連携を支援するとともに、地域活動に意欲のある区民が参加しやすい仕組みづくりを推進していくことが求められています。

とりわけ、新たに転入した住民と従来からの地域コミュニティとのつながりの構築や多世代交流など、「住民主体による地域に開かれた活動」をさまざまな形で全区的に展開できるような取組を推進していく必要があります。

¹⁶ **ダイバーシティ**：「多様性」「一人一人のちがひ」という意味を持ち、年齢、人種や国籍、心身機能、性別、性的指向、性自認、宗教・信条や価値観だけでなく、キャリアや経験、働き方、企業文化、ライフスタイルなど多岐に渡る。

¹⁷ **インクルージョン**：「包括・包含」「受け入れる・活かす」という意味を持ち、自分と違うことを理由に排除するのではなく、共存し受け入れること。

目指す姿

- * 身近な場所で区民が気軽に集まり定期的に活動できる交流やふれあいの場が充実し、自発的な活動が活発に行われ、人と人のつながりが深まり、良好なコミュニティが醸成されています。

主な取組・事業

	取組・事業	内容（関連事業：●新規、◎拡充、○その他主要）	所管
1	さまざまな主体による活動の推進	<p>町会・自治会の活動を支援するとともに、さまざまなコミュニティとの協働により地域のイベントやサロン運営等の活動を支援します。また、マンション管理組合への支援を通じてコミュニティ形成の推進を図るほか、地域SNS『PIAZZA』を活用して子育て世代のつながりづくりを促進します。区内社会福祉法人との連携を強化し、地域福祉ニーズを捉えた地域公益活動を促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○町会・自治会ネットによる情報発信、連携強化 ○協働ステーション中央の運営 ○地域手づくりイベント・盆おどりに対する助成 ○分譲マンション管理組合交流会への支援 ○分譲マンション管理組合支援システム「すまいるコミュニティ」の運用 ○地域公益活動に取り組む社会福祉法人との連携強化（再掲） 	地域振興課 住宅課 都市整備公社 子ども家庭支援センター 社会福祉協議会 ほか
2	多世代交流の促進	<p>各種講座やイベント等を通じて、地域住民相互の交流やふれあいを促進します。また、みんなの食堂をはじめとした誰もが参加できる場の開設・運営支援や、協働提案事業による活動等を通じ、子育て世代が地域活動に関わるきっかけとなる事業を行うなど、多世代交流を促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大江戸まつり盆おどり大会の実施 ○雪まつりの実施 ○コミュニティふれあい銭湯の実施 ○場づくり入門講座の開催 ○おとなりカフェ・ちょこっと相談会の開催 ◎地域福祉コーディネーターおよび生活支援コーディネーターの拡充（再掲） 	地域振興課 管理課 高齢者福祉課 介護保険課 障害者福祉課 社会福祉協議会

	取組・事業	内容（関連事業：●新規、◎拡充、○その他主要）	所管
3	地域活動拠点の整備	<p>コミュニティルームや区民館等の交流・活動の場を提供するとともに、施設改修等の機会を捉えて住民に身近な場所に活動拠点を整備します。</p> <p>○集会室や公開空地等住宅や住環境を活用したコミュニティ活動の場づくり支援</p> <p>●施設改修等の機会を捉えた地域活動拠点の整備</p>	<p>地域振興課 管理課 高齢者福祉課 社会福祉協議会</p>
4	地域における防災・防犯活動の支援	<p>防災区民組織の活動支援をはじめ、防災訓練や講習会を実施するなど、区民や事業所が連携・協力して防災対策に取り組める体制整備を促進します。また、地域の自主的な見守り活動や防犯設備の設置を支援するなど、防災・防犯活動を通じた地域コミュニティの活性化を図ります。</p> <p>○防災拠点の整備・運営体制の充実</p> <p>○災害時地域たすけあい名簿を活用した地域による安否確認体制の推進</p>	<p>危機管理課 防災課 高齢者福祉課</p>
5	商店街・スポーツ振興を通じたコミュニティ機能の強化	<p>商店街やスポーツの振興事業を通じてコミュニティ機能の強化を図ります。</p> <p>○商店街と町会・自治会やNPO等が協力して実施するイベントの支援</p> <p>○商店街イベントを活用した住民の交流促進</p> <p>○地域スポーツクラブの活動支援</p>	<p>商工観光課 スポーツ課</p>

(2) 地域の担い手や活動団体の育成・支援

現状と課題

地域における見守りや支え合い活動の中心的役割を担う町会・自治会の役員、地域ボランティアは、多くが高齢化に伴う担い手不足を課題として抱え、見守り体制の維持が困難な団体もあり、活動を維持・発展させるための支援が必要です。また、民生・児童委員も地域によっては欠員が生じている状況で、地域コミュニティにおける担い手の確保は喫緊の課題となっています。

一方で、引っ越してきたばかりでどのような地域活動があるかよく知らない、仕事で地域の活動に参加する時間がないなどさまざまな理由で、地域とつながりを持つことなく暮らしている人の中には、地域の活動やボランティア活動に興味・関心を持っている人も少なくありません。

こうした意欲があるものの実際の活動に踏み出せずにいる人も多いことから、地域の担い手やサポーター養成の講座の実施にとどまらず、一人一人が無理のない範囲で安心して地域活動に参加できる仕組みが必要です。

加えて、社会貢献活動への関心が高い企業の力をいかした地域活動をより一層促進していくことが重要です。また、「協働ステーション中央」で実施する事業を広く周知し、団体個別の事情に対応した的確な支援を行っていく必要があります。

目指す姿

- * 地域で発見した生活課題が共有され、情報・人・場所など地域の社会資源が充実し、さまざまな主体によるネットワークがつくられています。

主な取組・事業

	取組・事業	内容（関連事業：●新規、◎拡充、○その他主要）	所管
1	地域の担い手の養成	つながりや生きがいとしての地域活動を学ぶ講座を開催するなど、地域の担い手を発掘・養成、継続的に活動を支援しながら、地域コミュニティの活性化を推進します。 ○地域コミュニティの担い手養成講座の開催 ○さわやか体操リーダーの育成 ○元気応援サポーターの育成 ○場づくり入門講座の開催（再掲） ○ボランティア講座の開催	地域振興課 高齢者福祉課 社会福祉協議会

	取組・事業	内容（関連事業：●新規、◎拡充、○その他主要）	所管
2	さまざまな主体との協働の推進	町会・自治会やNPO、ボランティア団体等の社会貢献活動団体の提案による協働事業を実施し、よりきめ細かで質の高い行政サービスの提供を図るとともに、社会貢献活動団体の育成や区民の地域活動への参加を促進していきます。 ○協働事業の実施	地域振興課 社会福祉協議会
3	ボランティア活動の支援	ボランティア活動の活性化や団体間の交流を促進するほか、住民参加型在宅福祉サービスを効果的に運営します。 ○ボランティア・区民活動センターにおけるボランティア活動の相談、登録、活動紹介・調整、ボランティアの育成、学校等での福祉体験学習の実施 ○虹のサービス（再掲） ○地域見守り活動支援事業（あんしん協力員）による見守り活動	介護保険課 社会福祉協議会 ほか
4	企業・NPO等の社会貢献・地域貢献活動の支援	社会貢献活動への関心が高い企業の意向を踏まえながらネットワークの強化を図ります。また、区民が地域活動に参加しやすい環境を整備するとともに、情報発信や情報交換の場を提供することにより各種団体の活動支援を行っていきます。さらに、区内大学との連携協定等を活用した取組をより一層推進します。 ○協働ステーション中央の運営 ○中央ぷらねっと（社会貢献企業連絡会）など区内企業やNPO法人等との協働の推進及び活動支援 ○区内大学との連携協定等を活用した取組の推進 ○ふるさと中央区応援寄附を活用した地域貢献活動団体等への支援 ◎地域活動団体のネットワーク化の促進	地域振興課 総務課 社会福祉協議会
5	地域福祉コーディネーター（CSW）・生活支援コーディネーターによる地域活動の支援（再掲）	社会福祉協議会と連携しながら、住民が主体となった地域活動の取組を普及・推進していきます。住民主体による地域に開かれた活動を全区的に展開できるような取組を推進します。 ◎地域福祉コーディネーター・生活支援コーディネーターの拡充（再掲） ○おとなりカフェ・ちょこっと相談会の開催（再掲）	管理課 高齢者福祉課 社会福祉協議会

📖 協働ステーション中央

区内における社会貢献活動の輪を広げ、協働の普及促進を図るための拠点として、NPO・ボランティアなどの社会貢献活動（市民活動）に関する相談を受け付けています。また、きめ細かな行政サービスの提供を図るため、社会貢献活動団体（NPO・ボランティア団体など）と区が力を合わせて公共的な課題解決へ取り組む仕組みである協働事業提案に向けて、事業構築など、総合的なサポートを実施しています。

📖 ボランティア・区民活動センター

ボランティア活動の拠点として、ボランティア活動に関する相談を受け付けているほか、情報提供やコーディネート、ボランティア連絡会や交流会の実施、社会貢献企業との協働の推進、ボランティア活動推進団体等への助成など、各種活動を支援する取組を行っています。

(3) 重層的見守りネットワークの充実

現状と課題

これまで、民生・児童委員など地域の人材や民間事業者によって、一人暮らしや認知症高齢者、ひとり親家庭などの支援を必要とする人たちの見守り活動が行われてきました。

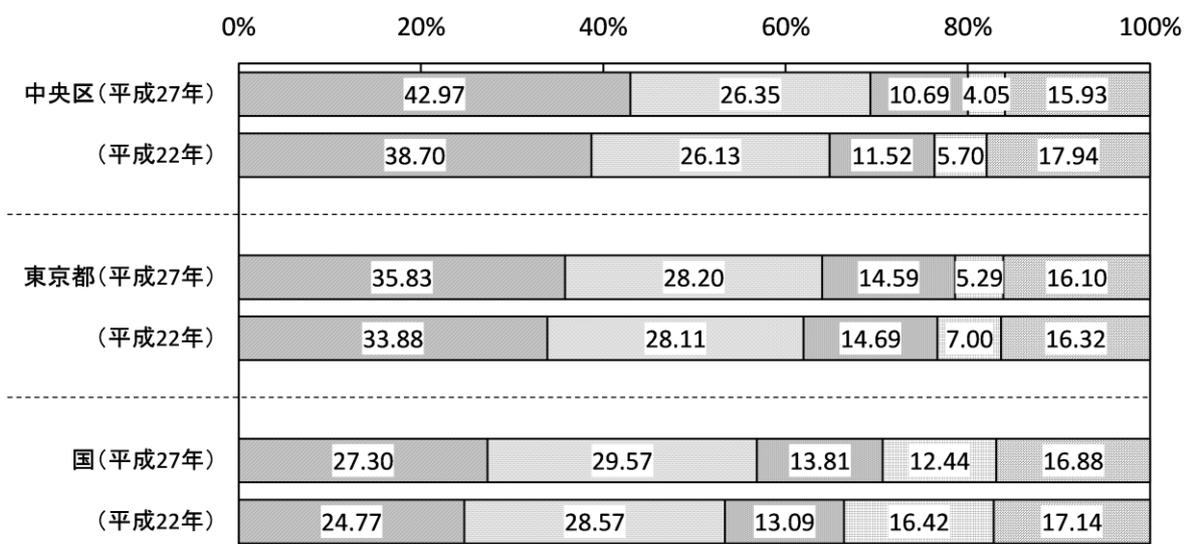
近年、核家族化の進展による独居高齢者、高齢者のみ世帯、日中独居高齢者の孤立化や子どもの孤食など、地域の見守りが必要な人は増加傾向にあります。特に、生活に何らかの支障がある認知症高齢者¹⁸は高齢者人口全体の約13%を占めており、今後も後期高齢者の増加に伴い、一層増加が見込まれています。さらに、知的障害者のグループホームへの入居希望が多くなっていますが、区内では満室に近い状況にあり、入所施設や長期入院から地域に戻って生活することを希望する障害者も多く、障害者とその介護者の高齢化や親亡き後も見据えて地域生活を支える環境づくりが求められています。

地域活動や見守り活動などを行う町会・自治会に加え、マンションの維持管理を目的とする管理組合においても、居住者からの苦情・相談などがきっかけとなり支援を必要とする人が顕在化し、中にはマンション管理上の問題に発展するようなケースもあります。支援を必要とするさまざまな人が、地域で安心して暮らせるよう、地域ぐるみで支える仕組みが必要です。

地域において福祉活動を推進する民生・児童委員がより活動しやすい環境づくりを進めるとともに、マンションの管理組合、NPO、地域のささえあいサポーターや宅配等の民間事業者などに対し、適切な相談機関に関する情報を積極的に提供するなど、支援を必要とする人や世帯の抱える問題を早期に発見し、支援につなぐ重層的見守りネットワークの充実を図ります。

¹⁸ 生活に何らかの支障がある認知症高齢者：認知症の日常生活自立度Ⅱ以上の高齢者。

図表：高齢者のいる世帯の世帯構成(中央区、東京都、国)



□ 単独世帯 □ 夫婦のみ世帯 □ 夫婦と子どもから成る世帯 □ 三世帯世帯 □ その他の世帯

本区は、国や東京都と比較して、高齢者のいる世帯に占める単独世帯の割合が高く、平成27年は43.0%となり、その割合は上昇しています。

資料：総務省統計局「国勢調査」(平成22年、平成27年)

目指す姿

- * さまざまな主体による見守り活動が展開され、課題を抱える人や家庭を早期に発見し、適切な支援につなげています。

主な取組・事業

	取組・事業	内容 (関連事業：●新規、◎拡充、○その他主要)	所管
1	民生・児童委員の活動支援	民生・児童委員が地域で取り組む福祉活動を支援するとともに、行政や地域の関係機関との情報交換の場となる協議会や連絡会を定期的を開催するなど連携の強化を図ります。 ○民生・児童委員による相談・援助・調査活動への支援 ○協議会の定期開催 ○研修および施設見学の実施 ◎区民向け広報活動の充実	管理課

	取組・事業	内容（関連事業：●新規、◎拡充、○その他主要）	所管
2	青少年の健全育成支援、家庭教育支援	<p>各地域においてさまざまな行事を実施する青少年対策地区委員会や、PTA等地域団体の活動を支援し、地域における青少年の健全育成や家庭教育の充実を図ります。</p> <p>○青少年対策地区委員会の活動支援 ○中央区地域家庭教育推進協議会 ○PTA等地域団体との共催による家庭教育学習会の開催</p>	文化・生涯学習課 教育委員会事務局庶務課
3	町会・自治会・マンション管理組合等による見守り体制の推進	<p>一人暮らし高齢者等が地域で安心して暮らせるよう、町会・自治会・マンション管理組合等を中心とした地域の団体による高齢者等の見守り活動に対し、活動費の助成等を行い、地域における高齢者等の見守りを推進します。</p> <p>○地域見守り活動支援事業（あんしん協力員）（再掲） ○ふれあい福祉委員会への支援</p>	介護保険課 社会福祉協議会
4	ささえあいサポーター、認知症サポーター等の拡大	<p>身近な地域で不安や悩みを抱えた人たちに気付き、必要な支援へとつなぐ「ささえあいサポーター」や、認知症の正しい知識やつきあい方を理解し、自分のできる範囲で認知症の人を応援する「認知症サポーター」を養成するとともに、各サポーターを活用したささえあいの仕組みづくりを構築します。</p> <p>○ささえあいサポーター養成講座 ○認知症サポーター養成講座・ステップアップ講座 ○認知症カフェ等（気軽に相談できる場）の確保 ○認知症に関する普及啓発及び相談体制の充実</p>	介護保険課 社会福祉協議会
5	民間事業者等による見守り体制の推進	<p>宅配事業者等と協定を締結し、高齢者の見守り活動を強化します。</p> <p>○協定締結事業者による見守り活動</p>	管理課 介護保険課
6	地域の支援者のネットワーク化	<p>地域における支援者のネットワーク化に向けて、地域の支援者や関係団体同士の情報共有および顔の見える関係づくりの場を整備します。</p> <p>●地域の支援者のネットワーク化に向けた取組の検討 ◎地域支えあいづくり協議体（区全域）・支えあいのまちづくり協議体（各地域）の活用（再掲）</p>	管理課 高齢者福祉課 社会福祉協議会

(4) 心のバリアフリーの推進

現状と課題

年齢、性別、国籍、障害の有無等のさまざまな違いを越え、相互に理解し支え合う地域社会の実現は本区が目指すものです。

平成28年4月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」は、すべての人が障害の有無に関わらず、相互に人格と個性を尊重し合うことのできる共生社会の実現に向け、行政機関等や民間事業者に対し障害を理由とする不当な差別的取り扱いを禁止するとともに、障害者の社会的障壁（生活を送る上で障壁となるような事物・制度・慣行・観念その他一切のもの）について合理的な配慮を行うことを定めました。区では、この障害者差別解消法の理念をすべての人に普及・啓発するためさまざまな取組を進めていますが、障害者に対する地域住民の理解は十分であるとは言えません。

また、性別による役割分担の固定化の意識は変わりつつあるものの、いまだ根強く残っている状況も見られます。

学校、家庭、職場、地域などあらゆる場において、多様な価値観を認め合う社会の実現に向けた「心のバリアフリー」を推進していく必要があります。

目指す姿

- * あらゆる人が地域社会の中で互いに相手の立場や状況を理解し、お互いの違いや個性を認め合う地域社会が構築されています。

主な取組・事業

	取組・事業	内容（関連事業：●新規、◎拡充、○その他主要）	所管
1	福祉教育の推進	学校や地域、関係機関と連携し、福祉教育やボランティア体験等さまざまな機会を提供し、子どもの頃から障害と障害者に対する理解を深める取組を推進します。 ○障害者サポートマニュアルの配布 ○出前講座・福祉体験講座 ○発達障害に対する理解の促進 ○職員研修	障害者福祉課 福祉センター 子ども発達支援センター 社会福祉協議会 指導室 職員課

	取組・事業	内容（関連事業：●新規、◎拡充、○その他主要）	所管
2	障害者等の参加・交流機会の充実	<p>健康福祉まつり等の区の行事や地域における各種行事、施設のイベント等を通じて、障害のある人とない人が相互に理解を深めるための交流を促進します。また、社会福祉法人等と連携し、障害者や高齢者が主体的に活躍できるような交流の場づくりを促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○障害者福祉団体の活動支援 ○健康福祉まつりの開催による相互の理解の促進 ○障害者スポーツ体験会 ○防災拠点運営委員会訓練における障害者等の参加促進 ◎社会福祉法人との連携強化 	障害者福祉課 福祉センター 社会福祉協議会 スポーツ課 防災課
3	多様性を認め合うまちづくりの推進	<p>「障害者差別解消法」の周知や障害の理解を促進するための啓発活動、職員研修等を実施します。また、性的マイノリティに対する理解を深める教育など学校における多様性を認める教育の推進を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ヘルプマーク・ヘルプカードの配布 ○障害者差別解消法リーフレットの配布 ○学校における多様性を認める教育の推進 ○職員研修（再掲） 	障害者福祉課 福祉センター 指導室 職員課
4	多文化共生の意識醸成	<p>学校における英語活動・英語指導や海外体験学習等の実施により多文化共生の意識を醸成していきます。また、国際交流イベント等の機会を通じて多文化共生の意識醸成を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○中学生の海外体験学習の実施 ○外国人英語指導講師による英語活動・英語指導の実施 ○国際交流のつどい、国際交流サロンの開催 ○おもてなし講座の開催 	指導室 文化・生涯学習課 文化・国際交流振興協会
5	男女共同参画の推進	<p>男女共同参画に関する意識啓発や情報提供の充実を図り、区民への理解を深めていきます。また、学校における男女平等教育を推進することで、子ども一人一人が男女共同参画の意識を深め、将来に向けた男女共同参画社会の推進につなげます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○男女共同参画の意識啓発 ○男女共同参画に関する情報提供 ○学校における男女平等教育の推進 	総務課 指導室

区内社会福祉法人の連携による地域公益活動への取組

基本施策2「気づきあい支えあいつながる地域づくり」の推進にあたっては、社会福祉法人が専門分野を超えて連携し、地域公益活動へ取り組む中央区社会福祉法人連絡会が力強い存在となっています。中央区社会福祉法人連絡会は、区内16の社会福祉法人が参加し、中央区社会福祉協議会が事務局を務めています。社会福祉法人の持つ専門性などを活用し、地域ニーズに対応したさまざまな取組を検討しています。

【平成30（2018）年度の取組】

📖 福祉体験合宿

平成31年3月に、区内5法人が参加し、将来の福祉人材・担い手の育成のため子どもに体験の場を提供するとともに、家族ぐるみで地域福祉への理解を促進することを目的として実施しました。

📖 ボッチャ体験&福祉ちょこっと相談会

平成30年12月と平成31年1月に、区内11法人が参加し、ボッチャ体験とあわせて相談会を開催し、多世代の交流を図りました。参加者からは、「誰とでもできたのがよかった。」「楽しかった。」「もっと広めてもらいたい。」といった感想が聞かれました。

基本施策3 地域生活を支える保健医療福祉の基盤づくり

●健康で安心して暮らせるまちづくり

誰もが安全に安心して暮らしていくには、区が区民一人一人の地域生活を支える保健・医療・福祉サービスの基盤を強化していく必要があります。

平成26（2014）年6月に成立した「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」による医療法等の改正を受けて、病気を抱えた方が早期の社会復帰と引き続き地域で生活していくことができる環境を整備していくため、効率的かつ効果的な地域医療の提供体制および在宅生活を支える介護や福祉サービスの確保に向けた取組を推進していくことが求められています。高齢者人口の増加等によりサービスの需要が増大していく中、地域の医療、介護、保健、福祉サービス等の資源の充実に加えて、病院間・病診間の連携、関係機関や事業者等の多職種連携による資源の有効活用が求められます。区民が必要なときに必要なサービスを利用できるよう、国や東京都の施策を注視しつつ、人材不足等の課題を抱えるサービス提供事業者等の支援を強化していく必要があります。

また、観光やビジネスを目的とした国内外からの来街者が増加している状況に加えて、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催の際には、世界各国からの人の往来が活発化することが予想されており、感染症等が発生した場合には、急速な拡大と甚大な健康被害が懸念されることから、健康危機管理対策を強化していく必要があります。あわせて、本区には、飲食店等の食品関連事業所、公衆浴場等の衛生関係施設、診療所や薬局等の医療提供施設が多数存在しているため、監視指導等を通じて区民等の健康や食生活等の安全を守り、健康被害を未然に防止することが求められます。

さらに、近年、国内各地で地震や台風、大雨等による自然災害が多発しており、集合住宅に居住する世帯が9割を占めるといった本区の地域特性を踏まえた防災対策が重要です。さらなる災害意識の向上や災害情報の提供体制の強化に加えて、避難に支援を必要とする高齢者や障害者への対策や災害が長期化したときの体制強化など、減災に向けた取組の推進が求められています。

●すべての人の尊厳が守られる社会の推進

人権や命にかかわる重大な問題である高齢者や障害者、子ども、配偶者等への虐待や暴力については、育児や介護での孤立化等により、誰にでも起こりうる問題であることから、虐待防止に係る関係者と連携しながら早期に発見し、被害者一人一人に応じたきめ細かな支援ができる体制を常に整えることが求められます。

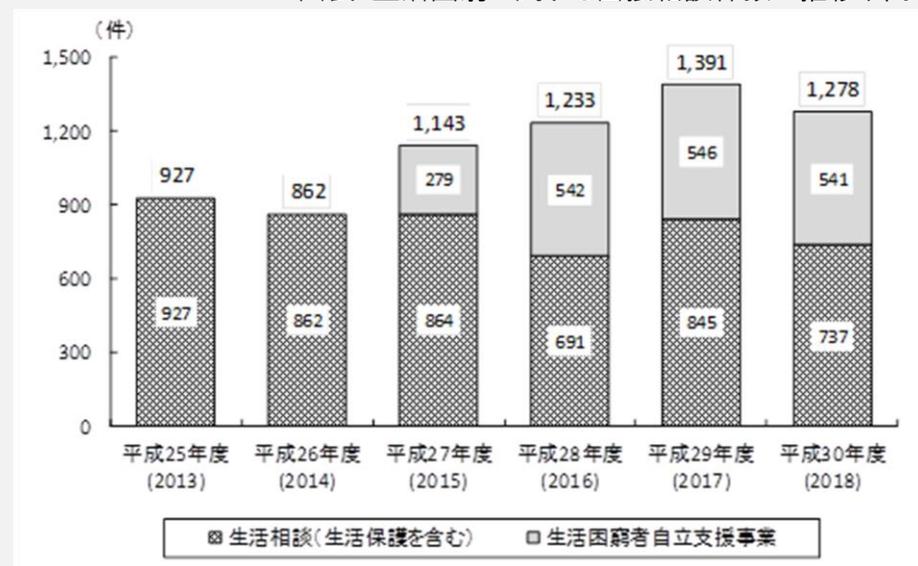
あわせて、判断能力が十分でない認知症高齢者や障害者の権利を守り、本人やその家族等が安心して暮らせる地域づくりを進めていく必要があります。平成28（2016）年に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の趣旨に沿って、成年後見制度のさらなる利用促進を図るため、社会貢献型後見人の養成や地域連携ネットワークの段階的整備とともに、その中核となる機関の設置が求められています。

また、生活に困窮する人の抱える問題は複雑で多岐にわたるため、個別の状況に応じた具体的かつ包括的な支援が求められます。今般、子どもの貧困対策の推進に関する法律が改正され、すべての子ども・若者が生まれ育った環境に左右されることなく夢や希望をもって成長できるよう、「将来」だけでなく「現在」の生活等に向けても地域全体で子ども・若者の支援策を総合的に推

進することとされました。経済的支援のみならず、教育、生活の安定、保護者の就労といった幅広い視点から切れ目のない支援に取り組んでいく必要があります。

特に、本区においては生活に困窮している方の割合が低いという特徴がある中、支援を必要とする方が自ら相談しにくいという状況も考えられることから、潜在的ニーズの把握に努め、子どもの学習支援や保護者の自立支援などの生活困窮者自立支援事業等を活用し、貧困の連鎖を断ち切る支援につなげていくことが重要です。

図表：生活困窮に関する面接相談件数の推移(中央区)



制度が始まった2015年度から面接相談件数は伸び、2014年度から2017年度にかけて529件増加しましたが、近年は横ばいで推移しています。

資料：中央区 ※平成27年度以降は生活困窮者自立支援事業に関する相談を含む

●誰もが安全に安心して社会参加できるまちづくり

年齢や障害等に応じた適切な配慮がなされることにより、社会的障壁が取り除かれ、誰もが安心して社会参加することができます。

本区では、公共的施設のバリアフリー¹⁹化や関連諸施策を総合的に進める上での基本的な考え方および具体的な整備方針等を定める「中央区福祉のまちづくり実施方針2011」を踏まえて、これまで、さまざまな障害特性や外国人に配慮した情報のバリアフリー化を進めるとともに、子育て世代、高齢者、障害者を含むすべての人が安全かつ快適に施設等を利用できるよう、歩道の段差解消や平坦化、鉄道駅のエレベーター等の整備促進、だれでもトイレの設置等のハード面の整備を行ってきました。

今後、区民はもとより、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に国内外からより一層多くの来街者も見込まれることから、すべての人が安全で安心して快適に暮らし、社会参加できるよう、実施方針に基づく取組を着実に実施し、ユニバーサルデザイン²⁰を基本とした福祉のまちづくりを推進していくことが求められます。

¹⁹ バリアフリー：障害者、高齢者等が社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的な障害や、精神的な障壁を取り除くための施策、もしくは具体的に障害を取り除いた物および状態をいう。

²⁰ ユニバーサルデザイン：文化・言語・国籍や年齢・性別などの違い、障害の有無や能力差などを問わずに利用できることを目指した建築（設備）・製品・情報などの設計（デザイン）のこと。

施策の方向性

地域において自立した生活を支える保健、医療、福祉サービスの充実等を図り、以下の6つの視点から地域福祉を推進していくための基盤を強化します。

- (1) 地域保健医療体制の整備
- (2) 健康危機管理対策の推進
- (3) 福祉サービスの質の向上・人材確保
- (4) 生活困窮者等の自立支援
- (5) 権利擁護の推進
- (6) ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

(1) 地域保健医療体制の整備

現状と課題

区民の命と健康を守るためには、必要な医療を、誰もが、いつでも、どこでも、適切に受けることができる体制が不可欠です。

平成28（2016）年7月に策定された「東京都地域医療構想」では、医療・介護・福祉等に関わるすべての人が協力し、「東京の特性を活かした切れ目のない医療連携システムの構築」、「地域包括ケアシステムにおける治し、支える医療の充実」等を目標として、区市町村は都や地域の関係機関等と緊密に連携して地域の医療提供体制の確保を推進することとされています。

本区では、区民の健康を守るための身近な相談先として、また、手術等が必要な際は専門の医療機関を紹介してもらい、退院後も地域で安心して受診できる場等の機能として、かかりつけ制度を推進していますが、平成28（2016）年に実施した高齢者の日常生活圏域ニーズ調査の結果をみると、かかりつけの医師がいる割合は76.6%、また、かかりつけの歯科医師がいる割合は52.1%と、十分に普及・定着しているとは言えません。

区民が安全に安心して暮らしていくためには医療資源の確保が不可欠であることから、東京都の保健医療計画において設定されている二次保健医療圏²¹ごとの機能に応じた医療機関との連携体制を整備していくとともに、休日応急などの緊急時の対応を含めた身近な地域での医療環境整備を、人口が急増する状況を見据えながら推進していく必要があります。

一方で、大規模災害等の発生に備えて、日頃から医療救護活動について関係機関と協議を進め、防災訓練の実施や地域資源を活用した人員の確保などに努めるとともに、初動態勢の構築、断水や停電等のライフラインが影響を受けた場合を含めた災害の長期化に備えた体制整備、東京都や

²¹ **二次保健医療圏**：原則として特殊な医療を除く一般の医療ニーズに対応するために設定する区域で、入院医療を圏域内で基本的に確保するとともに、医療機関の機能連携に基づく医療サービスと広域的、専門的な保健サービスとの連携などにより、都民に包括的な保健医療サービスを提供していく上での圏域であり、その整備を図るための地域的単位。

近隣区、災害時総合援助協定を締結している自治体や関係機関との連携強化等の取組等を進めていく必要があります。

目指す姿

- * 区民がいつでも適切な医療サービスを受けることができるよう、身近な地域で疾病の急性期、回復期、慢性期に応じた医療環境が整っています。
- * 災害発生直後の医療救護体制や災害の長期化に備えた保健医療体制が整っています。

主な取組・事業

	取組・事業	内容（関連事業：●新規、◎拡充、○その他主要）	所管
1	かかりつけ医等の普及	<p>区民の健康を守るための身近な相談先等の機能としてかかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師を推進しています。地区医師会、歯科医師会、薬剤師会と連携して、区内医療機関の情報をわかりやすく提供し、かかりつけ医等の普及・定着を図ります。</p> <p>○「かかりつけ医 MAP」「かかりつけ歯科医マップ」の配布</p> <p>○医療相談窓口の設置</p>	<p>管理課</p> <p>生活衛生課</p>
2	緊急医療体制の確保	<p>休日応急診療所・薬局・歯科診療所の開設等により、緊急時の対応を含めた身近な地域での医療の環境整備を進めます。</p> <p>○休日応急診療所、休日応急歯科診療所、休日応急薬局の開設</p> <p>○平日準夜間小児初期救急診療事業</p>	管理課
3	災害時の応急救護体制の整備	<p>地区医師会等と連携を図り、災害発生直後の医療救護体制を充実させるとともに、傷病者の応急処置や災害拠点病院への搬送の適否、緊急医療救護所の設置・運営等、迅速な対応を行います。また、薬剤師会等と連携し災害時に使用する医薬品の確保にも努め、適切な医療救護活動ができる環境を整備します。さらに、関係機関と連携し、長期化する避難生活等に備えて継続的な医療体制の維持・確保を図ります。</p> <p>○応急救護連携会議の開催</p> <p>○多職種による医療救護訓練の実施</p> <p>○国立がん研究センター中央病院との医療救護活動についての連携</p>	<p>管理課</p> <p>生活衛生課</p> <p>健康推進課</p> <p>保健センター</p> <p>防災課</p>

	取組・事業	内容（関連事業：●新規、◎拡充、○その他主要）	所管
4	福祉避難所の体制整備	<p>福祉避難所として指定している区立特別養護老人ホーム等と福祉避難所の開設に係る受入体制や経費負担等について協定を締結しています。また、福祉避難所運営本部の設置や福祉避難所への避難対象者のスクリーニング実施方法等について関係部署と調整を行っています。要配慮者に対して心のケアや相談等を行う生活相談員については、聖路加国際大学等からの派遣支援を受けて配置します。</p> <p>○区立特別養護老人ホーム等との福祉避難所の開設に係る協定の締結</p> <p>○生活相談員派遣に係る協定の締結</p>	高齢者福祉課 介護保険課 障害者福祉課 福祉センター 子ども発達支援センター 健康推進課 保健センター 防災課
5	災害時要配慮者への支援	<p>災害時にライフラインの断絶等の影響を受ける要配慮者への支援が適切に行えるよう、事業所と定期的に訓練を実施するなど、平常時からの備えを促します。</p> <p>○災害時における区と中央区介護保険サービス事業者連絡協議会との要介護高齢者の安否確認等に関する協定の締結</p>	高齢者福祉課 介護保険課 障害者福祉課 福祉センター 子ども発達支援センター 健康推進課 保健センター 防災課

(2) 健康危機管理対策の推進

現状と課題

本区では、保健所が地域における健康危機管理の拠点として、健康被害の発生状況や保健医療を取り巻く環境の変化などを踏まえ、平常時の監視業務を通じて健康危機を未然に防ぎ、区民の命と健康を守り、社会生活が維持できるよう対策を進めています。

ここ数年来、エボラ出血熱などの新興感染症や結核等の再興感染症の脅威、食中毒や食品の化学物質混入など、区民の生命と健康を脅かす健康危機が懸念されており、健康危機管理対策の強化が求められています。

また、本区には、都心の商業地域としての知名度や交通利便性の高さから、理容所、劇場、ホテル等が集積しているため、監視指導を徹底し、施設の衛生水準や利用者の安全を確保することが重要です。また、日本の食品流通の中心地であり、食の安全・安心が強く求められている中、食品衛生関係施設の監視指導の徹底を図る必要があります。

目指す姿

- * 正しい知識の普及により、区民一人一人が感染症の流行状況に応じた予防や対応をしています。
- * 区民や多くの来街者が理容所等の環境衛生関係施設や飲食店等の食品衛生関係施設、診療所等の医療関係施設等を安全・安心かつ快適に利用しています。

主な取組・事業

	取組・事業	内容（関連事業：●新規、◎拡充、○その他主要）	所管
1	感染症対策の推進	<p>予防接種の情報提供を積極的に行い、感染症予防を推進するとともに、感染症法に基づく対応を充実するほか、新型インフルエンザ対策として日頃から関係機関と共同して訓練を実施し、情報連携を高めるなど、発生時に迅速かつ的確に対応できるよう体制を強化します。</p> <p>○かんたん予防接種スケジュールによる情報提供 ○先天性風しん症候群対策 ○中央区新型インフルエンザ等対策行動計画に基づく体制強化</p>	健康推進課
2	衛生的な環境の確保	<p>環境衛生施設への監視指導を行い、衛生水準を確保します。感染症を媒介する衛生害虫の駆除作業を実施するとともに、区民からの防除に関する相談への対応、正しい情報の普及・啓発を行います。また、宿泊施設に対する監視体制の強化等を行いながら、安心して住み続けられる生活環境の保持や環境衛生水準の維持向上を図ります。</p> <p>○環境衛生関係施設の監視指導 ○特定建築物の監視指導 ○小規模給水施設の指導 ○ねずみ・衛生害虫の防除</p>	生活衛生課
3	食生活の安全確保	<p>食品関連施設の衛生を確保するため、「食品衛生監視指導計画」に基づく効果的・効率的な監視を実施するとともに、食中毒や有害・違反食品等の発生時に迅速に対応します。また、制度化が予定されている HACCP²²による衛生管理の導入について、区内事業者に対する支援を行います。</p> <p>○違反・有害食品の排除と公表、自主回収報告の指導 ○食中毒・有症苦情等に関する調査および指導</p>	生活衛生課

²² HACCP（Hazard Analysis and Critical Control Point ハサップ）：食品等事業者自らが食中毒菌汚染や異物混入等の危害要因（ハザード）を把握した上で、原材料の入荷から製品の出荷に至る全工程の中で、それらの危害要因を除去または低減させるために特に重要な工程を管理し、製品の安全性を確保しようとする衛生管理の手法。

	取組・事業	内容（関連事業：●新規、◎拡充、○その他主要）	所管
4	医事・薬事の安全確保	医療機関等に対し計画的に立入調査や指導を行い、医療の安全の確保を図ります。また、薬局や薬店、その他毒物および劇物販売業者に対して定期的に立入検査を行い、医薬品等の適正な販売や取り扱いを指導し、違反や事故の発生を防止します。 ○医療安全講習会の開催 ○医療相談窓口の設置 ○薬局等の監視指導、家庭用品の検査	生活衛生課

(3) 福祉サービスの質の向上・人材確保

現状と課題

核家族化に加えて、子育て世代の流入、高齢者人口の増加等により、福祉・介護サービスの需要の増大が見込まれ、多様で質の高いサービスの提供が求められています。

本区では、良質な福祉・介護サービスを提供するために、保育、障害福祉、介護の各サービス事業者を訪問しながら実地指導検査を実施し、人員・設備・運営等の基準を満たしているか、適正にサービスが提供されているかなど、事業所の運営等に関して検査・指導・助言等を行っています。区内認可・認証保育所等に対しては区の保育士が巡回指導により保育内容等に関する助言や相談を行い、介護事業所に対しては介護給付適正化指導調整専門員が適切なケアマネジメントのためのケアプラン点検を行っています。今後も一層、事業者に対する指導検査を担当する職員のスキル向上を図り、福祉サービスの質の維持・向上を図る必要があります。

また、福祉サービス第三者評価の受審が一部の事業者の利用に限られていることから、区内の事業所に対して福祉サービス第三者評価受審費用の助成制度を周知し受審を促していく必要があります。受審後には評価に基づく改善状況の確認、評価結果の周知を行い、利用者が質の高いサービスを選択できるようにすることが必要です。

一方で、保育士や介護職員など福祉全般の人材不足が続いており、区内福祉サービス事業所の人材の定着・育成への支援は喫緊の課題です。

区では、保育士や介護職員等の人材不足に対応するため、新たな職員の雇用の創出・定着を図るためのさまざまな補助事業等により人材確保に取り組んでいますが、十分とはいえなため、引き続き対策を強化していく必要があります。

目指す姿

* 区民が必要なときに質の高い支援や福祉サービスを選択し、利用しています。

主な取組・事業

	取組・事業	内容（関連事業：●新規、◎拡充、○その他主要）	所管
1	社会福祉法人・サービス事業者の支援・指導の強化	<p>保育、障害福祉、介護の各サービス事業者の实地指導検査を実施し、事業所の運営や良質なサービスの提供等に関して指導・助言等を行います。</p> <p>○社会福祉法人の指導監査 ○サービス事業者の实地指導・支援等巡回指導・指導検査</p>	<p>管理課 子育て支援課 障害者福祉課 介護保険課</p>
2	第三者評価、指定管理者評価等によるサービスの質の向上	<p>指定管理者による施設運営の状況を毎年度評価し、評価結果を今後の施設運営に反映させることにより利用者サービスの向上を図ります。また、サービス提供事業者の福祉サービス第三者評価の受審を促します。</p> <p>○指定管理者の評価実施 ○福祉サービス第三者評価受審費用の助成 ○介護相談員の派遣</p>	<p>管理課 子育て支援課 障害者福祉課 高齢者福祉課 介護保険課</p>
3	苦情相談窓口の周知	<p>区が実施する福祉に関する各種のサービスに対する苦情・相談の窓口として、福祉の資格を持った専門相談員による相談窓口を開設し、公正かつ中立な立場で問題解決に努めます。</p> <p>○福祉サービス苦情相談窓口</p>	<p>管理課</p>
4	福祉専門職等人材の確保	<p>介護事業所への就職斡旋事業、合同就職相談・面接会の開催、宿舍借上支援事業などにより、新たな介護職員の雇用の創出・定着を図ります。</p> <p>また、保育士の不足に対し、キャリアアップや社宅制度などのさまざまな補助事業により、人材確保に努めます。</p> <p>○介護人材確保支援事業 ○キャリアアップ補助 ○社宅制度（宿舍借上支援事業） ○保育補助者の保育士資格取得費用を支援する事業所への補助事業</p>	<p>子育て支援課 介護保険課</p>

(4) 生活困窮者等の自立支援

現状と課題

生活に困窮する人が抱える問題は経済的困窮だけではなく、住まいや就労、病気や障害、社会的孤立など多様で複雑であることから、個別の状況に応じた具体的かつ包括的な支援が求められます。

平成27（2015）年4月に「生活困窮者自立支援法」が施行され、生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るとともに、生活保護から脱却した人が再び生活保護とならないよう、生活保護制度の見直しと生活困窮者対策が一体的に進められてきました。本区では、仕事や生活に困っている生活困窮者からの相談に包括的に対応する自立相談支援機関を置き、生活保護制度と連携した相談支援を行っています。法に基づく事業として、就労支援、家計改善支援、生活習慣や健康管理の支援、貧困の連鎖を防止するための子どもに対する学習支援等を活用しながら、相談窓口では相談者の自立と尊厳の確保に配慮して、一人一人の状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員や地区担当員が寄り添いながら他の専門機関と連携して支援を行っています。

平成30（2018）年の法改正により、区の福祉、就労、教育、税務、住宅等の部署において自立相談支援事業等の利用勧奨を行うことが努力義務化されたことを受け、生活困窮者を把握した場合は自立相談支援機関につなぐよう区の関係部署に周知し、連携強化に努めています。

中でも、8050問題²³やひきこもり²⁴などは個々のケースによって状況が異なり、問題が長期化かつ複雑化していることが多く、その潜在する課題を把握して支援につなぐことは容易ではありません。地域の支援者の協力を得ながら地域福祉コーディネーター、専門支援機関等との連携を密にし、時間をかけて関係性を深め、医療、福祉サービス等の利用についての理解を得ていくことで課題を一つ一つ整理していくことが求められます。

的確な支援を行うためにはこのような相談に対してさまざまな関係機関との調整や対応する職員の知識と技術が不可欠であることから、相談支援機関の体制強化、相談支援員の育成を行うことが重要です。

目指す姿

- * さまざまな課題を抱える生活困窮者等が制度の狭間に陥ることなく、その尊厳が守られ、真に安定した生活のための「社会生活の自立」や「経済的自立」に向けた支援を受けています。
- * 子どもたちの現在および将来が生まれ育った環境によって左右されることがないように、必要な支援や環境整備および教育の機会均等が図られ、子ども一人一人が夢や希望を持って成長しています。

²³ **8050（はちまるごーまる）問題**：本人が安定した収入がないまま50代となり、養ってきた親も80代となって働くことが難しくなり、孤立や困窮に追い込まれてしまう世帯の問題のこと。

²⁴ **ひきこもり**：さまざまな要因の結果として、長期にわたって学校・仕事に行かず、社会との接触を断ち自宅にこもって生活している状態。

主な取組・事業

	取組・事業	内容（関連事業：●新規、◎拡充、○その他主要）	所管
1	暮らしと仕事の自立支援	<p>個々の相談者の生活困窮状況に応じて作成した支援プランに基づき、相談支援員が他機関と連携し自立に向けた支援をするとともに、支援の質を担保するため、プラン案の適切性を協議する支援調整会議を開催します。</p> <p>◎生活困窮者自立相談支援の窓口体制の充実 ○住居確保給付金 ○家計相談支援事業 ○一時生活支援事業</p>	生活支援課
2	ひとり親家庭の自立支援	<p>相談を通し、ひとり親家庭に対して母子・父子福祉資金の貸付や休養ホームの利用、生活全般について指導・助言を行っているほか、高等職業訓練促進給付金および自立支援教育訓練給付金の支給やホームヘルパーの派遣により、就労支援を行っています。</p> <p>○家庭相談・ひとり親家庭相談、女性相談 ○高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金の支給 ○ひとり親家庭ホームヘルプサービス</p>	子育て支援課
3	子ども・若者の学習支援	<p>生活困窮世帯やひとり親世帯などの子どもを対象とした大学生等の学習ボランティアによる無料個別指導学習会を開催し、子どもの学習習慣の定着や、ひとり親家庭特有の悩みに対する精神的なケアを図ります。</p> <p>○子どもの学習支援事業 ○ひとり親家庭等の子どもの学習支援 ○受験生チャレンジ支援貸付</p>	生活支援課 子育て支援課 社会福祉協議会
4	ひきこもり支援	<p>生活困窮者相談支援窓口や精神保健福祉相談窓口における支援をはじめ、「東京都ひきこもりサポートネット²⁵」へつなぐなど、個々のケースの状況に応じて関係機関が相互に連絡・調整し、地域福祉コーディネーターや民生・児童委員等の地域の支援者と協力しながら課題の解決を図ります。また、不登校の小・中学生については、社会的に自立することができるよう教育センターで登校支援や学習支援を行います。</p> <p>◎生活困窮者自立相談支援の窓口体制の充実 ◎地域福祉コーディネーター・生活支援コーディネーターの拡充（再掲） ●相談支援包括化推進連絡会議（仮称）の開催（再掲）</p>	管理課 生活支援課 障害者福祉課 福祉センター 高齢者福祉課 健康推進課 保健センター 文化・生涯学習課 指導室 社会福祉協議会

²⁵ 東京都ひきこもりサポートネット：東京都が運営している、ひきこもり等の自立に困難を抱える本人、その家族や友人を対象とした、メール・電話・ご家庭への訪問による相談事業。

(5) 権利擁護の推進

現状と課題

人権や命にかかわる重大な問題として、高齢者や障害者、子ども、配偶者や交際相手等への虐待・暴力があります。また、いまだに固定観念等による外国人や刑余者、多様な性自認・性的指向の人への偏見や差別的言動などの人権問題により、社会活動に参加する機会を得られない人々もいます。平成28（2016）年に施行された障害者差別解消法では障害を理由とする差別的な取扱いを禁止し、障害者から求めがあった場合の合理的配慮の提供義務が規定されています。一人一人が個人の尊厳を尊重し、多様な価値観を認め合う地域社会の実現に向けて、積極的に情報発信や意識啓発を図るなど、さらなる取組が求められています。

中でも、虐待や権利侵害を未然に防ぎ、早期に発見・対応していくためには、地域の多様な主体による見守り活動を促進し、地域の目を増やすことが重要です。

また、暴力や権利侵害の気づきや発見を速やかに支援につなげていくため、相談機関や虐待通報窓口等の周知徹底を図るとともに、各相談支援機関の体制を充実していく必要があります。特に児童虐待については、全国で子どもが犠牲となる痛ましい事件が後を絶たず、本区においても相談件数が年々増加傾向にあります。今後は児童相談所の設置も見据えながら、子ども家庭支援センターや関係機関による地域の見守り機能の強化とあわせて、子育てに悩む保護者が気軽に相談できる場を提供していくことも重要です。

一人暮らしの高齢者が多い本区では、認知症高齢者等の増加を見据えて、成年後見制度の利用も視野に入れ、本人の意思を尊重した支援が重要です。弁護士等の専門職団体と連携し、本人を含む世帯全体の課題や困難事例への対応力を強化していく必要があります。

さらに、近年、悪質商法や特殊詐欺などの被害も増加しており、高齢者や障害者の財産や人権を守り、安心して暮らし続けられるよう情報発信や対策を強化していく必要があります。

目指す姿

- * 虐待や暴力、差別や偏見のない地域社会ですべての区民の人権や財産が守られ、安心して暮らしています。

主な取組・事業

	取組・事業	内容（関連事業：●新規、◎拡充、○その他主要）	所管
1	人権尊重	<p>配偶者などからの暴力やハラスメント防止に関する啓発、情報提供をしていくとともに、女性相談等により、被害者の早期発見に努めます。</p> <p>○暴力・ハラスメント防止等のセミナー、巡回パネル展 ○学校における人権の尊重への理解を深める教育 ○権利擁護にかかる相談支援 ○女性相談</p>	総務課 障害者福祉課 子育て支援課 子ども家庭支援センター 指導室 社会福祉協議会
2	児童虐待防止	<p>児童虐待の予防、早期発見や子どもの適切な保護のために児童福祉、保健医療、教育の各関係者および警察等と相互に連絡を取り合い、情報の交換や支援に関する協議を行います。また、児童虐待情報専用電話や保健・心理・福祉の専門相談員の総合相談、体罰によらない育児の啓発など、児童虐待の未然防止や早期発見に努めます。</p> <p>○要保護児童対策地域協議会の設置 ○子どもと子育て家庭の総合相談 ○児童虐待情報専用電話「子どもほっとライン」 ○体罰によらない育児啓発パンフレットの配布 ○スクールソーシャルワーカーの配置</p>	子ども家庭支援センター 子育て支援課 健康推進課 保健センター 指導室
3	高齢者・障害者の虐待防止	<p>高齢者や障害者の虐待通報・相談窓口を設置し、虐待が疑われるケースについては、関係機関と連携して問題解決に向け迅速に対応します。また、虐待防止の普及・啓発や虐待通報電話の周知などを通じて地域全体の意識を高め、早期発見・早期対応につなげる体制づくりを進めています。</p> <p>○虐待に関する通報・相談窓口の啓発 ○権利擁護・虐待防止講演会 ○施設等サービス事業者の現地指導 ○障害者虐待防止リーフレットによる周知</p>	介護保険課 障害者福祉課 福祉センター
4	成年後見制度の利用促進	<p>成年後見制度の利用支援、福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理等判断能力が不十分な高齢者および障害者の自立生活の支援などを行います。</p> <p>○成年後見支援事業、権利擁護支援事業 ○社会貢献型後見人の養成 ●中央区成年後見制度利用促進計画（仮称）の策定 ●中核機関の設置</p>	管理課 障害者福祉課 介護保険課 生活支援課 健康推進課 保健センター 社会福祉協議会 ほか

成年後見制度とは・・・

- 📖 平成12（2000）年に始まった成年後見制度は、認知症、知的障害もしくは精神障害などにより判断能力が不十分な人の日常生活を法律的に支援する仕組みです。
- 📖 お金の管理ができなくなったり、悪質商法や特殊詐欺にあたり、障害のある子どもの今後が不安なときなどに、後見人が財産の管理、契約の代理や取消をしたり、介護・医療へのサポートをすることで本人の財産や権利を守ります。
- 📖 後見人は、本人にとってどのような支援が必要なのかを考慮して、家族、法律・福祉の専門家（弁護士、司法書士、社会福祉士等）などから家庭裁判所が選任します。
 - ◆ 本人の判断能力に応じて、「後見」「保佐」「補助」の3つの法定後見制度があるほか、判断能力が不十分になる前に備えとして、誰にどのような支援をしてもらうか予め契約により決めておく《任意後見制度》があります。
 - ◆ 本人に一定額以上の財産がある場合、信託銀行等との契約によりその財産を適切に保護する《後見制度支援信託》を活用することもできます。

成年後見支援センター「すてっぷ中央」

- ◇ 制度利用の相談や家庭裁判所への申立手続に関する支援のほか、後見人の紹介や所得や財産が少ない方でも制度を利用できるよう、手続費用等の助成を行っています。
- ◇ 成年後見制度の利用支援のほか、区内の高齢者や認知症・知的障害・精神障害・身体障害のある方を対象に、福祉サービスの利用手続や日常の金銭管理、日頃使わない大切な書類を預かるサービスも行っています。

(6) ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

現状と課題

子育て世帯、高齢者、障害者等、誰もが安全・安心かつ快適に暮らし、また、訪れることができるまちづくりを推進するため、本区ではユニバーサルデザインの考え方を基本とした「中央区福祉のまちづくり実施方針2011」を定めています。

区では、ホームページにおけるウェブアクセシビリティ²⁶の維持・向上、点字広報・声の広報の発行、手話通訳者の派遣などの対応を行う情報バリアフリーを推進しています。また、区内に居住する外国人区民は10年前と比較して1.7倍に増加しています。今後も増加が見込まれる外国人区民への行政サービスに対する理解を促進し、多様化するニーズに的確に対応できる体制を整えていくほか、すべての情報弱者への確実に情報が届けられるようさまざまな媒体を活用し、民生・児童委員をはじめとした身近な支援者や関係機関に協力を得るなど、情報発信の強化を図っていく必要があります。

一方で、新たな区施設の整備および既存施設の改修時には、東京都の福祉のまちづくり条例の基準に従い、ユニバーサルデザインの理念を取り入れたバリアフリー化を推進するなど、計画的に整備を進めています。また、道路のバリアフリー化においては「中央区道における移動円滑化の基準に関する条例」や「道路の移動等円滑化整備ガイドライン」等に基づき、歩道の段差解消や勾配の改善等を行うことで、障害者や高齢者等すべての人が安全・快適に移動できる歩行環境の整備が求められます。

今後も、旅客施設等を中心とした面的・一体的な整備を推進するなど、交通機関や道路等のバリアフリーのさらなる推進を図っていくとともに、公共施設等建築物のバリアフリー化を一層進めていくことが重要です。また、再開発事業などにおいては、民間事業者に対して積極的な誘導を図っていくなど、すべての人が自由に外出し、社会参加できる安全で快適な福祉のまちづくりを推進していく必要があります。

目指す姿

- * だれもが安全・安心で快適な暮らしを実感でき、気軽に外出し社会参加できる環境が整っています。

²⁶ ウェブアクセシビリティ：高齢者や障害者など心身の機能に制約のある人でも、年齢的・身体的条件にかかわらず、ウェブで提供されている情報にアクセスし利用できること。

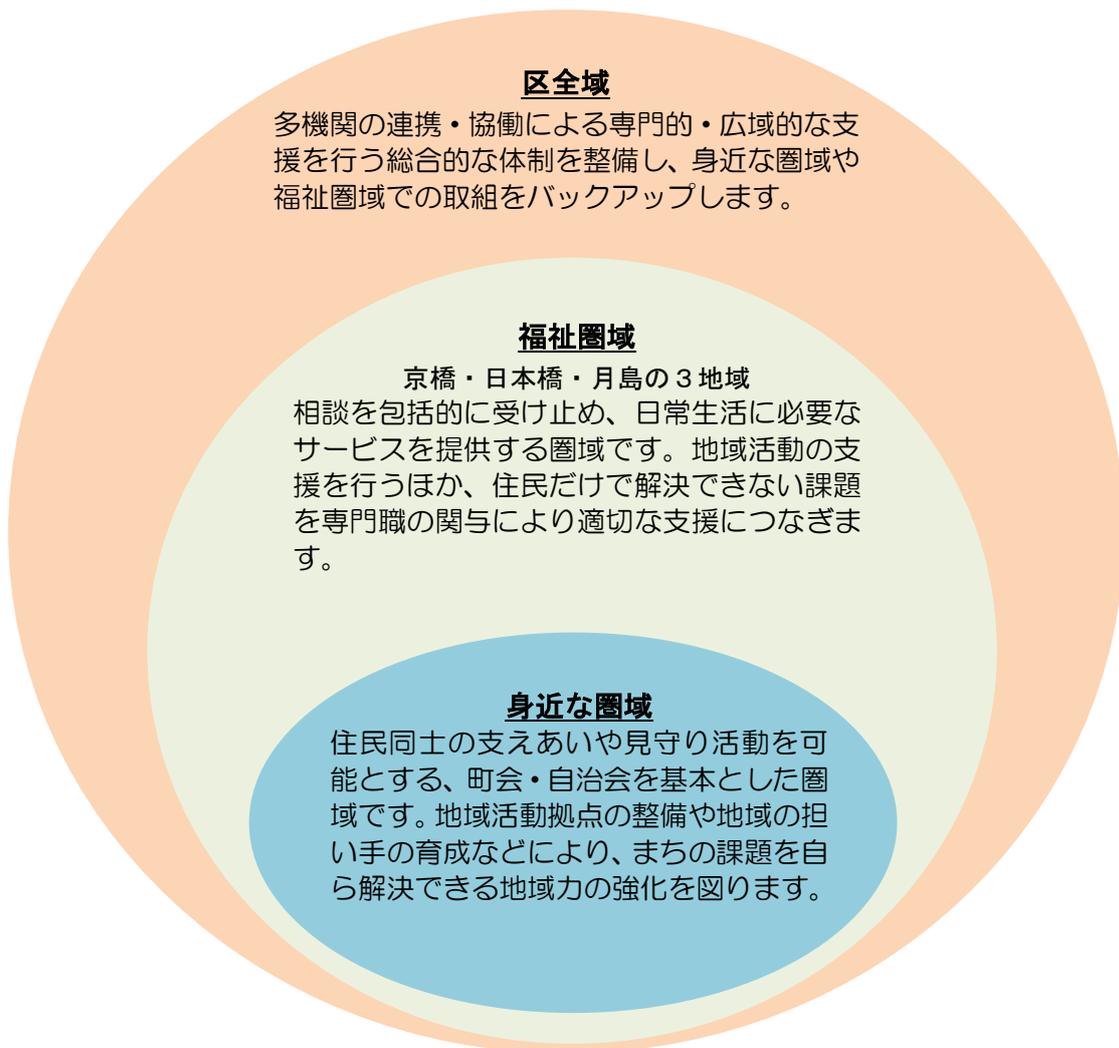
主な取組・事業

	取組・事業	内容（関連事業：●新規、◎拡充、○その他主要）	所管
1	情報バリアフリーの強化	<p>障害者、高齢者、外国人等の情報弱者に対して、点字や声の広報、翻訳などによるわかりやすい情報提供に努めるとともに、特に支援を必要とする方に対し、手話や筆談、通訳等の伝達方法に配慮しています。誰もがいつでも必要とする情報に簡単にたどりつけ、手軽に利用できるよう情報アクセシビリティを強化します。</p> <p>○区ホームページに文字拡大・音声読み上げツール『ズームサイト』、多言語自動翻訳機能『マルチリンガル』を搭載</p> <p>○手話・筆談による案内</p> <p>◎バリアフリーマップの作成</p> <p>○タブレット端末による通訳、英語の通訳・翻訳窓口設置</p>	広報課 管理課 障害者福祉課 文化・生涯学習課
2	人にやさしい空間づくり	<p>高齢者や障害者を含むすべての人が安全かつ快適に施設を利用し、社会参加できるよう、公共施設等の建築物、公共交通機関、道路、公園、公衆便所等のバリアフリー化を進めます。</p> <p>○公共施設等におけるバリアフリー化の推進</p> <p>○人にやさしい歩行環境の整備</p> <p>○鉄道（JR）駅エレベーター等整備費補助</p> <p>○公衆便所の多機能整備</p>	管理課 建築課 環境政策課 道路課 水とみどりの課
3	子どもを守る安全なまちづくり	<p>児童の通学路の安全を確保するとともに、安全に安心して過ごせる場所として遊び場を提供し、児童の健全育成を図ります。</p> <p>○子どもの遊び場開放</p> <p>○通学路の安全対策</p>	文化・生涯学習課 環境政策課 学務課

第5章 計画の推進に向けて

1 圏域について

計画の推進にあたっては、「区全域」、「福祉圏域」、および「町会・自治会を基本とする身近な圏域」の3層からなる圏域を設定し、各圏域に応じた機能や環境整備を効果的に行っていきます。



- ◆ 「福祉圏域」において整備する「身近な地域で相談を包括的に受け止める場」は、地域の行政窓口である区民センターや保健所・保健センター、おとしより相談センター（地域包括支援センター）をはじめとした相談支援機関および各地区の民生・児童委員協議会等の地域の支援者団体の連携が円滑に行われ、「区全域」および「身近な圏域」とのつなぎやバックアップ機能を効果的に果たす必要があります。
- ◆ 「福祉圏域」における取組を推進していくため、人口規模に応じた圏域のあり方について検討を行ったうえで、専門職、施設等既存資源の機能や組織の再編による拠点化を進めます。
- ◆ 「福祉圏域」と「身近な圏域」の連携の中心的役割を担う地域福祉コーディネーター・生活支援コーディネーターは原則として「福祉圏域」をベースに配置するため、圏域の設定やその支援活動の内容や実績等も踏まえ、適切な人員配置を行っていきます。

2 連携・協働による計画の推進

基本理念・基本目標の実現に向けて、地域福祉の主役である区民、地域のボランティアやNPO等の活動団体、福祉等サービス事業者、社会福祉協議会、そして区が、それぞれの役割を果たし、互いに連携・協働して地域福祉を推進していくことが重要です。

(1) 区民の役割

区民一人一人が自らの健康を気にかけて予防に取り組むとともに、自分が住んでいる地域に関心や愛着を持つことが大切です。日ごろから、住民同士で見守りや支えあいができるよう関係の構築に努めていくことが重要です。

担い手の一人として町会・自治会の活動に自発的に参加するなど積極的に公益活動に協力し、地域の課題解決に向けて行動することが望まれます。また、ボランティア等の社会貢献活動や各種募金・寄附などの助け合い活動に、可能な範囲で協力することも大切です。

(2) 地域の活動団体、事業者等の役割

町会・自治会、民生・児童委員をはじめ、ボランティア、NPO等の活動団体、福祉等サービス事業者などは、それぞれが持つ特性を十分にいかした公益活動を推進し、地域の中で連携・協働しながら地域課題の解決に努めることが望まれます。

また、社会福祉法人や企業はその社会的責任の遂行と地域社会の一員であることを認識し、地域との協働に関する理解を深め、積極的に地域活動への参加に努めることが期待されます。

(3) 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、社会福祉法人として自ら福祉サービスを提供するなどの活動に取り組む一方で、地域福祉の推進の中心的役割を担い、区民、地域の活動団体、事業者、行政等とのコーディネーターとしての機能を果たしています。

地域でのネットワークづくりに向けた地域住民の話し合いの場づくりを進めるほか、区民の主体的な活動との関わりの中から地域の多様な課題を把握し、必要な支援につなぐなど、課題に対応した事業を展開することが望まれます。

(4) 区の役割

区は、区民や地域活動団体等へ活動の場を提供するなど環境を整備するとともに、地域への情報提供、人材育成、ネットワークづくりなどの支援を通じて自主的活動を促すなど、地域における福祉力の向上のための施策を推進する役割を担っています。

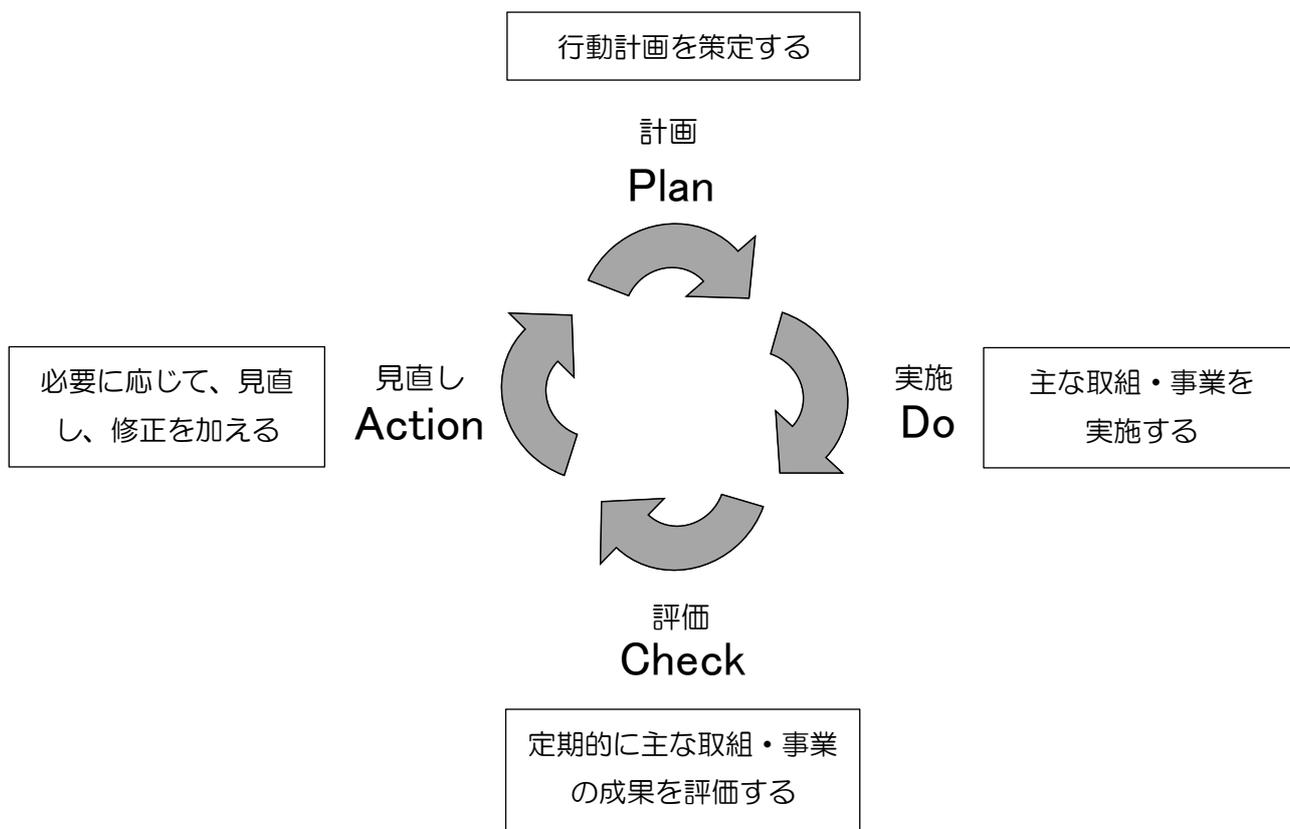
また、各相談支援機関等で受けた、高齢、障害、子ども・子育て、生活困窮などの福祉分野の相談のみならず、地域では解決できない生活課題を包括的に受け止め、多職種・多機関が連携して支援を行う相談支援体制を構築します。

あわせて、地域における一人一人の自立した生活を支えるサービスの充実を図り、地域福祉を推進していくための基盤を強化します。

3 計画の進行管理

本計画を評価・検証するため、**基本各施策の方向性に掲げる主な取組**ごとに以下の指標を設定します。本指標の推移に加えて**関連事業を含む**主な取組・事業の実施状況等により進捗状況を把握し、中央区保健医療福祉計画推進委員会において定期的に計画の評価・検証を行います。その評価結果を広く区民、活動団体、事業者等へ公表し、情報の共有を図るとともに、社会情勢や制度改正等の変化などを踏まえ、必要に応じて計画を見直します。

PDCA（計画、実行、評価、見直し）サイクルのイメージ



基本施策1

施策の方向性	主な取組	指標名	現状 (平成30年度)	目標 (令和8年度)
(1)	①	地域別拠点数	—	3カ所(各地域に1カ所)
	②	相談支援包括化推進員数	—	関係各課に1人以上
	③	資質向上型地域ケア会議の開催	年1回	年6回以上
	④	合同研修開催実績	—	各相談支援機関及び区の関係部署ごとに年1回以上
	⑤	地域福祉コーディネーター・生活支援コーディネーターの支援件数	個別支援：延べ830件 地域支援：延べ239件	増やす
(2)	①	特定健康診査受診率	35.1%	60.0%
	②	高齢者通いの場新規開設団体数	新規5団体	毎年新規8団体
	③	1日3回、主食・主菜・副菜をそろえた食事をしている区民の割合(※4)	子ども：35.0% 成人：17.3%	上げる
	④	歯科健診受診者のうち8020達成者の割合	62.3%	65.0%
		産前歯科健康診査の受診率	33.2%	35.0%
⑤	自殺死亡率(暦年集計)	平成25年～29年の平均：17.0%	11.9%	
(3)	①	医療と介護の関係者の交流の場	年4回 参加者数延べ695人	年6回以上 参加者数延べ1,000人以上
	②	介護者教室・交流会	年6回	年6回
	③	認知症サポーター数 (平成18年からの延べ養成人数)	14,206人	17,700人以上
	④	医療的ケア児等支援連携部会の開催回数	設置、開催(年2回)	継続(年3回)
	⑤	がん患者の補整具の購入費用助成の実施	—	実施
	⑥	要介護時における暮らし方のうち、在宅を希望する人の割合(※1)	71.0%	上げる
(4)	①	住民主体による地域活動の拠点数	1カ所(月島地域)	3カ所(各地域に1カ所)
	②	CSWが支援する地域活動団体数、支援件数	18団体239件	増やす
	③	虹のサービス協力会員数、ファミリーサポート提供会員数	虹のサービス：162人 ファミリーサポート：447人	増やす
	④	社会福祉協議会が事務局を務める中央区社会福祉法人連絡会の参加法人数	15法人	増やす
	⑤	資質向上型地域ケア会議の開催(再掲)	年1回	年6回以上

(5)	①	サービス付き高齢者向け住宅等の供給支援戸数	109戸	139戸
	②	借上住宅の空室率	26.3%	20.0%
	③	緊急通報システム機器設置台数	226台	増やす
	④	高齢者住み替え相談実施件数	40件	継続
	⑤	住宅確保給付金の支給人数 一時生活支援事業の利用人数	4人 31人	増やす
	⑥	認知症高齢者グループホーム整備数 (入所定員数)	4カ所(63人)	5カ所(81人)以上

基本施策2

施策の方向性	主な取組	指標名	現状 (平成30年度)	目標 (令和8年度)
(1)	①	地域手づくりイベント・盆おどりに対する助成件数	イベント助成：180件 盆おどり助成：57件	増やす
	②	大江戸まつり盆おどり大会来場者数 雪まつり来場者数	77,000人 22,000人	増やす
		コミュニティふれあい銭湯入場者数	66,465人	増やす
	③	おとなりカフェ・ちょこっと相談会の相談件数	実施回数：48回 相談件数：88件	増やす
		住民主体による地域活動の拠点数(再掲)	1カ所(月島地域)	3カ所(各地域に1カ所)
	④	防災拠点訓練の参加者数	2,961人	増やす
		防災拠点の認知度(※1)	67.7%	70.0%
⑤	商店街イベント事業数	41事業	増やす	
(2)	①	ボランティアコーディネート数	延べ453人	増やす
	②	協働提案事業実施数	16事業	増やす
	③	地域見守り団体数	23団体	28団体以上
	④	協働ステーション中央の登録団体数	192団体	増やす
	⑤	地域福祉コーディネーター・生活支援コーディネーターの支援件数(再掲)	個別支援：延べ830件 地域支援：延べ239件	増やす
(3)	①	民生・児童委員欠員地区数	10カ所	0カ所
	②	「家庭教育学習会」の父親の参加者数	406人	増やす
	③	地域見守り団体数(再掲)	23団体	28団体以上
		ふれあい福祉委員会	21団体	増やす
	④	ささえあいサポーター養成講座参加者数	39人	増やす
	⑤	「高齢者の見守り活動に関する協定」締結事業者	16事業所	19事業所以上
⑥	全区的な「地域支えあいづくり協議体」開催回数	2回	継続	
	地域別の「支えあいのまちづくり協議体」設置・開催回数	—	各地域に設置し、年3回開催	

(4)	①	障害があることで差別を感じたことがある人の割合(※2)	身体・難病：26.9% 知的：64.9% 精神：44.6%	下げる
	②	障害者スポーツ体験会開催数 障害者スポーツ体験会参加者数	2回 103人	継続 増やす
	③	障害や障害者、難病・難病患者が区民に理解されていると感じている人の割合(※2)	身体・難病：33.8% 知的：32.4% 精神：16%	上げる
	④	国際交流のつどい参加者数	423人	増やす
	⑤	男女の地位の平等感(社会全体での“平等になっている”と感じている割合)(※1)	22.1%	上げる

基本施策3

施策の方向性	主な取組	指標名	現状 (平成30年度)	目標 (令和8年度)
(1)	①	かかりつけ医等がいる割合(※3)	医師：76.6% 歯科医師：52.1% 薬局：37.5% 薬剤師：14.8%	上げる
	②	休日応急診療所開設数	3カ所	継続
	③	多職種連携訓練の実施	年1回	継続
	④	聖路加国際大学からの生活相談員派遣に係る協定の締結	—	協定の締結
	⑤	協定に基づく安否確認訓練の実施	年1回	継続
(2)	①	小児定期予防接種率 小児肺炎球菌、BCG、MR(麻しん風しん混合)、日本脳炎	小児肺炎球菌：96.6% BCG：96.4% MR：96.4% 日本脳炎：92.4%	上げる
	②	環境衛生施設に対する監視指導	実施	継続
	③	食品衛生監視指導計画に基づく監視	実施	継続
	④	医療関係施設に対する監視	実施	継続
(3)	①	指導検査実施件数 社会福祉法人・保育所・障害福祉サービス事業所・介護サービス事業所に対する指導検査の合計数	社会福祉法人：1件 保育所：26件 障害福祉サービス事業所：14件 介護サービス事業所：26件	社会福祉法人：継続 保育所：認可保育施設の指導検査全園実施 障害福祉サービス事業所：継続 介護サービス事業所：30件以上
	②	第三者評価受審件数 (費用助成件数を含む)	保育所：24件 障害者支援施設：5件 高齢者福祉施設：7件 介護サービス事業所：6件	保育所：48件 障害者支援施設：12件 高齢者福祉施設：7件 介護サービス事業所：11件以上
	③	福祉サービス苦情相談件数	9件	増やす
	④	介護人材確保支援事業等による雇用人数 保育士等キャリアアップ補助制度利用件数(公設民営含む)	12人 54件	増やす 全園で実施

(4)	①	自立支援機関相談受付件数 自立支援プラン作成件数	541件 57件	700件 80件
	②	ひとり親家庭相談件数 女性相談件数	467件 105件	継続
	③	受験生チャレンジ支援貸付件数	54件	70件
	④	ひきこもり相談件数	7件	14件
(5)	①	女性相談件数（再掲）	105件	継続
	②	3～4か月児までの母子の状況把握率	100%	100%
	③	障害者の「虐待通報・相談窓口」の認知状況（※2） 高齢者虐待を防止する取組の実施状況（施設サービス事業者）（※3）	身体・難病：14.4% 知的：18.7% 精神：9.6% 94.6%	身体・難病：20% 知的：28% 精神：22% 上げる
	④	成年後見制度の認知度（※2・※3） 成年後見制度の利用者数	高齢：47.6% 身体・難病：21.7% 知的：24.7% 精神：22.9% 215人 （平成30年12月現在）	上げる 330人
(6)	①	バリアフリーマップの作成地区数	1地区	全域
	②	外出の際に困ったり不便に思うこと（※2） ① 建物・駅などの階段 ② 道路の段差 ③ トイレが心配	① 31.0% ② 20.4% ③ 14.6%	下げる
		エレベーターを設置している鉄道駅数	26駅（28駅中）	増やす
		交差点における歩道のバリアフリー化率	60.8%	上げる
	③	こども安全安心メール登録者数	13,754人	—

※1 世論調査（令和元年度）

※2 中央区障害者（児）実態調査（平成28年度）

※3 中央区高齢者の生活実態調査及び介護サービス利用状況等調査（平成28年度）

※4 中央区民の健康・食育に関する意識調査（平成28年度）

上記、※2及び※3の調査結果について

〔 ※2 中央区障害者（児）実態調査（平成28年度）

〔 ※3 中央区高齢者の生活実態調査及び介護サービス利用状況等調査（平成28年度）

令和元年度の調査結果を集計中のため、暫定的に平成28年度調査結果を現状値として記載。

集計後、現状値を令和元年度の調査結果に修正予定。

1 「地域カルテ」(京橋地域、日本橋地域、月島地域)

1 京橋地域

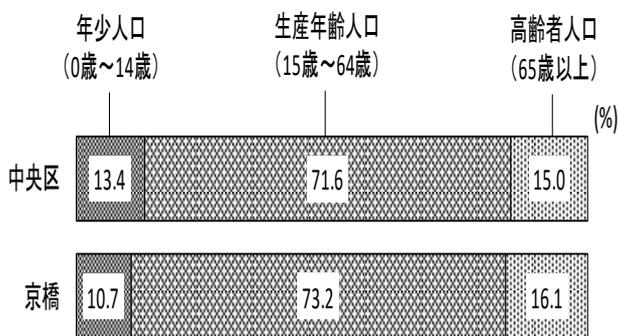
(1) 地域の概要

【地域の特徴】

この地域は日本を代表する繁華街として親しまれている銀座地区や食文化と観光の拠点である築地魚河岸や築地場外市場を中心とした築地地区のほか、印刷・製本業などが集積する地域や居住地域である新川、明石町地区など、住・商・工が混在しています。全体として地下鉄やバスなど交通の便の良い地域です。

3地域の中では総人口が最も少なく、年少人口の割合が最も低い、高齢者人口の割合は最も高いという特徴がありますが、町別に見るとその割合にはばらつきがあります。居住地域に福祉施設などの資源が集まっています。

【地域別年齢区分別人口割合】



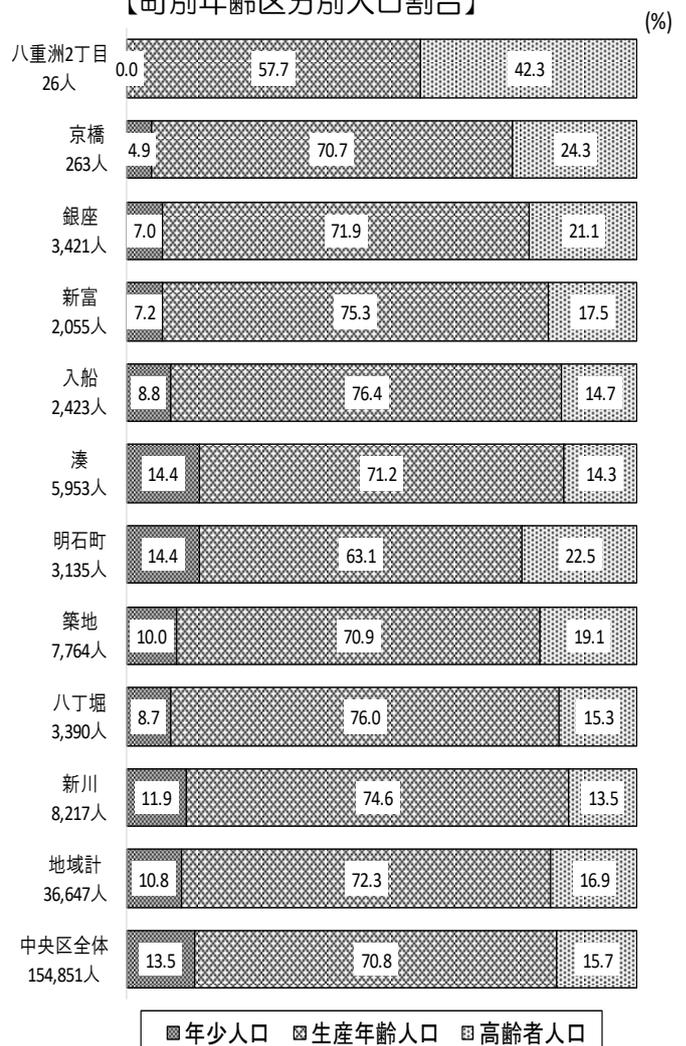
	京橋地域	中央区全体
総人口	39,029 人	163,752 人
0歳~14歳	4,194 人 (10.7%)	21,924 人 (13.4%)
15歳~64歳	28,568 人(73.2%)	117,187 人(71.6%)
65歳以上	6,267 人 (16.1%)	24,641 人 (15.0%)
75歳以上 (再掲)	3,274 人 (8.4%)	12,572 人 (7.7%)

※ 住民基本台帳 2019年4月1日現在

◎ 浜離宮庭園地域は住民がいないため記載していない。

※ 住民基本台帳 2019年1月1日現在 (外国人を除く。)

【町別年齢区分別人口割合】

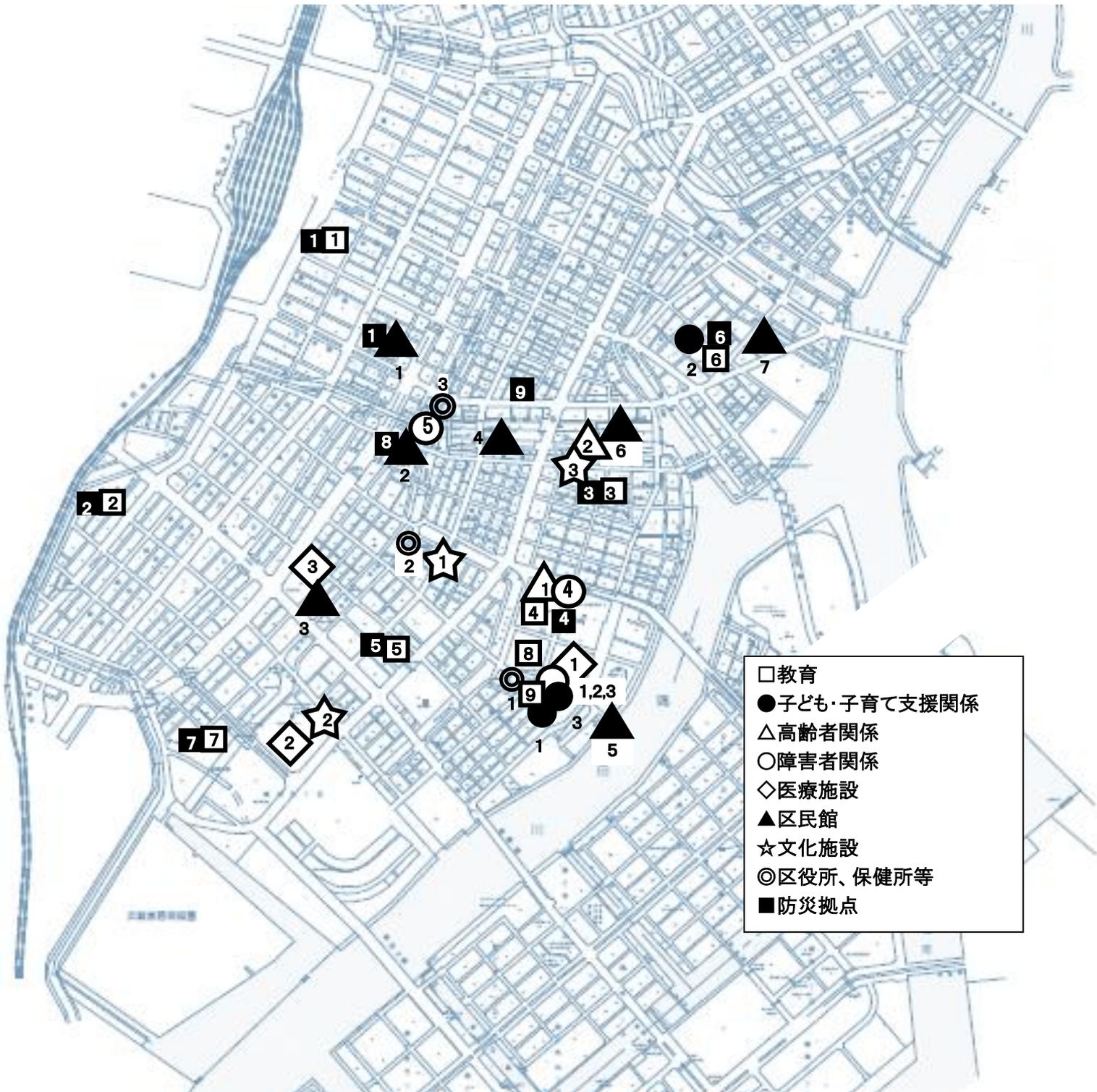


■ 年少人口 ■ 生産年齢人口 ■ 高齢者人口

【地域のデータ】

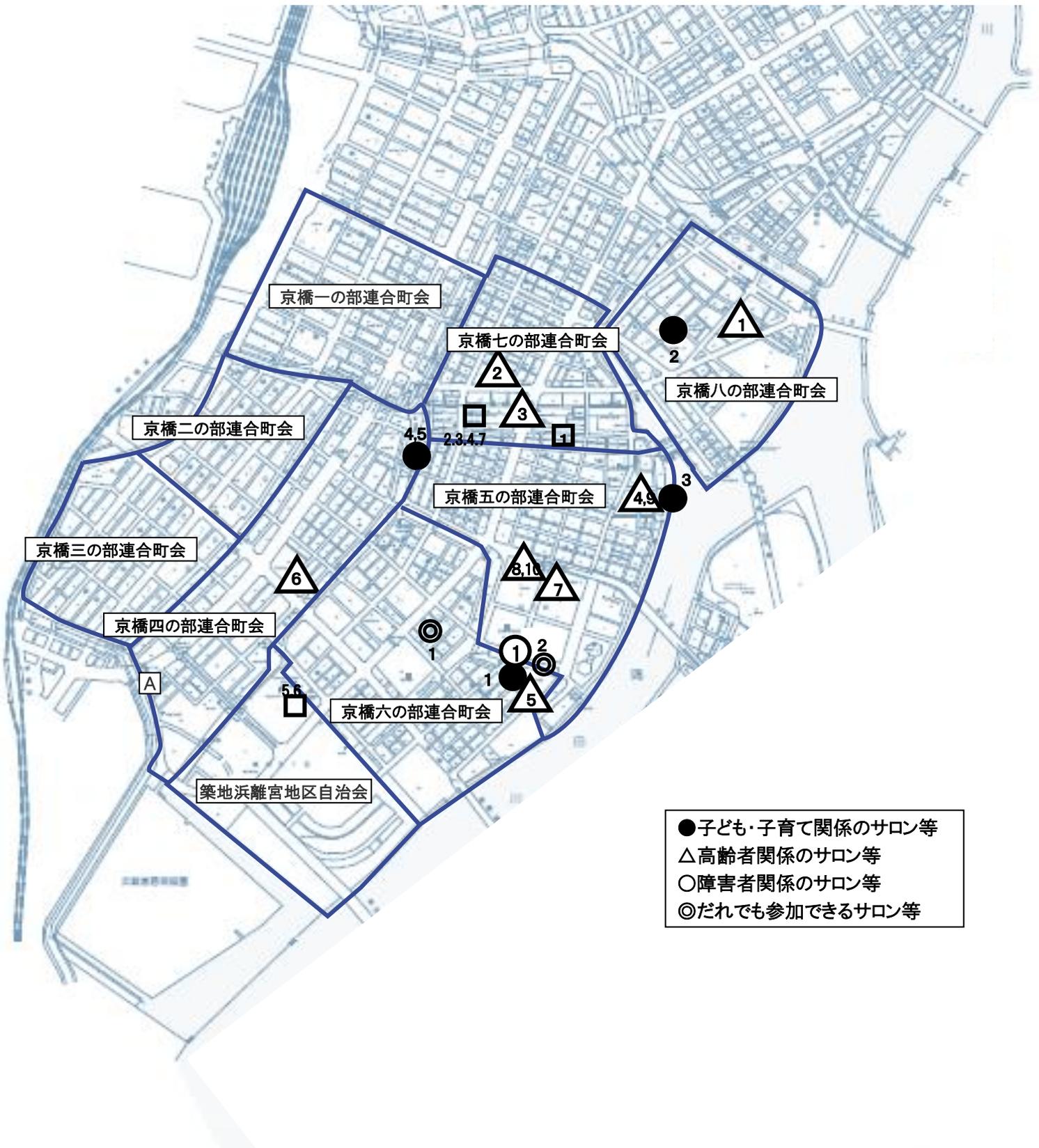
		京橋地域	中央区全体	
面積		3,242km ²	8,276km ²	
人口	総人口	39,029 人	163,752 人	
	外国人人口(再掲)	1,991 人	7,814 人	
世帯	世帯数	24,371 世帯	92,674 世帯	
	世帯人員	1.60 人	1.77 人	
高齢者の状況	要支援1	192 人	724 人	
	要支援2	156 人	608 人	
	要介護1	269 人	1,054 人	
	要介護2	211 人	802 人	
	要介護3	180 人	682 人	
	要介護4	148 人	524 人	
	要介護5	131 人	457 人	
	要支援・要介護者数 合計	1,287 人	4,851 人	
	要介護認定率	20.54%	19.69%	
	高齢者単身世帯 ^{※1}	1,921 世帯	7,090 世帯	
高齢者夫婦世帯 ^{※1}	953 世帯	3,930 世帯		
障害者の状況	身体障害者手帳	743 人	2,968 人	
	愛の手帳	92 人	405 人	
	精神障害者保健福祉手帳	182 人	799 人	
	障害者手帳所持者数 合計	1,017 人	4,172 人	
	人口に占める割合	2.61%	2.55%	
	自立支援(精神通院)受給者数	318 人	1,311 人	
	難病患者医療費助成受給者数 ^{※2}	327 人	1,389 人	
状況虐待	児童虐待通報件数 ^{※2}	25 件	130 件	
	障害者虐待通報件数 ^{※2}	0 件	0 件	
	高齢者虐待通報件数 ^{※2}	1 件	22 件	
組織・活動の状況	町会数	61 町会	143 町会	
	自治会数	2 自治会	33 自治会	
	防災区民組織	組織数	53 組織	154 組織
		組織率	94.64%	92.22%
	高齢者クラブ数	13 クラブ	56 クラブ	
	民生・児童委員現員数(欠員数)	30 人(0人)	104 人(11人)	
	青少年対策地区委員会数	8 委員会	19 委員会	
	青少年委員数	8 人	25 人	
	高齢者等地域見守り活動団体数 ^{※2}	2 団体	23 団体	
	あんしん協力員数 ^{※2}	23 人	210 人	
	見守り対象者数 ^{※2}	66 人	621 人	
	認知症サポーター数 ^{※2} (延べ人数)	1,493 人 (6,096 人)	2,403 人 (13,974 人)	
	ささえあいサポーター数 ^{※3}	31 人	71 人	
	ふれあい福祉委員会数(うち休会数)	6 団体(1 団体)	21 団体(4 団体)	
	個人ボランティア登録数	19 人	^{※4} 94 人	
	虹のサービス	協力会員数	36 人	154 人
		利用会員数	52 人	196 人
	ファミリーサポート ^{※2}	提供会員数	55 人	264 人
		依頼会員数	432 人	2,146 人
		両方会員数	24 人	183 人
備考	<p>○2019 年4月1日現在 ^{※1} (出典)平成 27 年国勢調査 ^{※2} 平成 30 年度(平成 31 年3月末)時点 《資料》 人口・世帯:住民基本台帳</p> <p>^{※3} 令和元年6月末時点 ^{※4} 区外の 29 人を含む。</p>			

(2) 保健医療福祉に関する施設マップ



教育	●子ども・子育て支援関係	△高齢者関係
<input type="checkbox"/> 小学校 1. 城東小学校(坂本町公園内仮設校舎へ一時移転中) 2. 泰明小学校 3. 中央小学校 4. 明石小学校 5. 京橋築地小学校 6. 明正小学校 <input type="checkbox"/> 中学校 7. 銀座中学校 <input type="checkbox"/> 大学 8. 聖路加国際大学 <input type="checkbox"/> 教育センター 9. 教育センター	●児童館 1. 築地児童館 2. 新川児童館 ●児童発達支援センター 3. 子ども発達支援センター「ゆりのき」	<input type="checkbox"/> おとしより相談センター 1. 京橋おとしより相談センター <input type="checkbox"/> いきいき館 2. いきいき桜川(桜川敬老館)
○障害者関係	◇医療施設	▲区民館
1. 基幹相談支援センター 2. 福祉センター 3. 障害者地域活動支援センター「ポケット中央」 4. 知的障害者生活支援施設「レインボーハウス明石」 5. 知的障害者グループホーム「フレンドハウス京橋」	1. 聖路加国際病院 2. 国立研究開発法人 国立がん研究センター 中央病院 3. 医療法人社団宮崎会 木挽町医院	1. 京橋区民館 2. 京橋プラザ区民館 3. 銀座区民館 4. 新富区民館 5. 明石町区民館 6. 八丁堀区民館 7. 新川区民館
☆文化施設	◎区役所、保健所等	■防災拠点
<input type="checkbox"/> 図書館 1. 京橋図書館 <input type="checkbox"/> 社会教育会館 2. 築地社会教育会館 <input type="checkbox"/> 女性センター 3. 女性センター	1. 保健所 2. 中央区役所 3. 社会福祉協議会	1. 城東小学校(改築期間中は一時的に京橋区民館を防災拠点とする) 2. 泰明小学校 3. 中央小学校 4. 明石小学校 5. 京橋築地小学校 6. 明正小学校 7. 銀座中学校 8. 京橋プラザ 9. 京華スクエア

(3) 地域資源マップ



◇ 町会・自治会（連合町会）

➤ 主な活動内容

- ・ 会員相互の親睦活動、情報交換等
- ・ 環境美化、資源リサイクルの推進
- ・ 防災、防犯、交通安全活動
- ・ 青少年育成活動
- ・ 敬老行事、就学祝い、成人祝い等
- ・ 盆おどり大会等のイベント開催

町会(自治会)名	該当区域	
京橋一の部 連合町会	八重洲二丁目北町会	八重洲二丁目 1 番から 3 番
	八重洲二丁目中町会	八重洲二丁目 4 番から 7 番
	八重洲二丁目南町会	八重洲二丁目 8 番から 11 番
	京橋一丁目東町会	京橋一丁目 6 番から 10 番
	京橋一丁目西町会	京橋一丁目 1 番から 5 番
	京橋二丁目東町会	京橋二丁目 5 番から 8 番
	京橋二丁目西町会	京橋二丁目 1 番から 4 番
	京橋三丁目町会	京橋三丁目 1 番から 7 番
	京橋宝一町会	京橋一丁目 11 番から 19 番
	京橋宝二町会	京橋二丁目 9 番から 18 番
	京橋宝三町会	京橋三丁目 8 番から 14 番
京橋二の部 連合町会	銀座西一丁目町会	銀座一丁目 2 番の一部(高速道路下)、3 番から 5 番
	銀座西二丁目町会	銀座二丁目 2 番から 4 番
	銀座西三丁目町会	銀座三丁目 2・3 番
	銀座西四丁目町会銀友会	銀座四丁目 2・3 番
	銀座一丁目町会	銀座一丁目 2 番、6 番から 11 番、12 番の一部(水谷橋公園のみ)
	銀座二丁目町会	銀座二丁目 5 番から 9 番
	銀座三丁目町会	銀座三丁目 4 番から 8 番
	銀座四丁目共和会	銀座四丁目 4 番から 8 番
京橋三の部 連合町会	銀座西六丁目町会	銀座六丁目 2 番から 7 番
	銀座西七丁目町会	銀座七丁目 2 番から 6 番
	銀座西八町会	銀座八丁目 2 番から 6 番
	銀座五丁目連合町会	銀座五丁目 1 番から 10 番
	銀座六丁目町会	銀座六丁目 8 番から 12 番
	銀座七丁目町会	銀座七丁目 7 番から 11 番
	銀座八丁目町会	銀座八丁目 7 番から 11 番
京橋四の部 連合町会	銀座一丁目東町会	銀座一丁目 12 番の一部(水谷橋公園を除く)、13 番から 28 番
	銀座二丁目東町会	銀座二丁目 10 番から 16 番
	銀座三丁目東町会	銀座三丁目 9 番から 15 番
	銀座四丁目東町会	銀座四丁目 9 番から 14 番
	銀座五丁目東町会	銀座五丁目 11 番から 15 番
	銀座六・七丁目東町会	銀座六丁目 15 番から 18 番 銀座七丁目 14 番から 18 番
	銀座六・七西町会	銀座六丁目 13・14 番 銀座七丁目 12・13 番
	銀座八丁目東町会	銀座八丁目 12 番から 21 番(自治会を除く)
京橋五の部 連合町会	新富町会	新富全域
	入船一丁目町会	入船一丁目全域
	入船二丁目町会	入船二丁目全域
	入船三丁目町会	入船三丁目全域
	湊一丁目町会	湊一丁目全域
	湊二丁目町会	湊二丁目全域

町会(自治会)名		該当区域
	湊三丁目町会	湊三丁目全域
	明石町町会	明石町全域
京橋六の部 連合町会	築地町自治会	築地一丁目、二丁目、三丁目全域
	築地四丁目町会	築地四丁目全域
	築地六丁目町会	築地六丁目 1 番から 19 番
	築地六丁目南町会	築地六丁目 20 番から 27 番
	築地七丁目町会	築地七丁目全域
京橋七の部 連合町会	八丁堀一丁目町会	八丁堀一丁目全域
	八丁堀二丁目東町会	八丁堀二丁目 20 番から 30 番
	八丁堀二丁目西町会	八丁堀二丁目 1 番から 19 番
	八丁堀三丁目東町会	八丁堀三丁目 18 番から 28 番
	八丁堀三丁目西町会	八丁堀三丁目 1 番から 17 番
	八丁堀四丁目東町会	八丁堀四丁目 5 番 11・12 号、8 番から 14 番
	八丁堀四丁目西町会	八丁堀四丁目 1 番から 4 番、5 番 3 号から 9 号、6・7 番
京橋八の部 連合町会	新川一丁目東町会	新川一丁目 19 番から 24 番、25 番 1 号から 9 号、20 号、29 番 1 号から 6 号、30・31 番
	新川一丁目西町会	新川一丁目 3 番 14 号から 23 号、4 番から 6 番、7 番 8 号から 10 号、11 号の一部、9 番 8 号から 12 号、10・11 番
	新川一丁目南町会	新川一丁目 12 番から 14 番、15 番 6 号から 15 号、25 番 10 号から 19 号、26 番から 28 番、29 番 7 号から 13 号、32 番
	新川一丁目北町会	新川一丁目 1・2 番、3 番 1 号から 13 号、33 号から 36 号、7 番 1 号から 5 号、11 号の一部、8 番、9 番 1 号から 6 号、14 号、15 番 1 号から 5 号、16 番から 18 番
	新川二丁目霊一町会	新川二丁目 1 番から 8 番、9 番 1 号から 10 号
	新川二丁目越一町会	新川二丁目 9 番 11 号、10・11 番、18 番から 22 番、28 番から 32 番(中央大橋下流側)
	新川二丁目越二町会	新川二丁目 12 番から 17 番、23 番から 26 番、27 番 1 号から 3 号、5 号
自治会	築地浜離宮地区自治会	築地五丁目全域
	A 銀座ダイヤハイツ自治会	銀座八丁目 15 番 10 号

◇ 地域サロン

●子ども・子育て向けのサロン等

サロン名名称	開催日時・開催場所	活動内容
1. あかちゃん天国 (築地児童館内)	9時～17時(祝日等休館日あり) 築地児童館	親子のふれ合い、 仲間づくり、子育て相談
2. あかちゃん天国 (新川児童館内)	9時～17時(祝日等休館日あり) 新川児童館	
3. ままと	第1・3火曜、木曜 10時～ 優つくり村中央湊 多目的室年齢ごとの 利用時間は WEB にて掲載	ヨガと工作、茶話会を通じた親子の交流と 仲間づくり
4. 無料子どもそ ろばん教室	第4日曜 16時半～18時半 新とみ	小学1年生から6年生を対象と したそろばん教室と夕食の提供
5. 無料子ども英 会話教室	第3日曜 16時半～18時半 新とみ	小学1年生から6年生を対象と した英会話教室と夕食の提供

△高齢者向けのサロン等

サロン名名称	開催日時・開催場所	活動内容
高齢者向け 1. ふらっとルーム新川	毎週水曜 13 時半～15 時半 新川区民館2号室	粹トレ、健康体操、健康吹き矢、コーラス、早口言葉など
2. 八丁堀元気ひろば	第1・第3火曜 13 時半～15 時半 京華スクエア町会会議室	粹トレ、ストレッチ、脳トレ、笑いヨガ、フラダンス、歌、参加者同士の交流など
3. カラダがほぐれる教室八丁堀	第1・3土曜 16 時 15 分～17 時半 ホグレルスペース八丁堀	マシンによるストレッチ、健康講座、軽運動、参加者同士の交流など
4. 湊カフェ	毎週木曜 13 時半～15 時半 優つくり村中央湊1階 多目的室	粹トレ、健康体操、脳トレ、健康吹き矢、参加者同士の交流、季節の歌など
5. 築地集いの場	第2・第4水曜 10 時～12 時 築地あかつきコミュニティルーム	粹トレ、脳トレ、季節の行事など
6. サロンひまわり	第3土曜 13 時半～16 日時半 銀座区民館4階	手芸、交流
7. 明石町いきいき地域サロン	隔月1回 16 時～17 時 都営明石町アパート集会室	調理などによる交流
8. 明石町カフェ(認知症カフェ)	奇数月第3金曜 14 時～15 時半 京橋おとしより相談センター1階	認知症の方の見守りなど
9. ゆっくりカフェ(認知症カフェ)	偶数月第2日曜 14 時～15 時 優つくり村 中央湊1階	認知症の方がスタッフとして働くカフェ
介護者家族向け 10. サンサンサロン	奇数月第3金曜 14 時～15 時半 コーヒーラウンジアラジン	介護の悩みや不安の共有

○障害者向けのサロン等

名称	開催日時・開催場所	活動内容
ポケット中央交流室	月・水・木 12時～19時 土・日・祝 12時～18時 障害者地域活動支援センター「ポケット中央」内	(登録制)精神に障害のある方が、自分のペースで利用できる居場所。おやつづくりなどのプログラムに参加も可能

□外国人向けのサロン等

名称	開催日時・開催場所	活動内容
1. CCIEA 水曜日教室	毎月第1、2、3水曜 18 時半～20 時(8 月を除く) 女性センター	外国人のための日本語教室(初級のみ)
2. CCIEA 木曜日教室	毎月第1、2、3木曜 10 時～11 時 45 分(8 月を除く) 中央区文化・国際交流振興協会講習室	外国人のための日本語教室(初級のみ)
3. CCIEA 土曜日教室	毎月第2、3、4土曜 10 時～12 時(8 月は第2、3土曜を除く) 中央区文化・国際交流振興協会講習室	外国人のための日本語教室(初級のみ)
4. 日本語コミュニケーション・パートナー	火曜(月3回)19 時～20 時半 新富区民館	外国人のための日本語教室(初級～中級)

名称	開催日時・開催場所	活動内容
5. 銀座日本語教室	毎月第1、2、3水曜 10時～11時半 築地社会教育会館	外国人のための日本語教室 (初級)
6. にほんご生活	毎週土曜 14時～15時45分 築地教会別棟1階	外国人のための日本語教室 (レベルは問わない)
7. 国際交流サロン	毎月1回(11月を除く年11回)原則として土曜の午後 中央区文化・国際交流振興協会講習室	日本の文化等を体験できるイベントを通じての外国人と日本人による交流の場

◎だれでも参加できるサロン等

サロン名	開催日時・開催場所	活動内容
1. 聖路加健康ナビスポット:るかなび	平日 10時～16時 聖路加臨床学術センター1階	健康チェック、健康相談、健康に関する図書閲覧の場
2. こばとおもちゃのとしよかん	第1・3日曜 13時～16時 中央区立子ども発達支援センター「ゆりのき」	おもちゃで遊んだりお茶を飲んだり、誰でものんびり過ごせる場所

(4) 地域活動者・団体グループインタビュー調査結果

地域の強みとして感じていること	地域の課題として感じていること
<ul style="list-style-type: none"> ・家族的な雰囲気があり、盆踊りなどの町会活動が残っている。 ・町会が核となり、新しい住民も比較的地域活動に巻き込むことができている。 ・小学校の行事にPTAと町会が一緒に参加している。 ・住民がまちを愛しており、一人ひとりが自分ごととして、まちがどうすればよくなるのか考えている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・町会の担い手が高齢化している。 ・マンション居住者が多く、顔の見える付き合いが難しい。 ・若い世代は町会のイベントなどには参加するが、地域のために活動しようという気持ちを持つ人は少ない。 ・子育て世代の人が気軽に立ち寄り、情報交換できる場が少ない。 ・外国人が地域活動に参加できるしくみがあるとよい。

(5) 相談支援機関ヒアリング調査結果

相談支援を通して感じる地域の特徴
<ul style="list-style-type: none"> ・町会等のコミュニティが充実していて、見守りなど地域の力を活用できている。 ・銀座や築地などは横のつながりが強い。

(6) 今後の方向性

<ul style="list-style-type: none"> ・昔からの地域コミュニティを大切にしながら、子育て世帯の多い新しい住民が盆踊りなどの町会行事に参加した際に、PTAとの関わりも活かしながら関係性を深め、興味や意欲がある人には運営にも携っていくよう促していく。 ・新旧住民、世代間の交流を促すため、地域福祉コーディネーター等と連携し、誰でも参加できる開かれた地域活動を活発化していく。 ・3地域の中では高齢化率が最も高くなっていることから、民生・児童委員や町会など地域の力を活用した見守り活動をベースに、認知症サポーターやささえあいサポーターを増やして地域での気づきや見守りの体制を強化していく。
--

2 日本橋地域

(1) 地域の概要

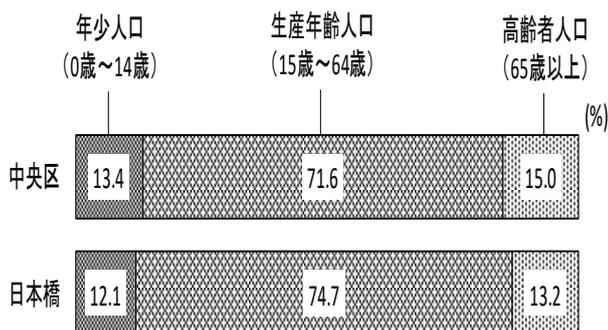
【地域の特徴】

この地域には、江戸五街道の起点である日本橋をはじめ、江戸時代の歴史・文化的背景をもつ場所が数多くあります。江戸の商業の中心的な役割を担っていた地域であり、現在も百貨店等の商業施設が集積し、多くの来訪者が訪れています。金融機関や商社などさまざまな企業のオフィスが建ち並ぶ一方で、古くからの商店街や卸売業など産業の場と住居の場が共存しています。東京駅に隣接し、羽田・成田空港へのアクセスにも恵まれているほか、東京メトロ、都営地下鉄、JRの各路線や駅も多くあり、交通の利便性が高い地域です。

また、町会を中心とした地域のつながりが強い一方、近年、小・中規模マンションの建設等により人口が増加しており、新旧住民の融合が課題となっています。

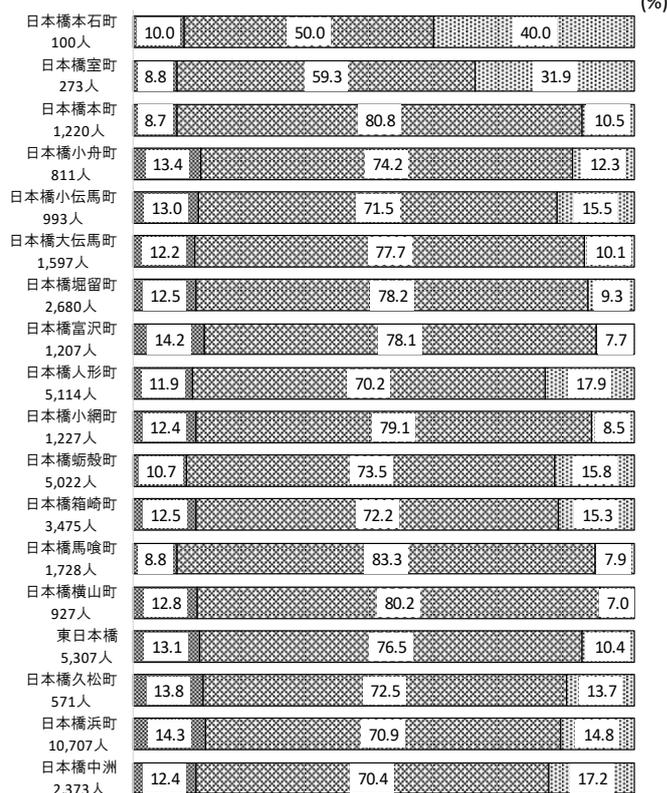
生産年齢人口の割合が高く、高齢者人口の割合、要介護認定率はともに3地域の中で最も低く、都営住宅がないといった特徴があります。

【地域別年齢区分別人口割合】

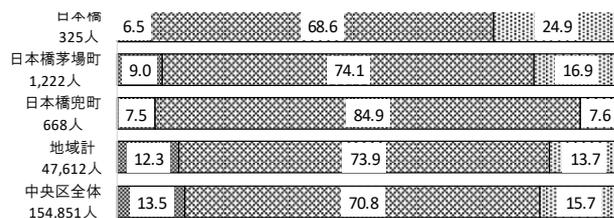


	日本橋地域	中央区全体
総人口	50,228 人	163,752 人
0歳~14歳	6,089 人(12.1%)	21,924 人 (13.4%)
15歳~64歳	37,517 人(74.7%)	117,187 人(71.6%)
65歳以上	6,622 人(13.2%)	24,641 人 (15.0%)
75歳以上(再掲)	3,290 人 (6.6%)	12,572 人 (7.7%)

【町別年齢区分別人口割合】 (%)



※ 住民基本台帳 2019年4月1日現在



■ 年少人口 ■ 生産年齢人口 ■ 高齢者人口

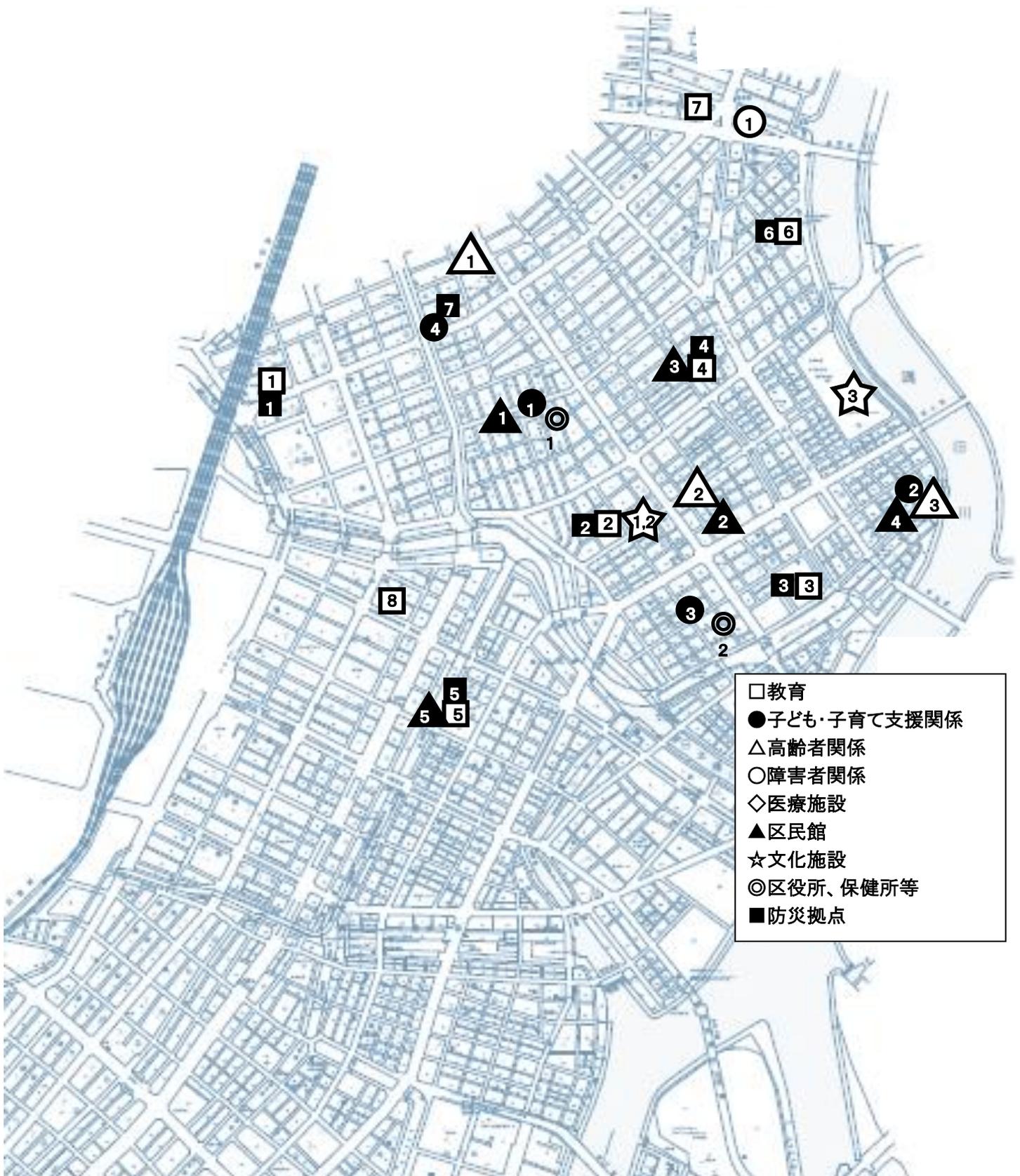
【地域のデータ】

※ 住民基本台帳 2019年1月1日現在 (外国人を除く。)

【地域のデータ】

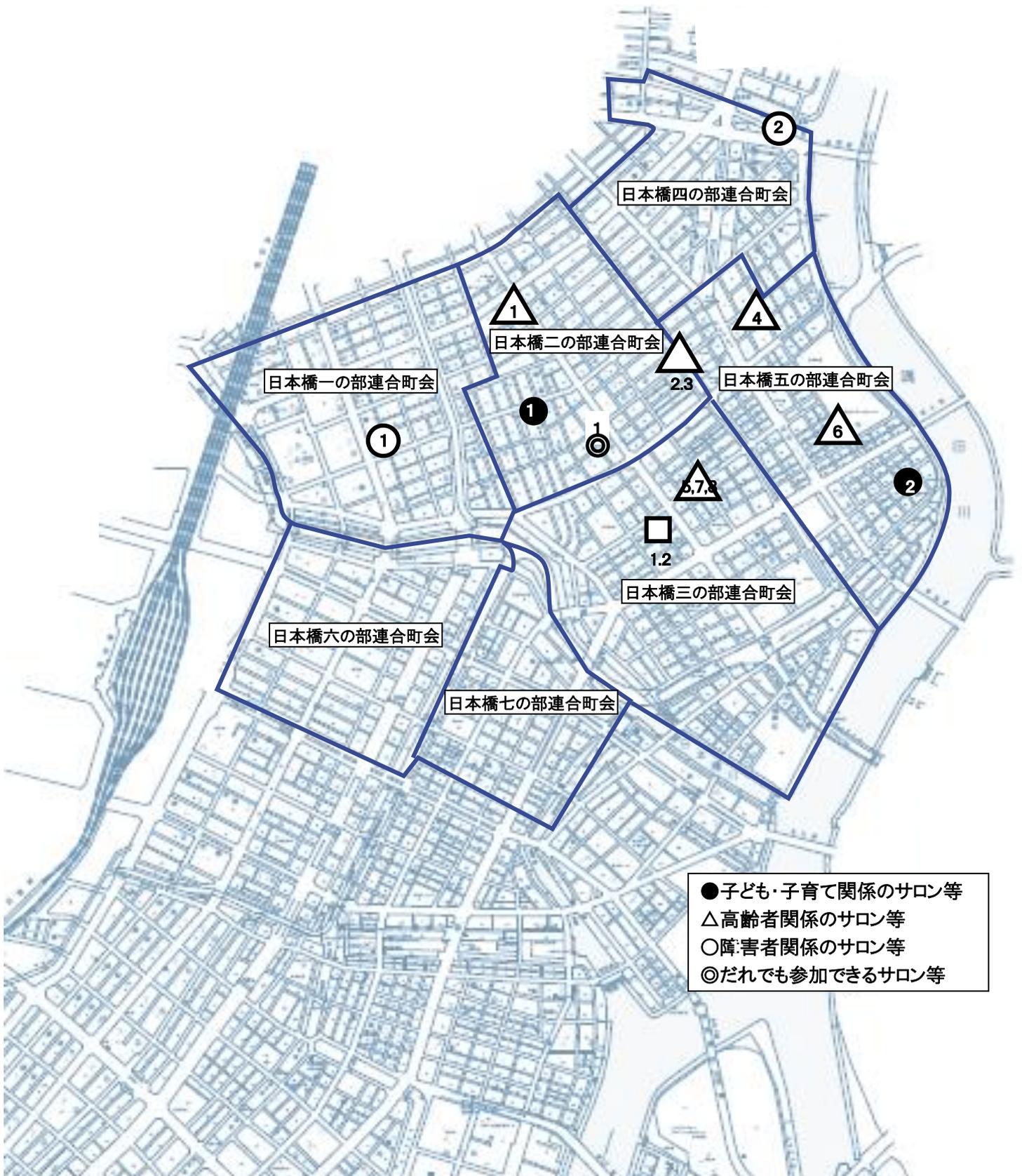
		日本橋地域	中央区全体	
面積		2,703km ²	8,276km ²	
人口	総人口	50,228 人	163,752 人	
	外国人人口(再掲)	2,105 人	7,814 人	
世帯	世帯数	30,125 世帯	92,674 世帯	
	世帯人員	1.67 人	1.77 人	
高齢者の状況	要支援1	162 人	724 人	
	要支援2	168 人	608 人	
	要介護1	276 人	1,054 人	
	要介護2	205 人	802 人	
	要介護3	188 人	682 人	
	要介護4	133 人	524 人	
	要介護5	114 人	457 人	
	要支援・要介護者数 合計	1,246 人	4,851 人	
	要介護認定率	18.82%	19.69%	
	高齢者単身世帯 ^{※1}	1,954 世帯	7,090 世帯	
高齢者夫婦世帯 ^{※1}	1,060 世帯	3,930 世帯		
障害者の状況	身体障害者手帳	762 人	2,968 人	
	愛の手帳	95 人	405 人	
	精神障害者保健福祉手帳	225 人	799 人	
	障害者手帳所持者数 合計	1,082 人	4,172 人	
	人口に占める割合	2.15%	2.55%	
	自立支援(精神通院)受給者数	384 人	1,311 人	
	難病患者医療費助成受給者数 ^{※2}	382 人	1,389 人	
状況虐待	児童虐待通報件数 ^{※2}	39 件	130 件	
	障害者虐待通報件数 ^{※2}	0 件	0 件	
	高齢者虐待通報件数 ^{※2}	5 件	22 件	
組織・活動の状況	町会数	68 町会	143 町会	
	自治会数	0 自治会	33 自治会	
	防災区民組織	組織数	57 組織	154 組織
		組織率	89.06%	92.22%
	高齢者クラブ数	23 クラブ	56 クラブ	
	民生・児童委員現員数(欠員数)	32 人(2 人)	104 人(11 人)	
	青少年対策地区委員会	7 委員会	19 委員会	
	青少年委員数	7 人	25 人	
	高齢者等地域見守り活動団体数 ^{※2}	6 団体	23 団体	
	あんしん協力員数 ^{※2}	63 人	210 人	
	見守り対象者数 ^{※2}	117 人	621 人	
	認知症サポーター数 ^{※2} (延べ人数)	617 人 (6,321 人)	2,403 人 (13,974 人)	
	ささえあいサポーター数 ^{※3}	19 人	71 人	
	ふれあい福祉委員会数(うち休会数)	9 団体(0 団体)	21 団体(4 団体)	
	個人ボランティア登録数	21 人	^{※4} 94 人	
	虹のサービス	協力会員数	52 人	154 人
		利用会員数	53 人	196 人
	ファミリーサポート ^{※2}	提供会員数	71 人	264 人
		依頼会員数	553 人	2,146 人
		両方会員数	32 人	183 人
備考	<p>○2019 年4月1日現在 ^{※1} (出典)平成 27 年国勢調査 ^{※3} 令和元年6月末現在 ^{※2} 平成 30 年度(平成 31 年3月末)時点 ^{※4} 区外の 29 人を含む。 《資料》 人口・世帯:住民基本台帳</p>			

(2) 保健医療福祉に関する施設マップ



□教育	●子ども・子育て支援関係	△高齢者関係
□小学校 1. 常盤小学校 2. 日本橋小学校 3. 有馬小学校 4. 久松小学校 5. 阪本小学校(坂本町公園内仮設校舎へ一時移転中) □中学校 6. 日本橋中学校 7. (私立)開智日本橋学園中学校 □大学 8. 早稲田大学日本橋キャンパス	●児童館 1. 堀留町児童館 2. 浜町児童館 ●子ども家庭支援センター 1. 子ども家庭支援センター日本橋分室 2. 子ども家庭支援センター十思分室	△おとしより相談センター 1. 日本橋おとしより相談センター 2. 人形町おとしより相談センター △いきいき館 3. いきいき浜町(浜町敬老館)
○障害者関係	◇医療施設	▲区民館
1. 中央区障害者就労支援センター		1. 堀留町区民館 2. 人形町区民館 3. 久松町区民館 4. 浜町区民館 5. 新場橋区民館
☆文化施設	◎区役所、保健所等	■防災拠点
☆図書館 1. 日本橋図書館 ☆社会教育会館 2. 日本橋社会教育会館 ☆スポーツセンター 3. 総合スポーツセンター	1. 日本橋保健センター 2. 日本橋特別出張所	1. 常盤小学校 2. 日本橋小学校 3. 有馬小学校 4. 久松小学校 5. 阪本小学校 6. 日本橋中学校 7. 十思スクエア

(3) 地域資源マップ



◇ 町会・自治会（連合町会）

➤ 主な活動内容

- 会員相互の親睦活動、情報交換等
- 環境美化、資源リサイクルの推進
- 防災、防犯、交通安全活動
- 青少年育成活動
- 敬老行事、就学祝い、成人祝い等
- 盆おどり大会等のイベント開催

町会(自治会)名	該当区域		
日本橋一の部連合町会	本石町町会	日本橋本石町全域	
	室町一丁目町会	日本橋室町一丁目全域	
	室町二丁目町会	日本橋室町二丁目全域	
	室町三丁目町会	日本橋室町三丁目全域	
	室町四丁目町会	日本橋室町四丁目全域	
	本町一丁目町会	日本橋本町一丁目全域	
	本町二丁目自治協会	日本橋本町二丁目全域	
	本町三丁目東町会	日本橋本町三丁目 6 番から 11 番	
	本町三丁目西町会	日本橋本町三丁目 1 番から 5 番	
	本町四丁目東町会	日本橋本町四丁目 9 番から 15 番	
	本町四丁目西町会	日本橋本町四丁目 1 番から 8 番	
	日本橋二の部連合町会	小伝馬町一の部町会	日本橋小伝馬町 1 番から 6 番
小伝馬町二の部町会		日本橋小伝馬町 7 番から 13 番	
小伝馬町三の部町会		日本橋小伝馬町 14 番から 21 番	
大伝馬町一之部町会		日本橋大伝馬町 1 番から 6 番	
大伝馬町二之部町会		日本橋大伝馬町 7 番から 11 番	
大伝馬町三之部町会		日本橋大伝馬町 12 番から 17 番	
小舟町町会		日本橋小舟町全域	
堀留町一丁目町会		日本橋堀留町一丁目全域	
堀留町二丁目町会		日本橋堀留町二丁目全域	
富沢町町会		日本橋富沢町全域	
人形町三丁目東町会		日本橋人形町三丁目 8 番から 13 番	
人形町三丁目西町会		日本橋人形町三丁目 1 番から 7 番	
日本橋三の部連合町会		人形町一丁目町会	日本橋人形町一丁目 8 番から 16 番
		人形町一丁目芳人町会	日本橋人形町一丁目 1 番から 7 番、17 番から 19 番
	人形町二丁目一之部町会	日本橋人形町二丁目 1 番から 3 番、11 番から 14 番	
	人形町二丁目二之部町会	日本橋人形町二丁目 4 番から 10 番	
	人形町二丁目三之部町会	日本橋人形町二丁目 15 番から 20 番、32 番から 36 番	
	人形町二丁目浪花会	日本橋人形町二丁目 21 番から 31 番、37 番	
	蛸一北部町会	日本橋蛸殻町一丁目 7 番から 16 番	
	蛸一南部町会	日本橋蛸殻町一丁目 1 番から 6 番、17 番から 28 番	
	蛸一町会自衛会	日本橋蛸殻町一丁目 29 番から 31 番、38・39 番	
	蛸一共和会	日本橋蛸殻町一丁目 32 番から 37 番	
	蛸殻町東部町会	日本橋蛸殻町二丁目全域	
	箱崎北新堀町会	日本橋箱崎町 1・2 番、3 番 3 号、10 号から 15 号、4・5 番、6 番 1 号から 6 号、7 番 1 号から 6 号・12 号、8 番 1 号から 4 号、9 号、10 号ヤマタネビル、9 番から 12 番、19 番 1 号から 23 号、39 号	
	箱崎二・三町会	日本橋箱崎町 3 番 4 号から 9 号、6 番 7 号から 12 号、7 番 7 号から 11 号、8 番 5・6・8 号、13 番から 18 番、20 番 1 号から 7 号、21 番	
	箱崎町箱四町会	日本橋箱崎町 19 番 24 号から 38 号、20 番 8 号から 16 号、22 番から 44 番	
小網町町会	日本橋小網町全域		

町会(自治会)名		該当区域
日本橋四の部連合町会	馬喰町一丁目一之部町会	日本橋馬喰町一丁目 1 番から 5 番
	馬喰町一丁目二之部町会	日本橋馬喰町一丁目 6 番から 8 番
	馬喰町一丁目三之部町会	日本橋馬喰町一丁目 9 番から 14 番
	馬喰町二丁目町会	日本橋馬喰町二丁目全域
	横山町町会	日本橋横山町全域
	東日本橋一丁目矢倉町会	東日本橋一丁目 4 番から 11 番
	東日本橋二丁目町会	東日本橋二丁目全域
	東日本橋三丁目町会	東日本橋三丁目全域
日本橋五の部連合町会	東日本橋一丁目村松町会	東日本橋一丁目 1 番から 3 番
	久松町町会	日本橋久松町全域
	浜町一丁目町会	日本橋浜町一丁目全域
	浜町二丁目金座町会	日本橋浜町二丁目 10 番から 13 番、32 番から 41 番、60 番から 62 番
	浜町二丁目親合町会	日本橋浜町二丁目 5 番から 9 番、14 番から 18 番、31 番、42 番
	浜町二丁目西部町会	日本橋浜町二丁目 1 番から 4 番、19 番から 23 番
	日本橋浜二町会	日本橋浜町二丁目 24 番から 30 番、43 番から 59 番 日本橋浜町三丁目 23 番
	浜町三丁目東部町会	日本橋浜町三丁目 24・25 番、28 番から 45 番、26 番 5 号から 10 号、11 号の一部
	浜三西部町会	日本橋浜町三丁目 1 番から 22 番、26 番 4 号、11 号の一部、27 番
	中洲町会	日本橋中洲全域
日本橋六の部連合町会	八重洲一丁目北町会	八重洲一丁目 1・2 番、11 番
	八重洲一丁目中町会	八重洲一丁目 3 番から 5 番、10 番
	八重洲一丁目東町会	八重洲一丁目 6 番から 9 番
	日本橋一丁目町会	日本橋一丁目 1 番から 8 番、9 番 6 号から 20 号
	日本橋一丁目東町会	日本橋一丁目 9 番 1 号から 5 号、21 号から 23 号、10 番から 21 番
	日本橋二丁目町会	日本橋二丁目 8 番から 16 番
	日本橋二丁目通町会	日本橋二丁目 1 番から 7 番
	日本橋三丁目西町会	日本橋三丁目 1 番から 8 番
	日本橋三丁目東町会	日本橋三丁目 9 番から 15 番
日本橋七の部連合町会	兜町町会	日本橋兜町全域
	茅場町一丁目町会	日本橋茅場町一丁目全域
	茅場町二・三丁目町会	日本橋茅場町二・三丁目全域

◇ 地域サロン

●子ども・子育て向けのサロン等

サロン名名称	開催日時・開催場所	活動内容
1. あかちゃん天国 (堀留町児童館内)	9時～17時(祝日等休館日あり) 堀留町児童館	親子のふれ合い、仲間づくり、子育て相談
2. あかちゃん天国 (浜町児童館内)	9時～17時(祝日等休館日あり) 浜町児童館	

△高齢者向けのサロン等

サロン名名称	開催日時・開催場所	活動内容
高齢者向け 1. カラダがほぐれる 教室大伝馬	第2・4土曜 16時15分～17時半 ホグレルスペース日本橋	マシンによるストレッチ、健康講座、軽運動、参加者同士の交流など
2. 日本橋サロン	第1・第3金曜 13時半～15時半 久松町区民館 1・2号室	粋トレ、体操、脳トレ、手品、歌、健康講座、ゲーム、参加者同士の交流など
3. 久松サロン	第2・第4金曜 13時半～15時半 久松町区民館 1・2号室	粋トレ、体操、脳トレ、手品、歌、朗読、栄養講座、参加者同士の交流など
4. 浜町カフェ	第2・第4木曜 13時半～16時 浜町コミュニティルーム	粋トレ、貯筋体操、健康講座、あつぷつぷ体操、脳トレ、小物づくりなど
5. 横丁サロン	第2・第4木曜 13時半～15時15分 人形町おとしより相談センター	介護予防体操・歌・ゲーム・脳トレなど
6. ヒーローズ健康ランド	第1・第3火曜 13時～14時半 ヒーローズ・整体院	健康体操、理学療法を取り入れた運動、健康講座など
7. 横丁カフェ (認知症カフェ)	第1・3木曜 13時半～15時 人形町おとしより相談センター	お茶を飲みながらの交流、軽い体操等
介護者家族向け 8. ピアサロン	第2水曜 13時半～15時 人形町おとしより相談センター	介護の悩みや不安の共有、気分転換

○障害者向けのサロン等

サロン名名称	開催日時・開催場所	活動内容
1. 土曜講座	第4土曜 10時～12時 コンフィデンス日本橋	(過去の企画)バラエティーゲームと個別相談、MY TUBE 紹介とフリートーク
2. ニコニコドットコム	月1回金曜 18時～20時 中央区障害者就労支援センター	登録者が仕事帰りに他の就職者等と交流し、余暇を楽しむ

□外国人向けのサロン等

名称	開催日時・開催場所	活動内容
1. ワールドフレンズ 日曜日本語クラブ	毎週日曜 10時～11時半 日本橋社会教育会館	外国人のための日本語教室 (中級～上級)
2. 日本語おたすけ たい	月曜(月3回)19時～20時半 日本橋社会教育会館	外国人のための日本語教室 (初級～中級)

◎だれでも参加できるサロン等

サロン名名称	開催日時・開催場所	活動内容
1. エヌフィットオープンカレッジ	月1回 13時～15時 エヌフィットオープンカレッジ	(過去の企画)社会に出て気をつけたいお金のこと、シニア体験をしてみよう

(4) 地域活動者・団体グループインタビュー調査結果

地域の強みとして感じていること	地域の課題として感じていること
<ul style="list-style-type: none"> ・昔ながらの人のつながりが強く、顔なじみが多い。 ・地域に馴染みのある人が地域サロンを知らない人にも参加を促してくれている。 ・外国人にとってやさしいまちであると感じる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に若手の担い手が少なく、町会が高齢化している。 ・新しい住民が地域活動に来ることが少なく、昔からの住民と新しい住民が馴染んでいないと感じる。 ・潜在的な需要は多いと思うが、本当に支援が必要な人の情報が得られない。 ・外国人と地域との接点が感じられない。 ・外国人は日常生活にさまざまな不安を抱いており、身近に相談できる場があるとよい。 ・子ども食堂が少ない。

(5) 相談支援機関ヒアリング調査結果

相談支援を通して感じる地域の特徴
<ul style="list-style-type: none"> ・昔ながらの商業地域がある一方で、マンションも建ち始めている中、見守りなど地域の協力も得られている。 ・利便性がよく、単身者や夫婦のみ世帯が多い印象。 ・昔から住んでいる人が多く、家族の問題を複数抱えている世帯が多い印象。

(6) 今後の方向性

<ul style="list-style-type: none"> ・新しい住民が従来からの地域コミュニティに馴染めるよう、比較的参加しやすいお祭りなどの行事をきっかけとして様々な地域活動への参加を促すことで関係性を育んでいく。中でも、意欲のある人には運営、支援者側としての役割を担ってもらい、町会等の担い手を確保していく。 ・新旧住民が顔見知りになる機会を多くつくり、互いに挨拶を交わすよう心がけるなど、地道なことの積み重ねが新旧住民の融合につながっていく。 ・見守り活動や防災訓練などの支え合いがうまく機能している町会、地区の例を参考に、他の町会等でもその運営方法等の情報を共有し、地域全体の互助機能を強化していく。 ・高齢者、障害者、子育て家庭、外国人など様々な人が暮らすこの地域では、昔ながらの人のつながりを活かした町会活動をベースとして、民生・児童委員や地域福祉コーディネーター等の地域の支援者や専門職の力を活用しながら、不安や悩みを抱える人、複数の課題を同時に抱える人を地域の中で発見し、必要な支援につなぐネットワークづくりを進める。 ・地域で活動の意欲のある人や団体、地域福祉コーディネーター等が連携し、子ども食堂など地域に必要なと思われる資源を創出していく。

3 月島地域

(1) 地域の概要

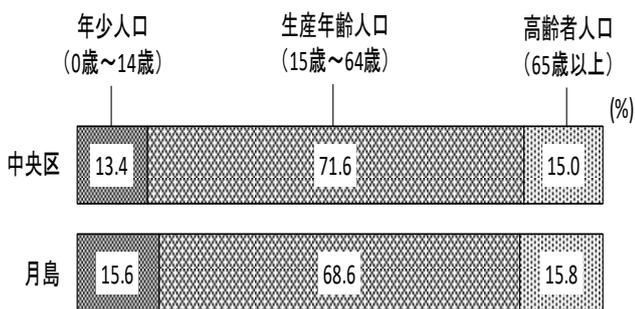
【地域の特徴】

この地域は隅田川などに囲まれた水辺環境の豊かな地域です。佃・月島地区には下町情緒を感じさせる街並みが残っているところもあり、高層住宅と昔ながらの街並みが調和しています。豊海地区の埠頭周辺には冷蔵倉庫が多く見られます。

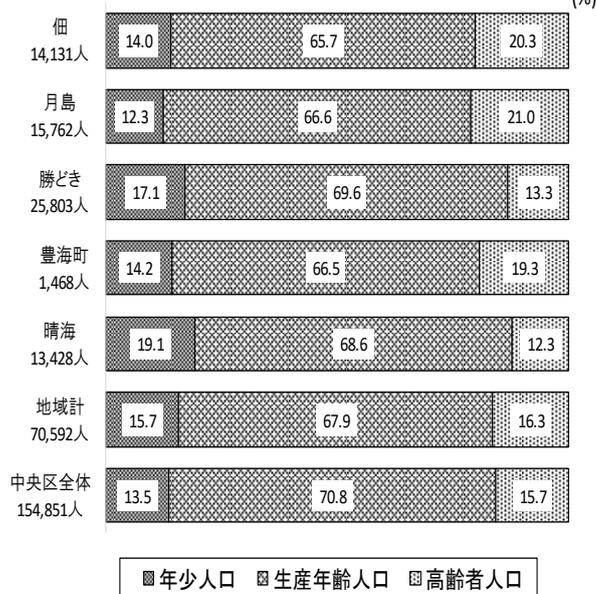
再開発等に伴うマンション建設により、子育て世帯の転入が増加し、総人口は3地域の中で最も多くなっています。特に、高層マンションの建設が多い勝どき、晴海地区では年少人口の割合が高く、高齢者人口の割合が低くなっています。また、昼間人口と夜間人口の差がないこともこの地域の特徴です。

晴海五丁目では、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会終了後5千戸以上の住宅の供給が予定されており、人口の更なる増加が見込まれます。

【地域別年齢区分別人口割合】



【町別年齢区分別人口割合】 (%)



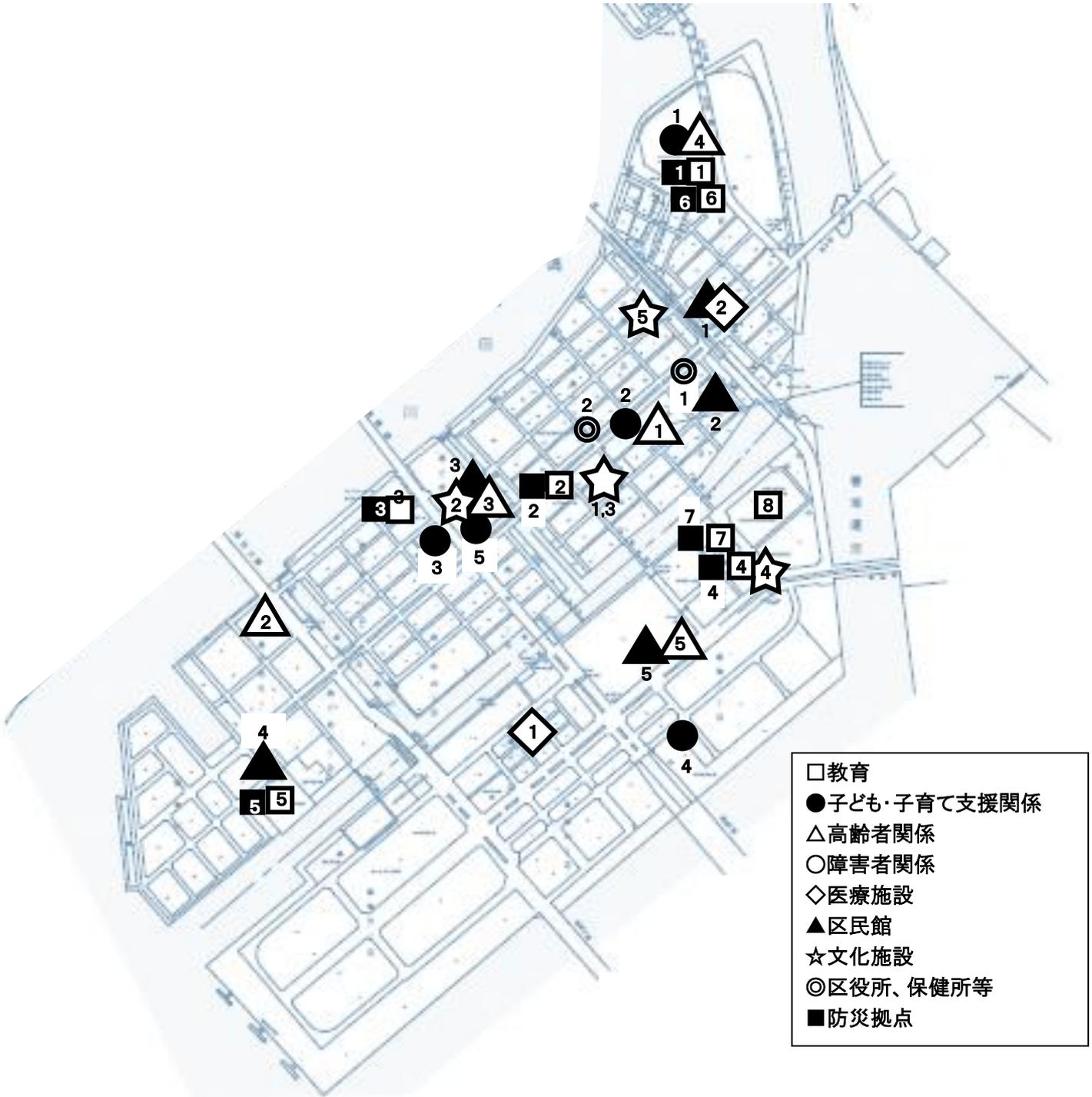
	月島地域	中央区全体
総人口	74,495 人	163,752 人
0歳~14歳	11,641 人(15.6%)	21,924 人 (13.4%)
15歳~64歳	51,102 人(68.6%)	117,187 人(71.6%)
65歳以上	11,752 人(15.8%)	24,641 人 (15.0%)
75歳以上(再掲)	6,008 人 (8.1%)	12,572 人 (7.7%)

※ 住民基本台帳 2019年4月1日現在

【地域のデータ】

		月島地域	中央区全体	
面積		2,331km ²	8,276km ²	
人口	総人口	74,495 人	163,752 人	
	外国人人口(再掲)	3,718 人	7,814 人	
世帯	世帯数	38,178 世帯	92,674 世帯	
	世帯人員	1.95 人	1.77 人	
高齢者の状況	要支援1	370 人	724 人	
	要支援2	284 人	608 人	
	要介護1	509 人	1,054 人	
	要介護2	386 人	802 人	
	要介護3	314 人	682 人	
	要介護4	243 人	524 人	
	要介護5	212 人	457 人	
	要支援・要介護者数 合計	2,318 人	4,851 人	
	要介護認定率	19.72%	19.69%	
	高齢者単身世帯 ^{※1}	3,215 世帯	7,090 世帯	
高齢者夫婦世帯 ^{※1}	1,917 世帯	3,930 世帯		
障害者の状況	身体障害者手帳	1,463 人	2,968 人	
	愛の手帳	218 人	405 人	
	精神障害者保健福祉手帳	392 人	799 人	
	障害者手帳所持者数 合計	2,073 人	4,172 人	
	人口に占める割合	2.78%	2.55%	
	自立支援(精神通院)受給者数	609 人	1,311 人	
	難病患者医療費助成受給者数 ^{※2}	680 人	1,389 人	
状況虐待	児童虐待通報件数 ^{※2}	66 件	130 件	
	障害者虐待通報件数 ^{※2}	0 件	0 件	
	高齢者虐待通報件数 ^{※2}	16 件	22 件	
組織・活動の状況	町会数	14 町会	143 町会	
	自治会数	31 自治会	33 自治会	
	防災区民組織	組織数	44 組織	154 組織
		組織率	93.62%	92.22%
	高齢者クラブ数	20 クラブ	56 クラブ	
	民生・児童委員現員数(欠員数)	42 人(9 人)	104 人(11 人)	
	青少年対策地区委員会	4 委員会	19 委員会	
	青少年委員数	10 人	25 人	
	高齢者等地域見守り活動団体数 ^{※2}	15 団体	23 団体	
	あんしん協力員数 ^{※2}	124 人	210 人	
	見守り対象者数 ^{※2}	438 人	621 人	
	認知症サポーター数 ^{※2} (延べ人数)	293 人 (1,557 人)	2,403 人 (13,974 人)	
	ささえあいサポーター数 ^{※3}	21 人	71 人	
	ふれあい福祉委員会数(うち休会数)	6 団体(3 団体)	21 団体(4 団体)	
	個人ボランティア登録数	25 人	^{※4} 494 人	
	虹のサービス	協力会員数	66 人	154 人
		利用会員数	91 人	196 人
	ファミリーサポート ^{※2}	提供会員数	130 人	264 人
		依頼会員数	1,161 人	2,146 人
		両方会員数	127 人	183 人
備考	<p>○2019 年4月1日現在 ^{※1} (出典)平成 27 年国勢調査 ^{※2} 平成 30 年度(平成 31 年3月末)時点 《資料》 人口・世帯:住民基本台帳</p> <p>^{※3} 令和元年6月末時点 ^{※4} 区外の 29 人を含む。</p>			

(2) 保健医療福祉に関する施設マップ



□教育	●子ども・子育て支援関係	△高齢者関係
<input type="checkbox"/> 小学校 1. 佃島小学校 2. 月島第一小学校 3. 月島第二小学校 4. 月島第三小学校 5. 豊海小学校 <input type="checkbox"/> 中学校 6. 佃中学校 7. 晴海中学校 <input type="checkbox"/> 大学 8. 首都大学東京 晴海キャンパス	●児童館 1. 佃児童館 2. 月島児童館 3. 勝どき児童館 4. 晴海児童館 ●子ども家庭支援センター 5. 子ども家庭支援センター「きらら中央」	<input type="checkbox"/> おとしより相談センター 1. 月島おとしより相談センター 2. 勝どきおとしより相談センター <input type="checkbox"/> いきいき館 3. いきいき勝どき(勝どき敬老館) <input type="checkbox"/> シニアセンター 4. シニアセンター 5. 福祉センターふれあい作業所
○障害者関係	◇医療施設	▲区民館
	1. 聖カタリナ病院 2. 石川島記念病院	1. 佃区民館 2. 月島区民館 3. 勝どき区民館 4. 豊海区民館 5. 晴海区民館
☆文化施設	◎区役所、保健所等	■防災拠点
<input type="checkbox"/> 図書館 1. 月島図書館 <input type="checkbox"/> 勝どきデイルーム 2. 勝どきデイルーム <input type="checkbox"/> 社会教育会館 3. 月島社会教育会館 4. 晴海分館 アートはるみ <input type="checkbox"/> スポーツセンター 5. 月島スポーツプラザ	1. 月島保健センター 2. 月島特別出張所	1. 佃島小学校 2. 月島第一小学校 3. 月島第二小学校 4. 月島第三小学校 5. 豊海小学校 6. 佃中学校 7. 晴海中学校

(3) 地域資源マップ



◇ 町会・自治会（連合町会）

➤ 主な活動内容

- ・会員相互の親睦活動、情報交換等
- ・環境美化、資源リサイクルの推進
- ・防災、防犯、交通安全活動
- ・青少年育成活動
- ・敬老行事、就学祝い、成人祝い等
- ・盆おどり大会等のイベント開催

町会(自治会)名		該当区域
佃連合町会	佃一丁目町会	佃一丁目全域
	佃二丁目町会	佃二丁目全域(自治会を除く)
	佃三丁目町会	佃三丁目全域
月島連合町会	月島一之部東町会	月島二丁目 1 番から 12 番
	月島一之部西町会	月島一丁目 1 番から 14 番
	月島二之部町会	月島一丁目 15 番から 27 番(自治会を除く)
		月島二丁目 13 番から 20 番
	月島三之部町会	月島三丁目 1 番から 12 番、月島四丁目 1 番から 5 番
	月島四之部東町会	月島四丁目 6 番から 21 番(自治会を除く)
月島四之部西町会	月島三丁目 13 番から 32 番	
勝どき・豊海連合町会	勝どき西町会	勝どき一丁目 8 番から 13 番
		勝どき三丁目
		勝どき五丁目(自治会を除く)
		勝どき六丁目(自治会を除く)
	勝どき東町会	勝どき二丁目(自治会を除く)
		勝どき四丁目
	勝どき町会	勝どき一丁目 1 番から 7 番
豊海町会	豊海町全域	
晴海連合町会	晴海町会	晴海全域(自治会を除く)
	晴海 4 丁目住宅自治会	A 晴海四丁目 1 番 1 号
	晴海自治会	B 晴海一丁目 6 番 4 号、6 号、7 番 2 号
	区立晴海住宅自治会	C 晴海三丁目 11 番 10 号
	ソフトタウン晴海自治会	D 晴海二丁目 5 番 16 号
	鯉節センター自治会	E 晴海三丁目 4 番 9 号(東京鯉節センター)
	晴海一丁目北自治会	F 晴海一丁目 1・2 番
	晴海ガーデンコート自治会	G 晴海一丁目 7 番 1 号
	晴海ビュータワー自治会	H 晴海一丁目 6 番 1・2 号
	晴海アーバンプラザ自治会	I 晴海一丁目 8 番 7 号
	アーバンタワー自治会	J 晴海一丁目 8 番 5 号
	晴海スカイリンクタワー自治会	K 晴海三丁目 6 番 8 号
	ザ・晴海レジデンス自治会	L 晴海五丁目 1 番 17 号
	晴海テラス自治会	M 晴海五丁目 1 番 9 号
	ザ・パークハウス晴海 タワーズ ティアロレジ デンス自治会	N 晴海二丁目 3 番 2 号
	DEUX TOURS 自治会	O 晴海三丁目 13 番 1・2 号

町会(自治会)名		該当区域	
自治会	月島四丁目住宅自治会	P	月島四丁目 17 番 1 号
	都営勝どき五丁目アパート自治会	Q	勝どき五丁目 8 番 7 号、10 号
	月島一丁目市街地住宅自治会	R	月島一丁目 27 番 9 号
	区営月島四丁目アパート自治会	S	月島四丁目 19 番 13 号
	福寿マンション自治会	T	月島四丁目 8 番 10 号
	シャンボール第 2 築地自治会	U	勝どき五丁目 8 番 4 号
	都営勝どき六丁目アパート自治会	V	勝どき六丁目 6 番 1 号
	リバーシティ 21.3 号棟自治会	W	佃二丁目 2 番 3 号
	佃 2 丁目 5 号棟自治会	X	佃二丁目 2 番 5 号
	コーシャタワー佃自治会	Y	佃二丁目 2 番 11 号
	勝どき二丁目アパート自治会	Z	勝どき二丁目 9 番 2 号
	佃リバーシティ自治会	AA	佃二丁目 1 番 2 号、2 番 6 号から 10 号
	カーサ相生自治会	BB	佃二丁目 22 番 6 号
	リバーシティ 21.4 号棟自治会	CC	佃二丁目 2 番 4 号
	THE TOKYO TOWERS 自治会	DD	勝どき六丁目 3 番 1 号、2 号
ザ・パークハウス晴海タワーズ クロレジデンス自治会	EE	晴海二丁目 3 番 30 号	

◇ 地域サロン

●子ども・子育て向けのサロン等

サロン名名称	開催日時・開催場所	活動内容
1. あかちゃん天国 (月島児童館内)	9時～17時(祝日等休館日あり) 月島児童館	親子のふれ合い、仲間づくり、子育て相談
2. あかちゃん天国 (晴海児童館内)	9時～17時(祝日等休館日あり) 晴海児童館	
3. あかちゃん天国 (子ども家庭支援センター「きらら中央」内)	9時～17時(祝日等休館日あり) 子ども家庭支援センター「きらら中央」	
4. きららの会	隔週月曜 10 時～12 時 月島社会教育会館	ヨガや体操を通じた親子の交流と仲間づくり
5. 聖ルカこども村	第2・第4土曜 13 時半～16 時 月島聖ルカ保育園	様々な経験・遊びを通して、子どもたちが交流する場
6. にこにこ食堂	第2木曜 17 時半～19 時 シニアセンター	子ども食堂
リラックス・スリム体操の会	月1回火曜 or 木曜 10 時半～12 時 マンション集会室、自宅(会場は不定)	ベビーピクスを通じた親子の交流と仲間づくり

△高齢者向けのサロン等

サロン名称	開催日時・開催場所	活動内容
高齢者向け 1. 月島交流カフェ	第2・第4火曜 13 時半～15 時半 月島区民館3号室	ストレッチ、筋トレ、音楽体操、脳トレ、栄養講座、手品、折り紙、歌など
2. よりみちクラブ	毎週水曜 13 時半～15 時半 ※第2水曜のみ 10 時～12 時 勝どきデイルーム	粹トレ、スクエアステップ、体カテスト、脳トレ、参加者同士の交流など
3. 勝どきデイルーム こころ	第1・第3月曜 13 時半～15 時半 勝どきデイルーム	粹トレ、健康体操、脳トレ、折り紙、手芸、歌など
4. スマ・スポクラブ	第1・3・5水曜 10 時～12 時 勝どきおとしより相談センター	粹トレ、転倒予防体操、理学療法士による運動指導、スクエアステップ、体カテストなど
5. ステップアップクラブ	第2・第4火曜 14 時～16 時 勝どきおとしより相談センター	転倒予防体操、機能向上体操、健康講座、脳トレなど
6. からだスマイル倶楽部	第2・第4月曜 13 時半～14 時 45 分 勝どきおとしより相談センター	イスヨガ、脳トレ、ストレッチ、ツボ押し、筋トレなど
7. 豊海いきいきクラブ	第2・第4火曜 13 時半～15 時半 豊海区民館3号室	粹トレ、転倒予防体操、脳トレ、吹き矢、カーレット、歌、折り紙など
8. サロン勝どき (認知症カフェ)	第3金曜 13 時半～16 時半 勝どきおとしより相談センター	認知症予防体操や脳トレ、参加者同士の交流など
9. 健康吹き矢クラブ	第1・第3日曜 10 時～12 時 シニアセンター	吹き矢による健康増進、交流
10. やよいクラブ	毎週月曜 14 時～15 時 マイホームはるみ	介護予防体操
11. のびのびクラブ	毎週金曜 10 時半～11 時半 マイホームはるみ	介護予防体操
12. かちどきなう	第1・3木曜 13 時半～15 時 第2・4水曜 10 時半～12 時 勝どきおとしより相談センター	木曜「椅子ヨガ体操スペシャル」 ☆健康によいおやつ付 水曜「初心者のためのダンス教室」
13. シニアサロン	第1or 第2土 or 日曜 10 時～13 時 コスモ東京ベイタワー集会室	親睦会、歳祝会、定例的な情報交換など
14. カフェキャナル	第2木曜 13 時半～15 時 スカイリンクタワー集会室	コーラス・健康体操などによる住民同士の交流
15. ひまわりサロン	第1日曜、第3火曜 14 時～15 時 都営勝どき1丁目アパート1号棟2階 集会室	健康体操など ※アパート掲示板のチラシ参照。 水曜に茶話会開催の場合あり。
16. 佃の渡しサロン	月1回午後 シニアセンター	健康、介護、生活に役立つ情報交換と交流(開催日はお間合わせください)
17. R65 月島カフェ	第3木曜 14 時～16 時 勝どきデイルーム	健康、カルチャー、歌
18. はるみ体操教室	毎月第1・3水曜 14 時～15 時半 マイホームはるみ	足腰しっかり体操や脳トレ、参加者同士の交流など
19. 晴海苑オレンジ カフェ(認知症カ フェ)	偶数月第3土曜 or 第3日曜 13 時半～15 時半 晴海苑	認知症予防体操や介護についての講座、参加者同士の交流
20. 認知症家族の 語りの場(認知症カ フェ)	奇数月第3日曜 13 時半～15 時 晴海苑	介護の悩みや不安の共有の場、介護に関する知識の提供

サロン名名称	開催日時・開催場所	活動内容
介護者家族向け 21. 月島サロン	奇数月第3木曜 14時～15時半 月島社会教育会館 or 月島区民センター	介護の悩みや不安の共有(祝日の時は日時変更の場合あり)
22. 介護を考える会	第4土曜 10時～12時 勝どきデイルーム	介護の情報交換と介護者同士の交流の場
23. サロンはるみさん(認知症カフェ)	第1金曜 13時半～15時 スカイリンクタワー2階集会室	認知症予防体操や参加者同士の交流

□外国人向けのサロン等

名称	開催日時・開催場所	活動内容
1. 月島日本語倶楽部	毎週火曜 10時～11時50分 月島社会教育会館	外国人のための日本語教室 (初級～中級)
2. にこにこ日本語	木曜(月3回)19時～20時半 佃区民館	外国人のための日本語教室 (レベルは問わない)

◎だれでも参加できるサロン等

サロン名名称	開催日時・開催場所	活動内容
1. おとなりカフェ・ちよこつと相談会	第1・3土曜、第2・4火曜 13時～16時 勝どきデイルーム	コミュニティカフェと困りごと相談会を同時開催
2. セルフケア・カフェ	第2土曜 13時～16時 勝どきデイルーム	五感を活用したモノづくり等を通じて自分自身を元気にするセルフケアの取り組み
3. にこにこカレー食堂	第4木曜 17時～19時 勝どきデイルーム	孤食の防止や多世代交流を目的とした誰でも利用できる食堂
4. ほっこりごはん会	第2土曜 17時～18時 月島聖公会ホール	孤食の防止や多世代交流を目的とした誰でも利用できる食堂
5. ぬくぬく食堂	第2木曜 17時～19時 勝どきデイルーム	孤食の防止や多世代交流を目的とした誰でも利用できる食堂及び子供の学習スペースの提供

(4) 地域活動者・団体グループインタビュー調査結果

地域の強みとして感じていること	地域の課題として感じていること
<ul style="list-style-type: none"> ・町会から地域の保育園や幼稚園などに声かけをして、地域活動に参加する機会をつくってくれている。 ・高齢者施設が充実しており、利用者が施設を選べる。家から一歩外に踏み出すとさまざまな施設があり、楽しめる。 ・下町の感覚でお節介を焼く人が多く、いけないことはいけないと注意することができる人が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・町会の高齢化や人手不足により、盆踊りのやぐらを立てるのも大変な状況になってきている。 ・地域活動を行っても参加者が少なく、参加を促す取組が必要。 ・人口は増えているが、人のかかわりが育っていないと感じる。 ・様々な理由で子育てに悩んでいる親に対して、地域のさりげないサポートが必要。 ・外国人はゴミ出しのルールなども分からない人が多く、生活面での支援が必要。

(5) 相談支援機関ヒアリング調査結果

相談支援を通して感じる地域の特徴

- ・新築のマンションなどが多く、若い共働き、経済力のある世帯が多い一方で、単身高齢者も多く、相談支援の内容も二分化している。
- ・臨海部は特に子どもの相談が増えている印象がある。
- ・昔ながらの住宅と高層マンションが混在し、子どもの数が増えている。様々な問題を抱えるケースが孤立しがちである。子どもの安全に対する地域の意識が強い。

(6) 今後の方向性

- ・高層マンションの建設等による急激な人口増加により、住民同士のつながりが弱くなっているため、新たな住民と従来の地域コミュニティの関わりが生まれるような機会や場を増やすことで関係性を深めていく。
- ・子育て中の核家族や単身高齢者世帯が多いため、そういった人が何かしらの地域活動に参加し地域の人と関係性をもてるよう、様々な趣味や目的別の活動ができる環境をつくり、地域活動における関わりの中で悩みを抱えている人や地域課題を発見できるような地域づくりを進めていく。
- ・子どもから高齢者まで多世代が交流できるような場の充実を図っていくことで、若い世代へ担い手を引き継いでいけるような関係性を生み、町会・自治会の運営をはじめとした地域活動の持続可能性を高める。
- ・地域福祉コーディネーター等との連携を図り、地域での活動において発見された地域生活課題へどのように対応していくか、支援を必要とする人をどのように地域で見守っていくかなど福祉専門職の気づきや助言を活かし、地域における課題解決力を高めていく。

2 中央区保健医療福祉計画推進委員会設置要綱

平成19年4月9日
19中福管第2号

(設置)

第1条 「中央区保健医療福祉計画」の改定、点検及び評価を行うため、中央区保健医療福祉計画推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進委員会は、次に掲げる事項について調査・検討を行い、その結果を区長に報告する。

- 一 中央区保健医療福祉計画の改定に関すること。
- 二 前号に掲げる計画の進捗状況の点検及び評価に関すること。
- 三 その他区長が必要と認めること。

(組織)

第3条 推進委員会は、29人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱し、又は任命する。

- | | |
|----------------------------|------|
| 一 学識経験を有する者 | 5人以内 |
| 二 医療関係団体の構成員 | 6人以内 |
| 三 福祉・教育関係団体の構成員 | 6人以内 |
| 四 公共的団体（前二号に掲げる団体を除く。）の構成員 | 3人以内 |
| 五 区民代表 | 2人以内 |
| 六 福祉サービス事業者 | 2人以内 |
| 七 区職員 | 5人以内 |

3 区民代表は、公募による。

4 推進委員会の下に幹事会を置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、選任の日から3年とする。

2 委員に欠員が生じた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等及びその職務)

第5条 推進委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は、委員の中から委員長が指名する。

3 委員長は、推進委員会を代表し、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第6条 推進委員会は、委員長が招集する。

(定足数及び表決)

第7条 推進委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 推進委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者等の出席)

第8条 推進委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第9条 推進委員会は、特に非公開とする必要がある場合を除き、公開とする。

(専門部会)

第10条 推進委員会に、専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

- 2 部会は、推進委員会から付託された事項について、専門的に調査研究し、その経過及び結果を推進委員会に報告する。
- 3 部会は、委員長が指名する委員をもって組織する。
- 4 部会に部会長を置き、委員長が指名する委員をもって充てる。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちからあらかじめ部会長の指名する者が、その職務を代理する。

(専門委員)

第11条 部会には専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、部会における調査研究に関し、専門的な知識を有する者のうちから、委員長が指名する。

(準用)

第12条 第6条から第9条までの規定は、部会について準用する。この場合において、「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第13条 推進委員会の庶務は、福祉保健部管理課において処理する。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年5月1日から施行する。
- 2 中央区保健医療福祉計画推進協議会設置要綱(平成13年5月28日13中福児第285号)は、廃止する。
- 3 中央区第二次保健医療福祉計画検討委員会設置要綱(平成16年2月26日15中福児第1654号)は、廃止する。
- 4 中央区介護保険事業推進委員会設置要綱(平成14年2月21日13中福介第615号)は、廃止する。
- 5 中央区障害福祉計画策定委員会設置要綱(平成18年5月23日18中福管第107号)は、廃止する。

附 則(21中福管第578号)

この要綱は、平成21年12月1日から施行する

3 中央区保健医療福祉計画推進委員会、地域福祉専門部会 委員名簿

(1) 中央区保健医療福祉計画推進委員会 委員名簿

区分	氏名	所属団体
学識経験者	大竹 智	立正大学社会福祉学部教授
	是枝 喜代治	東洋大学ライフデザイン学部教授
	和気 康太	明治学院大学社会学部教授
	櫻山 豊夫	(財)東京都結核予防会理事長
	山田 雅子	聖路加国際大学大学院教授
医療関係団体	遠藤 文夫	中央区医師会
	津布久 裕	日本橋医師会
	小筆 正弘	京橋歯科医師会 (令和元年6月20日まで)
	寺田 香織	京橋歯科医師会 (令和元年6月21日から)
	中村 章生	お江戸日本橋歯科医師会
	阿部 円	京橋薬剤師会
	渋谷 泰史	日本橋薬剤師会
福祉・教育関係団体	鈴木 英子	中央区民生・児童委員協議会
	相澤 俊一	中央区身体障害者福祉団体連合会
	片山 善明	中央区PTA連合会
	小川 美保子	中央区ひとり親家庭福祉協議会
	小川 京子	中央区高齢者クラブ連合会
	岸 雅典	中央区社会福祉協議会
公共的団体	松木 菊枝	京橋地域町会連合会
	安西 暉之	日本橋地域町会連合会
	橋本 彰	月島地域町会連合会
区民代表	飯塚 寿子	公募区民
	島田 育男	公募区民
福祉サービス事業者	吉澤 衣代	(介護) インターネットインフィニティー
	小林 哲	(障害) レインボーハウス明石
区職員	浅沼 孝一郎	企画部長
	黒川 眞	福祉保健部長 (平成31年3月31日まで)
	田中 智彦	福祉保健部長 (平成31年4月1日から)
	古田島 幹雄	高齢者施策推進室長 (平成31年3月31日まで)
	吉田 和子	高齢者施策推進室長 (平成31年4月1日から)
	中橋 猛	中央区保健所長 (平成31年3月31日まで)
	山本 光昭	中央区保健所長 (平成31年4月1日から)
	長嶋 育夫	教育委員会事務局次長

(敬称略・順不同)

(2) 地域福祉専門部会 委員名簿

区 分	氏 名	所 属 団 体
学識経験者	和 気 康 太	明治学院大学社会学部教授
	川 上 富 雄	駒澤大学文学部教授※
福祉・教育関係団体	鈴 木 英 子	中央区民生・児童委員協議会（京橋）
	平 賀 淳 子	中央区民生・児童委員協議会（日本橋）※
	早乙女 道 子	中央区民生・児童委員協議会（月島）※
	松 見 幸太郎	NPO法人キッズドア※
	岸 雅 典	中央区社会福祉協議会
	水 野 みゆき	おとしより相談センター※
	渡 辺 美恵子	基幹相談支援センター※
公共的団体	安 西 暉 之	日本橋地域町会連合会
区職員	田 中 智 彦	福祉保健部長
	吉 田 和 子	福祉保健部高齢者施策推進室長

（敬称略・順不同）

※は専門委員

4 中央区保健医療福祉計画推進委員会、地域福祉専門部会 検討経過

(1) 中央区保健医療福祉計画推進委員会 検討経過

回	開催日	検討内容
平成 30(2018)年度		
第1回	平成 30(2018)年 9月6日	<ul style="list-style-type: none"> 推進委員会の運営方法、検討事項等 中央区保健医療福祉計画 2015 の中間の点検・評価方法
第2回	平成 30(2018)年 12月3日	<ul style="list-style-type: none"> 分野別進捗評価と課題
第3回	平成 31(2018)年 3月26日	<ul style="list-style-type: none"> 分野別進捗評価と課題 分野別二次評価（案）
令和元(2019)年度		
第1回	令和元(2019)年 5月16日	<ul style="list-style-type: none"> 中央区保健医療福祉計画 2015 評価報告書（案） 地域福祉専門部会の設置 保健医療福祉計画改定スケジュール（案）
第2回	令和元(2019)年 8月6日	<ul style="list-style-type: none"> 中央区保健医療福祉計画改定の趣旨及び方向性、構成案等 地域福祉専門部会における検討状況
第3回	令和元(2019)年 10月29日	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉専門部会における検討結果の報告 改定計画の理念、施策の方向性及び取組等
第4回	令和元(2019)年 11月28日	<ul style="list-style-type: none"> 改定計画の中間のまとめ（案）
第5回	令和2(2020)年 1月30日	<ul style="list-style-type: none"> 中間のまとめに対するパブリックコメントの結果報告 中央区保健医療福祉計画 2020（仮称）推進委員会報告（案）

(2) 中央区保健医療福祉計画推進委員会 地域福祉専門部会 検討経過

	開催日	検討内容
第1回	令和元(2019)年 6月6日	<ul style="list-style-type: none"> 支援者団体等へのヒアリング、グループインタビューの実施 包括的な相談支援体制等について
第2回	令和元(2019)年 9月5日	<ul style="list-style-type: none"> 相談支援機関ヒアリング調査及び地域活動者・団体グループインタビュー調査の結果報告 包括的な相談支援体制、地域の担い手の確保等について 地域カルテ（案）
第3回	令和元(2019)年 10月3日	<ul style="list-style-type: none"> 包括的な支援体制、生活困窮者等の自立支援等について 地域カルテ（案）

(3) パブリックコメント

実施期間 令和元年 12月16日（月）から令和2年1月7日（火）まで

5 相談支援機関ヒアリング調査の実施概要

(1) 調査目的

各相談支援機関における相談の現状と課題を把握し、多機関協働による包括的な相談支援体制を検討するための基礎資料とするため。

(2) 調査対象

- 生活支援課
- 障害者福祉課
- 子ども家庭支援センター
- 福祉センター
- 精神障害者地域活動センター「ポケット中央」
- 基幹相談支援センター
- 子ども発達支援センター
- 介護保険課
- おとしより相談センター
- 健康推進課
- 社会福祉協議会

(3) 調査方法

ヒアリング

(4) 調査時期

令和元年6月20日～7月12日

(5) 調査項目

- ・複合的な課題を抱える世帯など単独の課では解決できない事例への対応の現状
- ・多機関連携に向けた取組や課題
- ・地域ごとの相談支援の特徴

6 地域活動者・団体グループインタビュー調査の実施概要

(1) 調査目的

地域支援活動やボランティア活動をされている方を対象としたグループインタビュー調査を実施し、地域ごとの課題を把握し、住民が主体的に地域生活課題に取り組める環境整備のための方向性の検討に向けた基礎資料とするため。

(2) 調査対象

子ども・子育て、障害者、高齢者、保健・医療、外国人など、各分野において地域支援活動などを行っているNPO法人やボランティア団体、町会・自治会、民生・児童委員など

活動地域	協力団体
京橋	○銀座育成婦人会 ○八丁堀元気ひろば（高齢者通いの場） ○京橋地域民生・児童委員協議会 ○土曜日日本語教室 ○NPO 法人リーブ・ウィズ・ドリーム ○社会福祉法人手をつなぐ育成会（中央区立レインボーハウス明石）
日本橋	○日本橋七の部連合町会 ○日本橋サロン（高齢者通いの場） ○日本橋地域民生・児童委員協議会 ○日曜にほんごクラブ
月島	○豊海町会 ○にこにこ食堂 ○月島地域民生・児童委員協議会 ○にこにこ日本語 ○社会福祉法人ひかりの子（月島聖ルカ保育園） ○勝どきテイルームこころ（高齢者通いの場）
中央区全域	○一般社団法人セルフケア・ネットワーク ○傾聴ボランティアグループ うさぎの会 ○家で死ねるまちづくり はじめの一歩の会

(3) 調査方法

グループインタビュー

(4) 調査時期

令和元年7月19日、23日、24日

(5) 調査項目

- ・地域の特徴だと思うこと
- ・地域の強みとして感じていること、また、課題として感じていること
- ・強みを生かすために、また、課題を解決するためにできることや必要なこと
- ・個人や団体としての取り組み、地域住民や相談機関等と連携して取り組んでいること、それについてうまくいっていることや困っていること